

資料5－5

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA46-9 r. 7.0
提出年月日	令和5年6月30日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について  
(重大事故等対処設備)  
比較表

2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを  
減圧するための設備【46条】

令和5年6月  
北海道電力株式会社

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>比較結果等をとりまとめた資料</b>			
<b>1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)</b>			
1-1) 設計方針・運用・体制等を変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由			
<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし</li> <li>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし</li> <li>c. 他社審査会合等の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし</li> <li>d. 当社が自主的に変更したもの：下記1件                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・余熱除去ポンプ入口弁の遠隔操作機構について操作補助のための資機材からSA設備に変更し、他遠隔操作弁の代替駆動源と同様、余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベをSA設備に追加した。</li> </ul> </li> </ul>			
1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由			
<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし</li> <li>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：下記4件                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・本条文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。【添付資料】</li> <li>・まとめ資料の構成を、女川まとめ資料と同様に設置変更許可申請書の構成とした。【全般】</li> <li>・類似する重大事故等対処手段を比較対象として、記載表現、構文を可能な限り取り入れた。【全般】</li> <li>・重大事故等対処設備（設計基準拡張）の設備分類を新たに設定し、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を既設置許可申請書にある設備分類の中に“重大事故等時”として追加する構成とした。【全般】</li> </ul> </li> <li>c. 他社審査会合等の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし</li> <li>d. 当社が自主的に変更したもの：なし</li> </ul>			
1-3) バックフィット関連事項			
なし			
<b>2. 大飯発電所3／4号炉まとめ資料との比較結果の概要</b>			
2-1) 編集上の差異			
<p><b>【差異A】</b> 1次冷却系のフィードアンドブリードに使用する設備として、泊では「余熱除去ポンプ」、「余熱除去冷却器」、「蓄圧タンク」及び「蓄圧タンク出口弁」を含めて記載しているが、大飯ではこれら機器を「その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備」として記載している。また、泊では「加圧器逃がし弁」を「1次冷却系のフィードアンドブリード」に含めているが、大飯では「加圧器逃がし弁」を「1次冷却系の減圧」とし、「1次系のフィードアンドブリード」と合わせて使用するとしている。記載箇所が相違するが、2次冷却設備からの除熱機能が喪失した場合に重大事故等対処設備として使用することに相違はない。</p> <p><b>【差異B】</b> 大飯では、蒸気発生器2次側による炉心冷却として、タービン動補助給水ポンプの機能回復と電動補助給水ポンプの機能回復をまとめて記載しているが、泊では技術的能力1.3における整理と同様に、蒸気発生器2次側からの除熱に使用するポンプの機能回復の手段毎に記載している。記載内容の比較を行った結果、同様の内容が記載されていることを確認した。</p> <p><b>【差異C】</b> 大飯では、蒸気発生器伝熱管破損発生時とインターフェイスシステムLOCA発生時の1次冷却系の減圧をまとめて記載しているが、泊では技術的能力1.3における整理と同様に、別手段として記載している。記載内容の比較を行った結果、同様の内容が記載されていることを確認した。</p> <p><b>【差異D】</b> 他条文にて詳細を記載する旨の文章（例；ディーゼル発電機・・・については「2.14 電源設備【57条】」に記載する。）について、大飯では各対応手段毎の文章末尾に記載していたが、泊では5.5.2 設計方針の末尾に一括して記載した。（伊方3号炉と同様の編集方針である。また、女川も同様に5.5.2 設計方針の末尾に一括して記載している。）</p>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>2-2) 対応手順・設備の主要な差異</b>			
【差異①】 可搬型設備への燃料の給油のため、(可搬型)タンクローリーに燃料油を汲み上げるが、大飯ではタンクローリーにより直接汲み上げるのに対し、泊では直接汲み上げに加え、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて汲み上げる手段を整備している。(美浜3号と同様)			
<p>大飯3/4号炉では、可搬型設備への燃料供給を次の設計としている。</p> <p>(可搬型設備の燃料として重油、軽油の2種類を使用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空冷式非常用発電装置、電源車、ディーゼル発電機：重油を使用 上記以外の設備 : 軽油を使用</li> <li>重油の保管方法 : 重油燃料油貯蔵タンク及び重油タンク</li> <li>燃料の汲み上げ方法 : タンクローリーの直接汲み上げ</li> </ul> <p>泊3号炉では、可搬型設備への燃料供給を次の設計としている。</p> <p>(可搬型設備の燃料として軽油のみ使用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料を必要とするSA設備 : 軽油を使用</li> <li>軽油の保管方法 : ディーゼル発電機燃料油貯蔵タンク(SA)</li> <li>燃料の汲み上げ方法 : タンクローリーの直接汲み上げ、燃料油移送ポンプを介した汲み上げ</li> </ul> <p>燃料補給に使用する設備は、泊は各代替電源設備の構成設備に含まれ各条SA手段の構成設備として個別に記載しておらず、大飯は各条SA手段の構成設備として記載していることから、大飯記載欄にのみ赤字識別を行っている。</p>			
<p><u>大飯3/4号炉 据機駆動用燃料の汲み上げ</u></p> <p>(57条概略系統図から引用。本図の供給先は電源設備を示している)</p>			
<p><u>泊3号炉 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から各設備への補給 (直接汲み上げ時)</u></p> <p><u>泊3号炉 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から各設備への補給 (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時)</u></p> <p><u>泊3号炉 燃料タンク (SA) から各設備への補給</u></p> <p>(57条系統概要図から引用)</p>			

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊 3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

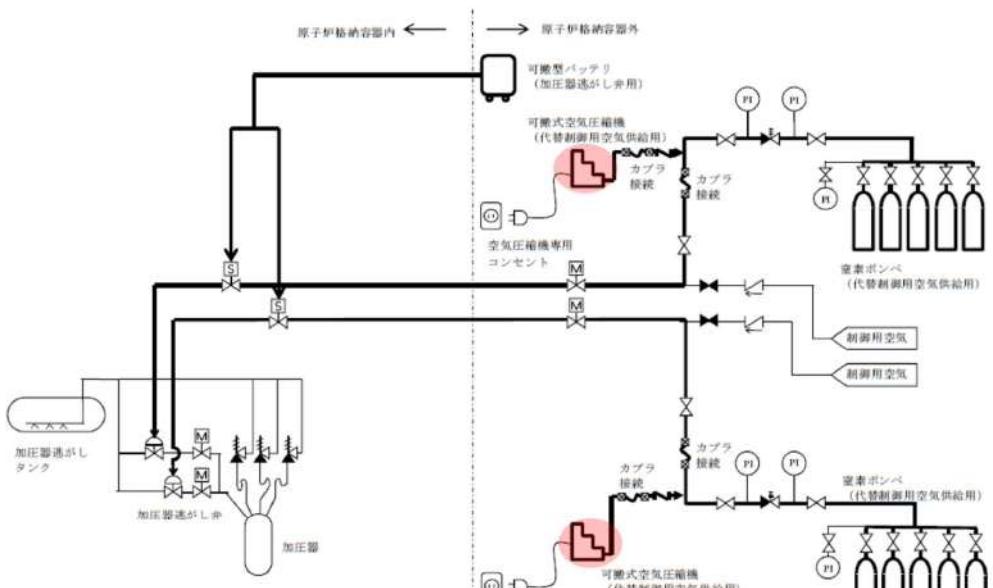
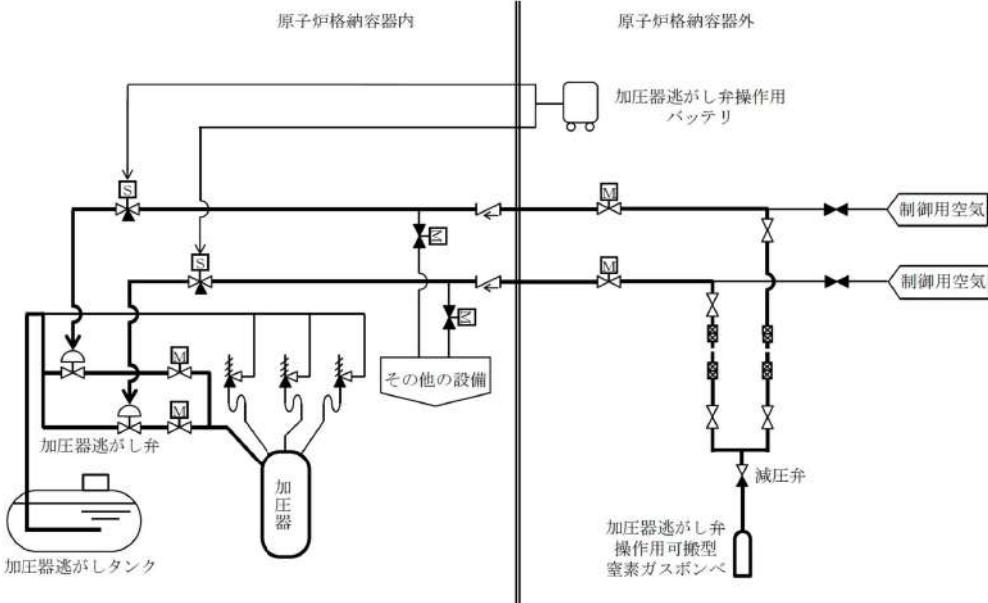
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>2-2) 対応手順・設備の主要な差異（つづき）</b>			
【差異②】大飯では、高圧注入系にはう酸注入タンクを設置していないが、泊ではう酸注入タンクを設置している。また、再循環サンプ取水ラインの系統構成（高圧注入系、低圧注入系、格納容器スプレイ系の組合せ）が異なっている。			
<p>大飯 3/4 号炉 再循環サンプを水源とした系統構成</p>	<p>泊 3号炉 再循環サンプを水源とした系統構成</p>	<p>(う酸注入タンク (BIT) の設置)</p> <p>比較的初期のプラント（高浜 3/4 号炉、川内 1/2 号炉等）では、主蒸気管破断（過冷却事象）に対する対応として、高濃度のう酸水を保有するう酸注入タンクをポンプ吐出側に設置している。大飯 3/4 号炉以降（伊方 3 号炉、玄海 3/4 号炉）、燃料取替用水タンクのう酸水で充分な未臨界性は確保可能であることから BIT を非設置としているが、泊 3 号炉では、将来の炉心運用に柔軟性をもたせるため、高浜 3/4 号炉、川内 1/2 号炉等と同様に BIT を設置している。</p> <p>（再循環サンプ取水ラインの構成）</p> <p>比較的初期のプラントでは、非常用炉心冷却系 (ECCS) と原子炉格納容器スプレイ系 (CSS) はそれぞれ分離・独立した取水ライン構成が採用されている。大飯 3/4 号炉では、隔離弁は独立に設置するものの、取水ライン自体は統合した構成が採用されている。伊方 3 号炉、玄海 3/4 号炉では、取水ライン・隔離弁も ECCS と CSS で統合した構成としている。ただし、伊方 3 号炉については、隔離弁の開不能を想定し、片トレーンの隔離弁にはバイパス弁を設置している。</p> <p>泊 3 号炉では、高圧注入系 (SIS) と原子炉格納容器スプレイ系 (CSS) は取水ライン・隔離弁を統合しているが、低圧注入系 (RHR) は独立に取水ライン・隔離弁を設置する構成としている。</p>	

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2-2) 対応手順・設備の主要な差異			
【差異③】 加圧器逃がし弁の機能回復において、泊は、加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ及び加圧器逃がし弁操作用バッテリにて加圧器逃がし弁の機能回復が可能である（川内・伊方と同様）が、大飯は可搬式空気圧縮機も使用する。いずれも加圧器逃がし弁の機能回復に十分な容量を有している。			
また、泊の SA 手段では、加圧器逃がし弁操作用バッテリの他、常設代替交流電源設備による常設直流直流電源系統への給電にて、加圧器逃がし弁の電磁弁の作動に必要な直流電源の供給が可能であるため、常設代替交流電源設備を加圧器逃がし弁の機能回復の構成設備としている。（代替交流電源からの給電により、直流電源系の機能回復が可能である（他 PWR 電力も同様）ことを手段として明示）			
 <p>第5.5.7図 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 概略系統図 (7)</p>			
 <p>泊 3号炉 加圧器逃がし弁の機能回復</p>			

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>2-3) 名称は違うが同等の設備</b>			
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉		
復水ピット	補助給水ピット		
タービン動補助給水ポンプ起動弁	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁		
空冷式非常用発電装置	常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機)		
タンクローリー	可搬型タンクローリー		
窒素ポンベ (代替制御用空気供給用)	加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ		
可搬型バッテリ (加圧器逃がし弁用)	加圧器逃がし弁操作用バッテリ		

## 2-4) その他 3連比較表の作成方針

- 本3連比較表は、基準適合に係る設計を反映するために比較するプラントとして同一炉型（PWR）である大飯発電所3／4号炉のまとめ資料と泊3号炉のまとめ資料を比較し、凡例に従い記載の相違箇所と相違理由を整理した後、先行審査実績を反映するために比較するプラントとして女川2号炉の設置変更許可申請書の記載を取り込む手順にて作成した。
- 女川2号炉の記載を取り込んだ結果、大飯3／4号炉と記載の相違が生じることとなるが、この相違理由は女川との記載の統一によるものであり、凡例に従って大飯3／4号炉の文字色を変更することにより同一炉型での相違箇所と相違理由が埋もれてしまう場合があることから、当初記載した文字色は原則変更しないように作成した。

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</b>	<b>3.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】</b>	<b>2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】</b>	<b>女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容は、灰色ハッティングとする。</b>
2.3.1 適合方針  原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。	<p>5.5 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 5.5.1 概要 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の系統概要図を第5.5-1図から第5.5-3図に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>また、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系が使用できる場合は重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。高圧炉心スプレイ系については、「5.3 非常用炉心冷却系」、原子炉隔離時冷却系については、「5.8 原子炉隔離時冷却系」に記載する。</p> </div> <p style="text-align: right;">女川2号炉 45条より</p> <p>5.5.2 設計方針 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧時に炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備として主蒸気逃がし安全弁を設ける。</p>	<p>5.5 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 5.5.1 概要 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の系統概要図を第5.5.1図から第5.5.10図に示す。</p> <p>また、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である1次冷却設備の加圧器逃がし弁、非常用炉心冷却設備のうち蓄圧注入系及び2次冷却設備のうちターピン動補助給水ポンプ、電動補助給水ポンプ、補助給水ピット、主蒸気逃がし弁が使用できる場合は重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。1次冷却設備については、「5.1 1次冷却設備」、非常用炉心冷却設備については、「5.3 非常用炉心冷却設備」、2次冷却設備については、「5.11 2次冷却設備」に記載する。</p> <p>5.5.2 設計方針 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧時に炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備として、主蒸気逃がし弁及び加圧器逃がし弁を設ける。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・重大事故等対処設備（設計基準拡張）の位置づけを追加した。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 設計方針冒頭の宣言については、許可基準及び解釈による要求に対応する設備を記載する。46条の場合、BWRは主蒸気逃がし安全弁、PWRは主蒸気逃がし弁及び加圧器逃がし弁を設置し、これら弁を機能させるためのSA手段を以降で記載する。</p>

## 泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第 46 条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(1) フロントライン系故障時に用いる設備</p> <p>a. 原子炉減圧の自動化</p> <p>主蒸気逃がし安全弁の自動減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、主蒸気逃がし安全弁を代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）により作動させ使用する。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁は、代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）からの信号により、主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アクチュエータに蓄圧された窒素をアクチュエータのピストンに供給することで作動し、蒸気を排気管によりサプレッションチャンバーのプール水面下に導き凝縮させることで、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧できる設計とする。</p> <p>なお、原子炉緊急停止失敗時に自動減圧系が作動すると、高圧炉心スプレイ系からの注水に加え、残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系から大量の冷水が注水され出力の急激な上昇につながるため、ATWS 緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）により自動減圧系及び代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）による自動減圧を阻止する。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主蒸気逃がし安全弁</li> <li>・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アクチュエータ</li> <li>・代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）（6.8 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備）</li> <li>・ATWS 緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）（6.7 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備）</li> </ul> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>泊の 1 次冷却系のフィードアンドブリードは交流駆動の高圧注入ポンプを使用する手段であることから、記載内容の比較のため、女川 47 条の交流駆動のポンプを使用する手段と記載内容を比較する。</p>	<p>(1) フロントライン系故障時に用いる設備</p> <p><b>【比較手段選定の注記】</b></p> <p>泊のフロント系故障時の SA 手段（1 次冷却系のフィードアンドブリード）は、運転員操作により原子炉冷却材圧力バウンダリに設置する加圧器逃がし弁を開閉し、高圧注入ポンプによる注水にて炉心を貪流冷却する手段であり、女川の代替自動減圧回路による主蒸気逃がし安全弁の動作及び ATWS 緩和設備による原子炉緊急停止失敗時に自動減圧を阻止する制御機能を組み合わせた手段と異なることから、原子炉減圧の自動化についての使用方法の記載、主要設備及びその他設備に係る記載との比較は行わない。</p> <p>主要設備等に係る記載の比較は、次葉の女川の別 SA 手段を掲載し比較する。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水ピット及び主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（1次冷却系の減圧）として、1次冷却設備の加圧逃がし弁を使用する。また、これとあわせて重大事故等対処設備（1次冷却系のフィードアンドブリード）である、非常用炉心冷却設備のうち高圧注入系の高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットを使用する。</p> <p>加圧器逃がし弁は、開操作することにより1次冷却系を減圧できる設計とする。また、燃料取替用水ピットを水源とする高圧注入ポンプは、安全注入系により原子炉へほう酸水を注水できる設計とする。</p> <p>（1）フロントライン系故障時に用いる設備</p> <p>（i）1次冷却系統のフィードアンドブリード</p> <p>電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水タンク又は主蒸気逃がし弁の故障等により2次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（1次冷却系統のフィードアンドブリード）として、非常用炉心冷却設備のうち高圧注入系の高圧注入ポンプ及び燃料取替用水タンク、1次冷却設備の加圧器逃がし弁、非常用炉心冷却設備のうち蓄圧注入系の蓄圧タンク並びに余熱除去設備の余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器を使用する。</p> <p>燃料取替用水タンクを水源とした高圧注入ポンプは、炉心へのほう酸水の注入を行い、加圧器逃がし弁を開操作することでフィードアンドブリードができる設計とする。また、蓄圧タンクはフィードアンドブリード中に1次冷却材との圧力差によりほう酸水を炉心へ注入できる設計、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器はフィードアンドブリード後に原子炉を低温停止状態とする設計とする。</p> <p style="text-align: right;">伊方3号炉</p>	<p>（a）低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による発電用原子炉の冷却 残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系の機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）を使用する。</p> <p>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）は、復水移送ポンプ、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、復水移送ポンプにより、復水貯蔵タンクの水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。</p> <p>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁（直流）は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">女川2号炉 47条より</p>	<p>（i）1次冷却系のフィードアンドブリードによる原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧 2次冷却設備からの除熱を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、1次冷却系のフィードアンドブリードを使用する。</p> <p>1次冷却系のフィードアンドブリードは、非常用炉心冷却設備のうち高圧注入系の高圧注入ポンプ、燃料取替用水ピット、格納容器再循環サンプ、格納容器再循環サンプスクリーン、余熱除去設備の余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器、1次冷却設備の加圧器逃がし弁、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、高圧注入ポンプにより、燃料取替用水ピットの水を原子炉容器へ注水し、加圧器逃がし弁を開操作することで、フィードアンドブリードによって、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧できる設計とする。</p> <p>また、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧中に蓄圧タンクの水を1次冷却材との圧力差により原子炉容器へ注水し、注水完了後に蓄圧タンク出口弁を閉止できる設計とする。さらに、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器は、発電用原子炉を低温停止状態とできる設計とし、余熱除去ポンプが使用できない場合には、格納容器再循環サンプ水位が再循環切替可能水位に到達後、高圧注入ポンプにより、格納容器再循環サンプの水を再循環運転で原子炉容器へ注水し、加圧器逃がし弁を開操作することで、フィードアンドブリードの継続によって、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧を継続できる設計とする。</p> <p>高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプ及び系統構成に必要な電動弁は、非常用交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、加圧器逃がし弁は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 記載方針の相違 ・機能喪失設備の記載を技術的能力と整合させた。（伊方と同様） 記載方針の相違【差異A】 ・1次系の減圧は、技術的能力の対応手順において1次冷却系のフィードアンドブリードに含まれることから、SA設備（手順）としては、1次冷却系のフィードアンドブリードとした。（伊方と同様、以降同様。） 【女川】 記載方針の相違 ・泊は、フィードアンドブリードに使用する複数の設備の設備区分が異なるため、設備区分を記載する。 【大飯】 記載方針の相違 ・高圧注入ポンプは高圧注入系の機器であり、他系統を経由した注水経路とならないため、送水する系統名は記載しない。（大飯と同様。） 【女川】 記載方針の相違 ・高圧注入ポンプは高圧注入系の機器であり、他系統を経由した注水経路とならないため、送水する系統名は記載しない。（大飯と同様。） 【大飯】 記載方針の相違【差異A】 ・1次冷却系の減圧中に蓄圧タンクの水が自動注水され及び注水完了後に蓄圧タンクを隔離した後、高圧注入ポンプによる燃料取替用水ピットからの注水完了後に余熱除去設備にて低温停止状態とでき、余熱除去設備への切替不能な場合には、再循環サンプを水源としてフィードアンドブリードを継続することから、余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器を主要な設備として抽出し、余熱除去運転不能時に使用する再循環サンプおよび再循環サンプスクリーンはその他の設備として分類する。（伊方と同様；但し、伊方はサンプ・サンプスクリーンは含めていない） 【女川】 ・本手段はフロントライン系故障時の手段であり交流動力電源は健全であるため、代</p>

## 泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊 3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加圧器逃がし弁</li> <li>・高圧注入ポンプ</li> <li>・燃料取替用水ピット</li> </ul> <p>その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、加圧器逃がし弁及び高圧注入ポンプの電源として使用するディーゼル発電機、非常用炉心冷却設備のうち蓄圧注入系の蓄圧タンク及び蓄圧タンク出口弁、非常用炉心冷却設備のうち低圧注入系の余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器並びに非常用炉心冷却設備の格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンがあり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、ディーゼル発電機の詳細については「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、加圧器サージ管及び1次冷却材管については、「2.20 1次冷却設備」にて記載する。</p>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復水移送ポンプ</li> <li>・復水貯蔵タンク（5.7 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備）</li> <li>・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・代替所内電気設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・所内常設蓄電式直流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> </ul> <p>本系統の流路として、補給水系、高圧炉心スプレイ系及び残留熱除去系の配管及び弁並びに燃料プール補給水系の弁を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準対象施設である原子炉圧力容器を重大事故等対処設備として使用し、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p style="text-align: right;">女川 2号炉 47条より</p>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加圧器逃がし弁</li> <li>・高圧注入ポンプ</li> <li>・燃料取替用水ピット</li> <li>・蓄圧タンク</li> <li>・蓄圧タンク出口弁</li> <li>・余熱除去ポンプ</li> <li>・余熱除去冷却器</li> <li>・所内常設蓄電式直流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> </ul> <p>本系統の流路として、非常用炉心冷却設備のうち高圧注入系のほう酸注入タンク、非常用炉心冷却設備、高圧注入系、蓄圧注入系並びに余熱除去設備の配管及び弁を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準対象施設である1次冷却設備並びに設計基準事故対処設備である非常用炉心冷却設備のうち格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンを重大事故等対処設備として使用し、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及び原子炉補機冷却設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p>	<p>替電源設備からの給電は記載しない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違【差異A】 ・泊は、1次冷却系のフィードアンドブリードにおいて、蓄圧タンクは自動動作する設備として、また、余熱除去ポンプ及び冷却器は、一連のフィードアンドブリード操作として使用する設備とし、主要な設備として記載している。大飯は、余熱除去運転に使用する設備は、その他の設備としているため記載箇所が相違している。</p> <p>【女川】 ・本手段はフロントライン系故障時の手段であり交流動力電源は健全であるため、代替電源設備からの給電は記載しない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 設計方針の相違【差異②】 ・大飯 3／4号炉にはほう酸注入タンクがない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違【差異A】 ・大飯は、余熱除去運転に使用する設備を他の設備として整理しているが、余熱除去運転の確立を確認した後、フィードアンドブリードの停止操作を行うことから、泊は余熱除去運転に使用する設備も主要な設備としている。</p> <p>・高圧注入ポンプによる再循環サンプ及びサンプスクリーンを使用した再循環運転は、フィードアンドブリード運転にて、余熱除去運転ができない場合のフィードアンドブリードを継続する手段としてその他の設備として整理する方針は同じ。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>加圧器逃がし弁の故障等により1次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）として、給水設備のうち<b>補助給水系</b>の電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、<b>給水処理設備の復水ピット</b>並びに主蒸気系統設備の主蒸気逃がし弁を使用する。</p> <p><b>復水ピット</b>を水源とする電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水し、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器2次側での炉心冷却による1次冷却系の減圧を行う設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電動補助給水ポンプ</li> <li>・タービン動補助給水ポンプ</li> <li>・復水ピット</li> <li>・蒸気発生器</li> <li>・主蒸気逃がし弁</li> </ul> <p>主蒸気系統設備を構成する主蒸気管は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路にかかる機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、電動補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁の電源として使用するディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については「2.14電源設備【57条】」にて記載する。</p>	<p>b. 手動による原子炉減圧</p> <p>主蒸気逃がし安全弁の自動減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、<b>主蒸気逃がし安全弁</b>を手動により作動させて使用する。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁は、中央制御室からの遠隔手動操作により、<b>主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ</b>又は<b>主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ</b>に蓄圧された窒素をアクチュエータのピストンに供給することで作動し、蒸気を排気管によりサブレッショングレンチのブル水面下に導き凝縮させることで、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主蒸気逃がし安全弁</li> <li>・主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ</li> <li>・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ</li> </ul> <p>・所内常設蓄電式直流電源設備（10.2代替電源設備）</p> <p>・常設代替直流電源設備（10.2代替電源設備）</p> <p>・可搬型代替直流電源設備（10.2代替電源設備）</p> <p>本系統の流路として、主蒸気系配管及びクエンチャを重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>(ii) 蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧</p> <p>加圧器逃がし弁の故障等により1次冷却系の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、蒸気発生器2次側からの除熱を使用する。</p> <p>蒸気発生器2次側からの除熱は、2次冷却設備のうち<b>補助給水設備</b>の電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、<b>補助給水ピット</b>、<b>主蒸気設備</b>の主蒸気逃がし弁、<b>1次冷却設備</b>の蒸気発生器、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプにより<b>補助給水ピット</b>の水を蒸気発生器へ注水とともに、主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側からの除熱により主蒸気逃がし弁から放出することで、<b>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧できる</b>設計とする。</p> <p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <p>・所内常設蓄電式直流電源設備（10.2代替電源設備）</p> <p>本系統の流路として、2次冷却設備のうち<b>給水設備</b>、<b>補助給水設備</b>及び<b>主蒸気設備</b>の配管及び弁を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>その他、<b>設計基準事故対処設備</b>である2次冷却設備のうち電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁、<b>補助給水ピット</b>及び<b>1次冷却設備</b>のうち蒸気発生器並びに非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川審査実績の反映</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、蒸気発生器2次側からの除熱に使用する複数の設備の設備区分が異なるため、設備区分を記載する。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な設備として、蒸気発生器を記載した。(伊方と同様)</li> </ul> <p>【女川・大飯】</p> <p>蒸気発生器2次側からの除熱で使用する設備は、設計基準拡張としての使用であり、その他設備として記載する。(泊は水源である補助給水ピットも含めて設計基準拡張)。</p> <p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本手段はフロントライン系故障時の手段であり交流動力電源は健全であるため、代替電源設備は記載しない。</li> <li>・女川が非常用交流電源設備を記載していないとの同様、泊は非常用交流及び直流電源設備を主要な設備としては記載しない。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な設備以外に使用する重大事故等対処設備について、流路として使用する範囲、重大事故等対処設備の分類を明確化した記載とした。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、<b>タービン動補助給水ポンプ</b>及び<b>電動補助給水ポンプ</b>の機能回復のための設備として以下の重大事故等対処設備（<b>補助給水ポンプの機能回復</b>）を設ける。</p> <p>全交流動力電源及び常設直流電源系が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（<b>補助給水ポンプの機能回復</b>）として、給水設備のうち<b>補助給水系</b>のタービン動補助給水ポンプ及び<b>電動補助給水ポンプ</b>、給水処理設備の復水ピット並びにタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁及びタービン動補助給水ポンプ起動弁を使用する。また、代替電源として、空冷式非常用発電装置を使用する。</p> <p>復水ピットを水源とするタービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプは、蒸気発生器に注水するため、現場での人力による専用工具を用いたタービン動補助給水ポンプ軸受への給油及びタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁の操作と、人力によるタービン動補助給水ポンプ起動弁の操作によりタービン動補助給水ポンプの機能を回復し、蒸気発生器2次側による炉心冷却によって、1次冷却系の十分な減圧及び冷却ができる設計とし、その期間内に1次冷却系の減圧対策及び低圧時の冷却対策が可能な時間的余裕をとれる設計とする。電動補助給水ポンプの電源については空冷式非常用発電装置より給電することで機能回復できる設計とする。</p>	<p>(2) サポート系故障時に用いる設備</p> <p><b>【比較手段選定の注記】</b> 泊の蒸気発生器2次側からの除熱と類似する女川SA手段として原子炉隔離時冷却系を現場手動起動（45条_5.4.2_(2)_a項）する手段について、以降の記載内容を比較する。</p> <p>a. 原子炉隔離時冷却系の現場操作による発電用原子炉の冷却</p> <p>全交流動力電源及び常設直流電源系統の機能喪失により、高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系での発電用原子炉の冷却ができない場合であって、中央制御室からの操作により高圧代替注水系が起動できない場合の重大事故等対処設備として、原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動させて使用する。</p> <p>原子炉隔離時冷却系は、全交流動力電源及び常設直流電源系統が機能喪失した場合においても、現場で弁を人力操作することにより起動し、蒸気タービン駆動ポンプにより復水貯蔵タンクの水を原子炉圧力容器へ注水することで原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。なお、人力による措置は容易に行える設計とする。</p>	<p>(2) サポート系故障時に用いる設備</p> <p><b>(i) 補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁のサポート系機能回復</b> 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、<b>補助給水ポンプ</b>及び<b>主蒸気逃がし弁</b>の機能回復のための<b>設備を含めた設備</b>として以下の重大事故等対処設備（<b>蒸気発生器2次側からの除熱</b>）を設ける。</p> <p>a. 蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧（現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動）</p> <p>全交流動力電源及び常設直流電源系統の機能喪失により、2次冷却設備からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧ができない場合であって、中央制御室からの操作によりタービン動補助給水ポンプが起動できない場合の重大事故等対処設備として、タービン動補助給水ポンプを現場操作により起動させて使用する。</p> <p>タービン動補助給水ポンプは、全交流動力電源及び常設直流電源系統が機能喪失した場合においても、蒸気発生器へ注水するため、現場での人力による専用工具を用いたタービン動補助給水ポンプ軸受への給油及びタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁の操作並びに現場での人力によるタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の操作により起動し、蒸気タービン駆動ポンプにより補助給水ピットの水を蒸気発生器へ注水するとともに、主蒸気逃がし弁を機能回復のための設備として記載し、45条の同SA手段と整合した記載とした。</p> <p>主蒸気逃がし弁は、現場において可搬型コンプレッサー又は窒素ポンベ等の接続と同等以上の作業の迅速性を有するとともに、駆動軸を現場にて人力で直接操作することによる操作の確実性及び空気作動に対する多様性を有する手動操作ができる設計とする。</p>	<p><b>【女川】</b> 記載方針の相違 ・泊は、サポート系機能故障時の機能回復として使用する設備を総括記載し、それぞれの対応手段を別項として記載した。</p> <p><b>【大飯】</b> 記載方針の相違【差異B】 ・泊は、同SA手段を設定の45条と同じく、45条基準解釈要求のあるT/D-AFWP機能回復と技術的能力審査基準1.2解釈に要求のあるM/D-AFWP機能回復の手段を設定しているため、それぞれを別手段として記載した。・M/D-AFWP機能回復は、P46-8に記載。</p> <p><b>【大飯】</b> 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p><b>【大飯】</b> 記載方針の相違 ・1次冷却系の減圧を行うため、タービン動又は電動補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁の機能を回復し、蒸気発生器2次側からの除熱を行うことから、主蒸気逃がし弁を機能回復のための設備として記載し、45条の同SA手段と整合した記載とした。</p> <p><b>【大飯】</b> 記載方針の相違 ・蒸気発生器2次側からの除熱は、45条及び46条で共通の対策（冷却及び減圧）であるが、各条の要求対応を明確化して記載している。（46条では、“主蒸気逃がし弁については…設計とする”の記載が該当し、大飯では46-9頁に記載がある）</p>

女川2号炉 45条より

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タービン動補助給水ポンプ</li> <li>・タービン動補助給水ポンプ起動弁</li> <li>・電動補助給水ポンプ</li> <li>・復水ピット</li> <li>・蒸気発生器</li> <li>・主蒸気逃がし弁</li> <li>・空冷式非常用発電装置（2.14 電源設備【57条】）</li> <li>・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（2.14 電源設備【57条】）</li> <li>・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】）</li> <li>・重油タンク（2.14 電源設備【57条】）</li> </ul> <p>空冷式非常用発電装置、タンクローリー、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>その他、設計基準対象施設である原子炉圧力容器を重大事故等対処設備として使用し、設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>女川2号炉 45条より</p>	<p>本系統の流路として、2次冷却設備のうち給水設備、補助給水設備及び主蒸気設備の配管及び弁を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である2次冷却設備のうちタービン動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁、補助給水ピット及び蒸気発生器を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・蒸気発生器2次側からの除熱（現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動）で使用する設備は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用するため、女川と同様に、主要な設備を列挙する記載とはしない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違【差異B】 ・電動補助給水ポンプ機能回復については、次頁に記載のため、電源回復に使用する設備は、本頁では対象設備ではない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・主要な設備以外に使用する重大事故等対処設備について、流路として使用する範囲、重大事故等対処設備の分類を明確化した記載とした。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>全交流動力電源及び常設直流電源系が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（補助給水ポンプの機能回復）として、給水設備のうち補助給水系のタービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプ、給水処理設備の復水ピット並びにタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁及びタービン動補助給水ポンプ起動弁を使用する。また、代替電源として、空冷式非常用発電装置を使用する。</p> <p>復水ピットを水源とするタービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプは、蒸気発生器に注水するため、現場での人力による専用工具を用いたタービン動補助給水ポンプ軸受への給油及びタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁の操作と、人力によるタービン動補助給水ポンプ起動弁の操作によりタービン動補助給水ポンプの機能を回復し、蒸気発生器2次側による炉心冷却によって、1次冷却系の十分な減圧及び冷却ができる設計とし、その期間内に1次冷却系の減圧対策及び低圧時の冷却対策が可能な時間的余裕をとれる設計とする。電動補助給水ポンプの電源については空冷式非常用発電装置より給電することで機能回復できる設計とする。</p>	<p>【比較手段選定の注記】 泊の蒸気発生器2次側からの除熱と類似する女川SA手段として原子炉隔離時冷却系に代替電源給電（45条_5.4.2_(2)_b項）する手段について、以降の記載内容を比較する。</p> <p>b. 代替電源設備による原子炉隔離時冷却系の復旧</p> <p>全交流動力電源が喪失し、原子炉隔離時冷却系の起動又は運転継続に必要な直流電源を所内常設蓄電式直流電源設備により給電している場合は、所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池が枯渇する前に常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は可搬型代替直流電源設備により原子炉隔離時冷却系の運転継続に必要な直流電源を確保する。</p> <p>原子炉隔離時冷却系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電により機能を復旧し、蒸気タービン駆動ポンプにより復水貯蔵タンクの水を原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。</p>	<p>b. 蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧（代替交流電源設備による電動補助給水泵ボンプへの給電）</p> <p>全交流動力電源が喪失し、電動補助給水泵ボンプの運転に必要な交流電源を確保できない場合は、常設代替交流電源設備により電動補助給水泵ボンプの運転継続に必要な交流電源を確保する。</p> <p>電動補助給水泵ボンプは、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、電動補助給水泵ボンプにより補助給水ピットの水を蒸気発生器へ注水及び主蒸気逃がし弁を現場にて人力で開操作することで、蒸気発生器2次側からの除熱によって、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧ができる設計とする。</p> <p>主蒸気逃がし弁は、現場において可搬型コンプレッサー又は窒素ボンベ等の接続と同等以上の作業の迅速性を有するとともに、駆動軸を現場にて人力で直接操作することによる操作の確実性及び空気作動に対する多様性を有する手動操作ができる設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違【差異B】 ・本頁は、電動補助給水泵ボンプ機能回復のみの手順に対応して記載している。（タービン動補助給水泵ボンプ機能回復はP46-6に記載）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・1次冷却系の減圧を行うため、タービン動又は電動補助給水泵ボンプ及び主蒸気逃がし弁の機能を回復し、蒸気発生器2次側からの除熱を行うことから、主蒸気逃がし弁を機能回復のための設備として記載し、45条の同SA手段と整合した記載とした。 ・蒸気発生器2次側からの除熱は、45条及び46条で共通の対策（冷却及び減圧）であるが、各条の要求対応を明確化して記載している。（46条では、“主蒸気逃がし弁について…設計とする”の記載が該当し、大飯では46-9頁に記載がある）</p>

本記載は、P46-6の再掲

女川2号炉 45条より

## 泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊 3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タービン動補助給水ポンプ</li> <li>・タービン動補助給水ポンプ起動弁</li> <li>・電動補助給水ポンプ</li> <li>・復水ピット</li> <li>・蒸気発生器</li> <li>・主蒸気逃がし弁</li> <li>・空冷式非常用発電装置（2.14 電源設備【57条】）</li> <li>・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（2.14 電源設備【57条】）</li> <li>・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】）</li> <li>・重油タンク（2.14 電源設備【57条】）</li> </ul> <p>空冷式非常用発電装置、タンクローリー、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。</p> <p>本記載は、P46-7 の再掲</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、主蒸気逃がし弁の機能回復のための設備で窒素ポンベ等の可搬型重大事故防止設備と同等以上の効果を有する措置として以下の重大事故等対処設備（主蒸気逃がし弁の機能回復）を設ける。</p> <p>全交流動力電源及び常設直流電源系が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（主蒸気逃がし弁の機能回復）として、手動にて主蒸気逃がし弁を使用する。</p> <p>主蒸気逃がし弁は、現場において可搬型コンプレッサー又は窒素ポンベ等を接続するとの同等以上の作業の迅速性、駆動軸を人力で直接操作することによる操作の確実性及び空気作動に対する多様性を有するため、手動設備として設計する。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主蒸気逃がし弁</li> </ul>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復水貯蔵タンク（5.7 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・可搬型代替直流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> </ul> </li> </ul> <p>その他、設計基準対象施設である原子炉圧力容器を重大事故等対処設備として使用し、設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>女川 2号炉 45条より</p>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> </ul> <p>本系統の流路として、2次冷却設備のうち給水設備、補助給水設備及び主蒸気設備の配管及び弁を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である2次冷却設備のうち電動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁、補助給水ピット及び蒸気発生器を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川審査実績の反映</li> <li>・蒸気発生器2次側からの除熱で使用する設備は、設計基準拡張としての使用であり、その他設備として記載する。（泊は水源である補助給水ピットも含めて設計基準拡張）ただし、常設代替交流電源設備により電動補助給水ポンプを復旧する手段であることから、女川と同様に、「主要な設備」として常設代替交流電源設備を記載する。 <p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯 3／4号炉は、燃料油貯蔵タンク及び重油タンク等を記載しているが、泊 3号炉は、常設代替直流電源設備の設備に含んでいる。 <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川審査実績の反映</li> <li>・主要な設備以外に使用する重大事故等対処設備について、流路として使用する範囲、重大事故等対処設備の分類を明確化した記載とした。 <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、蒸気発生器2次側からの除熱について、補助給水ポンプの機能回復と主蒸気逃がし弁の機能回復を含めた対応策として整理しており、大飯の主蒸気逃がし弁機能回復にかかる本記載は 46-6, 46-8 頁に記載している。</li> </ul> </li> </ul> </li></ul></li></ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、全交流動力電源及び常設直流電源系が喪失した場合を想定した加圧器逃がし弁の機能回復のための設備として以下の可搬型重大事故防止設備（加圧器逃がし弁の機能回復）を設ける。</p> <p>全交流動力電源及び常設直流電源系が喪失した場合を想定した可搬型重大事故防止設備（加圧器逃がし弁の機能回復）として、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）、可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）、可搬型代替直流電源設備の可搬型パッテリ（加圧器逃がし弁用）及び可搬式整流器を使用する。可搬型パッテリ（加圧器逃がし弁用）及び可搬式整流器は、加圧器逃がし弁の電磁弁へ給電し、かつ、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、加圧器逃がし弁に空気を供給し、空気作動弁である加圧器逃がし弁を動作させることで1次冷却系を減圧できる設計とする。可搬式整流器は、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p>	<p>a. 常設直流電源系統喪失時の減圧</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、主蒸気逃がし安全弁の機能回復のための重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備及び主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池を使用する。</p> <p>(a) 可搬型代替直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁機能回復</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、主蒸気逃がし安全弁の機能回復のための重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な常設直流電源系統が喪失した場合においても、125V直流電源切替盤を切り替えることにより、主蒸気逃がし安全弁（11個）の作動に必要な電源を供給できる設計とする。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備により所内常設蓄電式直流電源設備を受電し、作動に必要な直流電源が供給されることにより機能を復旧し、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>常設代替交流電源設備（10.2代替電源設備）</li> <li>可搬型代替交流電源設備（10.2代替電源設備）</li> </ul> <p style="text-align: center;">女川2号炉 46条後掲 (P46-14)</p> <p>高圧窒素ガス供給系（非常用）は、主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な主蒸気逃がし安全弁機能用アキュムレータ及び主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータの充填圧力が喪失した場合において、主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素を供給できる設計とする。</p> <p>なお、高圧窒素ガスポンベの圧力が低下した場合は、現場で高圧窒素ガスポンベの切替え及び取替えが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: center;">女川2号炉 46条後掲 (P46-12)</p>	<p>(ii) 加圧器逃がし弁の機能回復による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、全交流動力電源又は常設直流電源系統が喪失した場合を想定した加圧器逃がし弁の機能回復のための重大事故等対処設備として、加圧器逃がし弁の機能回復を使用する。</p> <p>加圧器逃がし弁の機能回復は、常設代替交流電源設備、加圧器逃がし弁操作用パッテリ、加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ、ホース、配管及び弁で構成し、全交流動力電源又は常設直流電源系統が喪失した場合においても、常設代替交流電源設備又は加圧器逃がし弁操作用パッテリにより常設直流電源系統に給電し、加圧器逃がし弁の電磁弁の作動に必要な直流電源を供給できる設計とともに、加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベは、加圧器逃がし弁の作動に必要な窒素を供給できる設計とする。</p> <p>なお、加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベの圧力が低下した場合は、現場で加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベの切替え及び取替えが可能な設計とする。</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 ・機能喪失設備の記載を技術的能力と整合させ、他SA手段の記載と同様、機能喪失想定について記載した。 【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・「直流電源喪失」と「全交流電源喪失（弁駆動源の喪失（制御用空気の供給圧力））」のいずれかにて本SA手段に着手することから、機能喪失想定は「又は」とした。 【女川】 記載方針の相違 ・女川は主蒸気逃がし安全弁に対して窒素ガスの喪失と電源の喪失をそれぞれ想定し、窒素ガス供給と代替電源供給に分けて記載しているが、泊は全交流電源又は常設直流電源の喪失により加圧器逃がし弁の駆動空気、操作電源を喪失するため、合わせて記載している。 このため、泊は小見出しの記載が不要であり、女川の小見出し直後の記載が、重複記載となるため記載していない。 【女川】 記載方針の相違 ・女川は、電源・駆動源の機能喪失を想定し、それぞれのSA手段として設定しているが、泊は、加圧器逃がし弁機能回復として電源・駆動源を機能回復させるSA手段のため、女川の後掲する駆動源のSA手段の記載と併せて記載している。 【大飯】 設計方針の相違【差異③】 ・大飯とSA設備が相違しているが、窒素ポンベ及びパッテリにて、加圧器逃がし弁の機能回復が可能であり、十分な容量も有している。（川内・伊方と同様） 【大飯】 設計方針の相違【差異③】 ・泊3の加圧媒体は窒素ポンベのみであることから、供給気体は窒素となる。</p>

## 泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第 46 条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）</li> <li>・可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）</li> <li>・可搬型パッテリ（加圧器逃がし弁用）</li> <li>・可搬式整流器（2.14 電源設備【57 条】）</li> <li>・空冷式非常用発電装置（2.14 電源設備【57 条】）</li> <li>・タンクローリー（3 号及び 4 号炉共用）（2.14 電源設備【57 条】）</li> <li>・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57 条】）</li> <li>・重油タンク（2.14 電源設備【57 条】）</li> </ul> <p>可搬式整流器、空冷式非常用発電装置、タンクローリー、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクについては、「2.14 電源設備【57 条】」にて記載する。</p>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替直流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>本系統の流路として、高圧窒素ガス供給系（非常用）、主蒸気系の配管及び弁並びに主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータを重大事故等対処設備として使用する。 その他、設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安全弁を重大事故等対処設備として使用し、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p style="text-align: right;">女川 2 号炉 46 条後掲（P46-12~13）</p> </div>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ（6.9.2 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備）</li> <li>・加圧器逃がし弁操作用パッテリ</li> <li>・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> </ul> <p>本系統の流路として、制御用圧縮空気設備の配管及び弁並びにホースを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である 1 次冷却設備の加圧器逃がし弁を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川審査実績の反映</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>設計方針の相違【差異③】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は大飯と異なり、可搬式空気圧縮機等を用いないことから、SA 設備に対する電源供給設備は不要である。</li> </ul> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加圧器逃がし弁操作用パッテリからの給電と同様、常設代替交流電源設備からの給電が可能である。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1 次冷却系の減圧には、機能回復対象である加圧器逃がし弁を使用するため、その他設備として記載した。（伊方と同様）</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構文比較の対象として引用した女川の SA 手段と異なり、泊の SA 手段は、全交流動力電源の喪失を想定しており、非常用交流電源は使用しない。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(b) 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による主蒸気逃がし安全弁機能回復</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、主蒸気逃がし安全弁の機能回復のための重大事故等対処設備として、主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池を使用する。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池は、主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な常設直流電源系統が喪失した場合においても、主蒸気逃がし安全弁の作動回路に接続することにより、主蒸気逃がし安全弁（2個）を一定期間にわたり連続して開状態を保持できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池</li> </ul> <p>b. 主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素喪失時の減圧</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、主蒸気逃がし安全弁の機能回復のための重大事故等対処設備として、高圧窒素ガス供給系（非常用）及び代替高圧窒素ガス供給系を使用する。</p> <p>(a) 高圧窒素ガス供給系（非常用）による窒素確保</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、主蒸気逃がし安全弁の機能回復のための重大事故等対処設備として、高圧窒素ガス供給系（非常用）を使用する。</p> <p>高圧窒素ガス供給系（非常用）は、主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アクチュエータ及び主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アクチュエータの充填圧力が喪失した場合において、主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素を供給できる設計とする。</p> <p>なお、高圧窒素ガスボンベの圧力が低下した場合は、現場で高圧窒素ガスボンベの切替え及び取替えが可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧窒素ガスボンベ（6.8 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備）</li> <li>・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> </ul> <p>本系統の流路として、高圧窒素ガス供給系（非常用）、主蒸気系の配管及び弁並びに主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アクチュエータを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安全弁を</p>	<p>【比較手段選定の注記】</p> <p>女川は、主蒸気逃がし安全弁の機能回復を図る手段として、a. (a)代替直流電源からの給電、a. (b)可搬型蓄電池による給電、b. (a)高圧窒素ガスボンベからの供給、b. (b)高圧窒素ガスボンベからの直接供給、c. (a)代替直流電源からの給電、c. (b)代替交流電源からの給電の複数の手段を設定している。これらのうち、泊の加圧器逃がし弁の機能回復と類似する手段は、a. (b)と b. (a)を組み合わせた手段であるが、a. (b)は2個の主蒸気逃がし安全弁への給電としたSA手段であるため、加圧器逃がし弁の機能回復との比較は、全台へ給電するSA手段であるa. (a)とb. (a)の手段との比較を行っている。</p> <p>女川の原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧手段は、フロント故障時の代替制御系、手動操作を含めて、主蒸気逃がし安全弁を動作させる手段であるのに対し、泊では相互に独立した冷却及び減圧が可能な1次系と2次系による減圧手段を設定しており、単一設備を作動させるためのSA手段と独立した系の使用も含めたSA手段として設計方針が相違していることから、本頁以降の女川SA手段との比較は、前述のとおりa. (b)とb. (a)について加圧器逃がし弁の機能回復と比較し、それ以外については比較の対象としない。</p> <p>女川のa. (a)、c. (a)、c. (b)の代替電源による機能回復手段は、57条の適合方針として同様の代替電源設備によるSA手段を設定している。</p>	

記載方針説明

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>重大事故等対処設備として使用し、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>(b) 代替高圧窒素ガス供給系による原子炉減圧 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、主蒸気逃がし安全弁の機能回復のための重大事故等対処設備として、代替高圧窒素ガス供給系を使用する。 代替高圧窒素ガス供給系は、主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ及び主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータの充填圧力が喪失した場合において、主蒸気逃がし安全弁のアクチュエータに直接窒素を供給することで、主蒸気逃がし安全弁（4個）を一定期間にわたり連続して開状態を保持できる設計とする。 なお、高圧窒素ガスピボンベの圧力が低下した場合は、現場で高圧窒素ガスピボンベの取替えが可能な設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧窒素ガスピボンベ（6.8 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備）</li> <li>・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・代替所内電気設備（10.2 代替電源設備）</li> </ul> 本系統の流路として、代替高圧窒素ガス供給系の配管、弁及びホースを重大事故等対処設備として使用する。 その他、設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安全弁を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>c. 代替電源設備を用いた主蒸気逃がし安全弁の復旧 (a) 代替直流電源設備による復旧 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備を使用する。 主蒸気逃がし安全弁は、可搬型代替直流電源設備により作動に必要な直流電源が供給されることにより機能を復旧し、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧できる設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替直流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> </ul> (b) 代替交流電源設備による復旧 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備を使用する。</p>		

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>主蒸気逃がし安全弁は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備により所内常設蓄電式直流電源設備を受電し、作動に必要な直流電源が供給されることにより機能を復旧し、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替交流電源設備（10.2代替電源設備）</li> <li>・可搬型代替交流電源設備（10.2代替電源設備）</li> </ul>		

## 泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊 3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、炉心溶融時における高圧溶融物放出及び格納容器内雰囲気直接加熱を防止するための設備として以下の重大事故等対処設備（1次冷却系の減圧）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（1次冷却系の減圧）として、1次冷却設備の加圧器逃がし弁を使用する。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・加圧器逃がし弁</p>	<p>(3) 炉心損傷時における高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱の防止</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、炉心損傷時に原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧状態である場合において、高圧溶融物放出及び格納容器雰囲気直接加熱による原子炉格納容器の破損を防止するための重大事故等対処設備として、主蒸気逃がし安全弁を使用する。</p> <p>本系統は、「(1) b. 手動による原子炉減圧」と同じである。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁は、中央制御室からの遠隔手動操作により、主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ又は主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータに蓄圧された窒素をアクチュエータのピストンに供給することで作動し、蒸気を排気管によりサプレッションチャンバーのプール水面下に導き凝縮させることで、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主蒸気逃がし安全弁</li> <li>・主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ</li> <li>・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ</li> <li>・所内常設蓄電式直流電源設備（10.2代替電源設備）</li> <li>・常設代替直流電源設備（10.2代替電源設備）</li> <li>・可搬型代替直流電源設備（10.2代替電源設備）</li> </ul> <p>本系統の流路として、主蒸気系配管及びクエンチャを重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>(3) 炉心損傷時における高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱の防止</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、炉心損傷時に原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧状態である場合において、高圧溶融物放出及び格納容器雰囲気直接加熱による原子炉格納容器の破損を防止するための重大事故等対処設備として、加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧を使用する。</p> <p>加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧は、中央制御室からの遠隔操作により加圧器逃がし弁を開操作し、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧することで、高圧溶融物放出及び格納容器雰囲気直接加熱による原子炉格納容器の破損を防止できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加圧器逃がし弁</li> </ul> <p>本系統の流路として、1次冷却設備の配管を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川審査実績の反映</li> </ul> <p>泊の記載を許可基準37条の原子炉格納容器の破損モードの記載と項見出しの記載を整合させた。</p>

## 泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊 3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第 46 条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、蒸気発生器伝熱管破損発生時の 1 次冷却材の原子炉格納容器外への漏えい量を抑制、<b>インターフェイスシステム LOCA 発生時の 1 次冷却材の原子炉格納容器外への漏えい量を抑制するための設備として以下の重大事故等対処設備（1 次冷却系の減圧）を設ける。</b></p> <p>重大事故等対処設備（1 次冷却系の減圧）として、<b>主蒸気系統設備</b>の主蒸気逃がし弁及び 1 次冷却設備の加圧器逃がし弁を使用する。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主蒸気逃がし弁</li> <li>・加圧器逃がし弁</li> </ul>	<p><b>【比較手段選定の注記】</b></p> <p>泊の蒸気発生器伝熱管破損発生時の減圧と類似する女川 SA 手段は、炉型の相違により該当する手段がない。主蒸気逃がし安全弁の遠隔操作による SA 手段を以下、再掲するが、1/2 次系を均圧するための手段と相違しており、他の女川記載の構文などを取り入れ、大飯との比較を実施するのみとする。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁は、中央制御室からの遠隔手動操作により、主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ又は主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータに蓄圧された窒素をアクチュエータのピストンに供給することで作動し、蒸気を排気管によりサプレッションチャンバのプール水面下に導き凝縮させることで、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主蒸気逃がし安全弁</li> <li>・主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ</li> <li>・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ</li> <li>・所内常設蓄電式直流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・常設代替直流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・可搬型代替直流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> </ul> <p>本系統の流路として、主蒸気系配管及びクエンチャを重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>(4) 蒸気発生器伝熱管破損発生時に用いる設備</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、蒸気発生器伝熱管破損発生時の 1 次冷却材の原子炉格納容器外への漏えい量を抑制するための重大事故等対処設備として、1 次冷却系の減圧を使用する。</p> <p>1 次冷却系の減圧は、<b>主蒸気設備</b>の主蒸気逃がし弁及び 1 次冷却設備の加圧器逃がし弁で構成し、主蒸気逃がし弁及び加圧器逃がし弁は、中央制御室からの遠隔手動操作により作動し、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び 2 次冷却設備を減圧することで、蒸気発生器伝熱管破損発生時の 1 次冷却材の原子炉格納容器外への漏えい量を抑制できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主蒸気逃がし弁</li> <li>・加圧器逃がし弁</li> </ul> <p>本系統の流路として、1 次冷却設備及び 2 次冷却設備のうち主蒸気設備の配管を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p><b>【大飯】</b></p> <p>記載方針の相違【差異 C】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術的能力と整合させ、IS-LOCA と SGTR 時の記載を分割した。（伊方と同様）</li> </ul> <p><b>【大飯】</b></p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川審査実績の反映</li> <li>・PWR 固有の設備であり、女川と比較対象にならない。</li> </ul> <p><b>【大飯】</b></p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川審査実績の反映</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、蒸気発生器伝熱管破損発生時の1次冷却材の原子炉格納容器外への漏えい量を抑制、インターフェイスシステムLOCA発生時の1次冷却材の原子炉格納容器外への漏えい量を抑制するための設備として以下の重大事故等対処設備（1次冷却系の減圧）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（1次冷却系の減圧）として、主蒸気系統設備の主蒸気逃がし弁及び1次冷却設備の加圧器逃がし弁を使用する。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主蒸気逃がし弁</li> <li>・加圧器逃がし弁</li> </ul> <p>本記載は、前頁の再掲</p>	<p>(4) インターフェイスシステム LOCA 発生時に用いる設備</p> <p>インターフェイスシステムLOCA発生時の重大事故等対処設備として、<b>主蒸気逃がし安全弁、原子炉建屋プローアウトパネル</b>及びHPCS注入隔離弁を使用する。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁は、中央制御室からの<b>手動</b>操作によって作動させ、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧させることで原子炉冷却材の漏えいを抑制できる設計とする。</p> <p>原子炉建屋プローアウトパネルは、高圧の原子炉冷却材が原子炉建屋原子炉棟内へ漏えいして蒸気となり、原子炉建屋原子炉棟内の圧力が上昇した場合において、外気との差圧により自動的に開放し、原子炉建屋原子炉棟内の圧力及び温度を低下させることができる設計とする。</p> <p>HPCS注入隔離弁は、現場で弁を操作することにより原子炉冷却材の漏えい箇所を隔離できる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動操作設備によって人力による操作が可能な設計とする。</p> <p>本記載は、女川2号炉の50条の参考掲載</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋プローアウトパネル</li> <li>・主蒸気逃がし安全弁</li> <li>・主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ</li> <li>・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ</li> <li>・所内常設蓄電式直流電源設備（10.2代替電源設備）</li> <li>・常設代替直流電源設備（10.2代替電源設備）</li> <li>・可搬型代替直流電源設備（10.2代替電源設備）</li> </ul>	<p>(5) インターフェイスシステム LOCA 発生時に用いる設備</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、インターフェイスシステムLOCA発生時の1次冷却材の原子炉格納容器外への漏えい量を抑制するための重大事故等対処設備として、<b>1次冷却系の減圧</b>及び余熱除去ポンプ入口弁を使用する。</p> <p>1次冷却系の減圧は、主蒸気設備の主蒸気逃がし弁及び1次冷却設備の加圧器逃がし弁で構成し、主蒸気逃がし弁及び加圧器逃がし弁は、中央制御室からの<b>遠隔手動</b>操作によって作動させ、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧させることで原子炉冷却材の漏えいを抑制できる設計とする。</p> <p>余熱除去ポンプ入口弁は、遠隔操作に必要な所内用圧縮空気設備が喪失した場合においても、余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベから弁駆動機構の作動に必要な圧縮空気を供給し、離れた場所から弁駆動機構を介して遠隔操作することにより、1次冷却材の漏えい箇所を隔離できる設計とする。</p> <p>なお、余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベの圧力が低下した場合は、現場で余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベの切替え及び取替えが可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主蒸気逃がし弁</li> <li>・加圧器逃がし弁</li> <li>・余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベ（6.9.2 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備）</li> </ul>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違【差異C】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術的能力と整合させ、IS-LOCAとSGTR時の記載を分割した。（伊方と同様）</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載方針の相違</li> </ul> <p>女川の本項以外のSA手段の記載、蒸気発生器伝熱管破損発生時の記載と整合させ、SA手段の目的を記載した。</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川審査実績の反映</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載方針の相違</li> </ul> <p>・中央制御室からの操作については前頁再掲箇所の記載と整合させ、遠隔手動操作とした。</p> <p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プローアウトパネルは、BWR固有の設備であり泊3号炉と比較対象とならない。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川審査実績の反映</li> </ul> <p>本対応と同様に代替駆動源としてポンベを用いる加圧器逃がし弁の機能回復と同様の方針とした。</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊では、余熱除去ポンプ入口弁をIS-LOCA時の設計方針として記載し、IS-LOCA対応では逃がし弁による系統減圧後に隔離弁を閉止するため、余熱除去ポンプ入口弁は漏えい抑制のための主要な設備ではなく漏えい抑制後に使用するその他設備に記載している。</li> </ul>
<p>インターフェイスシステムLOCA時に使用する余熱除去ポンプ入口弁は、遠隔駆動機構を用いることで離れた場所から弁駆動機構を介して遠隔操作できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・余熱除去ポンプ入口弁</li> </ul>			

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>本系統の流路として、主蒸気系配管及びクエンチャを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>なお、設計基準事故対処設備であるHPCS注入隔離弁を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>HPCS注入隔離弁については、「5.3 非常用炉心冷却系」に記載する。</p> <p>ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）については、「6.7緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備」に記載する。</p> <p>代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）及び高圧窒素ガスボンベについては、「6.8 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」に記載する。</p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備及び代替所内電気設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>本系統の流路として、1次冷却設備及び2次冷却設備のうち主蒸気設備の配管、所内用圧縮空気設備の配管及び弁並びにホースを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である余熱除去設備の余熱除去ポンプ入口弁を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>1次冷却設備の蒸気発生器については、「5.1 1次冷却設備」に記載する。</p> <p>原子炉補機冷却設備については、「5.9 原子炉補機冷却設備」に記載する。</p> <p>2次冷却設備のうちタービン動補助給水ポンプ、電動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁、補助給水ピット及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁並びに2次冷却設備のうち給水設備、補助給水設備及び主蒸気設備の配管及び弁については、「5.11 2次冷却設備」に記載する。</p> <p>加圧器逃がし弁の機能回復の加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ及びインターフェイスシステムLOCA発生時に用いる設備の余熱除去入口弁操作用可搬型空気ボンベについては、「6.9.2 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」に記載する。</p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備及び所内常設蓄電式直流電源設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊では、設計基準事故対応で機能を期待しない余熱除去ポンプ入口弁をIS-LOCA時に余熱除去設備の隔離のために使用することから、SA時に期待する機能を追加しており、設計基準拡張に該当しない。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川審査実績の反映</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違【差異D】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他条文にて適合性を記載する設備について各対応手段の末尾への記載から、適合方針末尾への一括記載に変更した。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2.3.1.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.3.1多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。	<p>5.5.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁、主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アクチュエータ及び主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アクチュエータは、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備としての安全機能を兼ねる設備であるが、想定される重大事故等時に必要となる個数に対して十分に余裕をもった個数を分散して設置する設計とする。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁は、代替高圧窒素ガス供給系による原子炉減圧として使用する4個を、可能な限り異なる主蒸気管に分散して設置する設計とする。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁は、代替高圧窒素ガス供給系による原子炉減圧として使用する4個を、電磁弁の排気側から直接窒素を供給して作動させることで、電磁弁を用いた主蒸気逃がし安全弁の作動に対し、多様性を有する設計とする。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁は、中央制御室からの手動操作又は代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）からの信号により作動することで、自動減圧機能による作動に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、主蒸気逃がし安全弁は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池からの給電により作動することで、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備からの給電による作動に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）の多様性、位置的分散については「6.8原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」に記載し、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備の多様性、位置的分散については「10.2代替電源設備」に記載する。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池は、所内常設蓄電式直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備と制御建屋内の異なる区画に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>5.5.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><b>【比較手段選定の注記】</b> 泊のSA手段（1次冷却系のフィードアンドブリード、蒸気発生器2次側からの除熱）は、2次系の機能喪失想定に対し1次系による対応、1次系の機能喪失想定に対し2次系による対応をとるSA手段であり、女川の主蒸気逃がし安全弁の作動源の切替、代替作動源の使用による多重化及び操作方法の多様化による手段と異なることから、多様性、位置的分散に係る記載との比較は行わない。 多様性、位置的分散に係る記載の比較は、次葉の女川の別SA手段（泊のをSA手段は45条のSA手段と同様であるため、45条にて比較対象とした女川のSA手段）と比較を行う。</p> <p>なお、後段記載する泊の加圧器逃がし弁の機能回復は、女川の主蒸気逃がし安全弁の機能回復と類似したSA手段であることから、当該比較においては、主蒸気逃がし安全弁の該当する多様性、位置的分散の記載を再掲して比較を行う。</p>	記載方針説明

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>高圧注入ポンプ及び加圧器逃がし弁を使用した<b>1次冷却系の減圧</b>及び<b>1次冷却系のフィードアンドブリード</b>は、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁を使用した蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた<b>1次冷却系の減圧</b>に対して多様性を持つ設計とする。また、燃料取替用水ピットを水源として、<b>復水ピット</b>を水源とする<b>タービン動補助給水ポンプ</b>、<b>電動補助給水ポンプ</b>及び<b>主蒸気逃がし弁</b>を使用した蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた<b>1次冷却系の減圧</b>に対して異なる水源を持つ設計とする。</p> <p>高圧注入ポンプ及び加圧器逃がし弁を使用した<b>1次冷却系のフィードアンドブリード</b>は、共通要因によって電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁を使用した<b>2次冷却系からの除熱</b>を用いた<b>1次冷却系の減圧</b>とともに機能を損なわないよう異なる手段を用いることで多様性を持つ設計とする。また、燃料取替用水タンクを水源として、補助給水タンクを水源とする<b>2次冷却系からの除熱</b>を用いた<b>1次冷却系の減圧</b>に対して異なる水源を持つ設計とする。</p> <p style="text-align: center;">伊方3号炉 46条より</p>	<p>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）は、<b>残留熱除去系（低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード）</b>及び<b>低圧炉心スプレイ系</b>と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、復水移送ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動することで、非常用所内電気設備を経由した非常用交流電源設備からの給電により駆動する<b>残留熱除去系ポンプ</b>を用いた<b>残留熱除去系（低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード）</b>及び<b>低圧炉心スプレイ系ポンプ</b>を用いた<b>低圧炉心スプレイ系</b>に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）の電動弁（交流）は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、非常用交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）の電動弁（交流）は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。また、電動弁（直流）は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）は、<b>復水貯蔵タンク</b>を水源とすることで、<b>サプレッションチェンバ</b>を水源とする<b>残留熱除去系（低圧注水モード）</b>及び<b>低圧炉心スプレイ系</b>に対して異なる水源を有する設計とする。</p> <p>復水移送ポンプは、<b>原子炉建屋原子炉棟内の残留熱除去系ポンプ</b>及び<b>低圧炉心スプレイ系ポンプ</b>と異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>復水貯蔵タンクは、<b>屋外</b>に設置することで、<b>原子炉建屋原子炉棟内のサプレッションチェンバ</b>と共に要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: center;">女川2号炉 47条より</p>	<p>高圧注入ポンプ、加圧器逃がし弁、<b>余熱除去ポンプ</b>、<b>余熱除去冷却器</b>、<b>格納容器再循環サンプ</b>及び<b>格納容器再循環サンプクリーン</b>を使用した<b>1次冷却系のフィードアンドブリード</b>は、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、<b>蒸気発生器</b>及び<b>主蒸気逃がし弁</b>を使用した<b>2次冷却設備からの除熱</b>と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、異なる手段により<b>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧</b>することで、多様性を有する設計とする。また、<b>1次冷却系のフィードアンドブリード</b>は、燃料取替用水ピット<b>又は</b><b>格納容器再循環サンプ</b>を水源として、<b>補助給水ピット</b>を水源とする<b>2次冷却設備からの除熱</b>による<b>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧</b>に対して異なる水源を有する設計とする。</p> <p><b>1次冷却系のフィードアンドブリード</b>に用いる加圧器逃がし弁、<b>格納容器再循環サンプ</b>及び<b>格納容器再循環サンプクリーン</b>は原子炉格納容器内<b>並びに</b>高圧注入ポンプ、<b>余熱除去ポンプ</b>及び<b>余熱除去冷却器</b>は原子炉補助建屋内に設置し、<b>2次冷却設備からの除熱</b>に用いる周辺補機棟内のタービン動補助給水ポンプ、<b>電動補助給水ポンプ</b>及び<b>主蒸気逃がし弁</b>と異なる<b>建屋</b>に設置<b>並びに</b>原子炉格納容器内の<b>蒸気発生器</b>と異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p><b>燃料取替用水ピット</b>は周辺補機棟内の<b>補助給水ピット</b>と異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違【差異A】 ・泊は、<b>フィードアンドブリード</b>の継続中に、余熱除去運転を開始するため余熱除去運転の構成設備も含めている。（伊方と同様） ・泊は、余熱除去運転が確立できない場合の再循環運転による<b>フィードアンドブリード</b>の対象設備（サンプ、サンプクリーン）を含めている。 ・「異なる冷却手段を用いることで多様性」の記載は伊方と同様。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・重大事故等対処設備である“<b>1次冷却系のフィードアンドブリード</b>”と機能喪失を想定する設計基準事故対処設備である“<b>2次冷却設備からの除熱</b>”に用いる設備を列举する。（大飯と同様）</p> <p>対応手段の相違 ・女川の低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）は、サポート系故障時にも用いる手段のため、電源や弁駆動の多様性を記載しているが、泊の<b>1次冷却系のフィードアンドブリード</b>はフロントライン系故障時の手段であり交流動力電源は健全であるため、電源や弁駆動の多様性は記載しない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・位置的分散を図る建屋及び区画を多数列記する記載となるため構成変更及び水源記載前での区切りをいれる表記上の追記を行った。なお、45条と同じく蒸気発生器は<b>2次系冷却</b>の機能確立のための機能を有する熱交換器のため含めている。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水ピット及び主蒸気逃がし弁を使用した蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧は、加圧器逃がし弁を使用した1次冷却系の減圧に対して多様性を持つ設計とする。</p> <p>電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁及び復水ピットは、原子炉周辺建屋内に設置することで、原子炉格納容器内の加圧器逃がし弁と位置的分散を図る設計とする。</p> <p>補助給水ポンプの機能回復において、タービン動補助給水ポンプは、専用工具を用いて軸受へ給油できる設計とすることで、常設直流電源を用いた操作に対して多様性を持つ設計とする。タービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁は、専用工具を用いて手動で操作できる設計とし、タービン動補助給水ポンプ起動弁はハンドルを設けることで、常設直流電源を用いた弁操作に対して多様性を持つ設計とする。</p> <p>主蒸気逃がし弁の機能回復において主蒸気逃がし弁は、ハンドルを設け、空気作動に対して手動操作とすることで多様性を持つ設計とする。</p>	<p>原子炉隔離時冷却系の起動に必要な電動弁は、現場において人力による手動操作を可能とすることで、非常用直流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p style="text-align: right;">女川2号炉 45条より</p>	<p>電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット、蒸気発生器及び主蒸気逃がし弁を使用した蒸気発生器2次側からの除熱を用いた1次冷却系の減圧は、加圧器逃がし弁を使用した1次冷却系の減圧と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、異なる手段により原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧することで、多様性を有する設計とする。</p> <p>蒸気発生器2次側からの除熱に用いる電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁及び補助給水ピットは周辺補機棟内に設置し、蒸気発生器は原子炉格納容器内の加圧器逃がし弁と別の区画に設置することで、加圧器逃がし弁を使用した1次冷却系の減圧に用いる原子炉格納容器内の加圧器逃がし弁と位置的分散を図る設計とする。</p> <p>現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動においてタービン動補助給水ポンプは、専用工具を用いて現場において人力による軸受への給油を可能とすることで、非常用直流電源設備からの給電で駆動するポンプによる給油に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>タービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁は、専用工具を用いて手動で操作を可能とし、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁は、ハンドルを設け現場において人力による手動操作を可能とすることで、非常用直流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>代替交流電源設備による電動補助給水ポンプへの給電において電動補助給水ポンプは、常設代替交流電源設備からの給電することで、非常用交流電源設備からの給電に対して多様性を有する設計とする。電源設備の多様性、位置的分散については「10.2 代替電源設備【57条】」に記載する。</p> <p>主蒸気逃がし弁の機能回復において主蒸気逃がし弁は、ハンドルを設け現場において人力による手動操作を可能とすることで、空気作動による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川審査実績の反映</li> </ul> <p>前頁の1次冷却系のフィードアンドブリードの記載修正と同様に記載修正</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違【差異D】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電動補助給水ポンプの機能回復について、45条の記載内容と整合させ、同記載を追加した。</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電源設備の多様性、位置的分散については、代替電源設備に記載するが、各条文毎に定める手段に応じた多様性を各条文においても記載する。(大飯と同様。ただし記載ぶりは女川の他の箇所に類似とした。)</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川審査実績の反映</li> </ul> <p>2段落前の弁多様性の記載修正と同様に記載修正</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>加圧器逃がし弁の機能回復において加圧器逃がし弁は、電磁弁の電源を可搬型パッテリ（加圧器逃がし弁用）から供給し、駆動用空気を窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）又は可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）から供給することで、制御用空気及び常設直流電源を用いた弁操作に対して可搬型パッテリ（加圧器逃がし弁用）、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を用いた弁操作が多様性を持つ設計とする。</p> <p>可搬型パッテリ（加圧器逃がし弁用）、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、通常時接続せず、可搬型パッテリ（加圧器逃がし弁用）は制御建屋内の常設直流電源設備と異なる区画に分散して保管し、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は原子炉周辺建屋内の制御用空気圧縮機と異なる区画に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>また、主蒸気逃がし安全弁は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池からの給電により作動することで、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備からの給電による作動に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>女川2号炉 46条再掲 (P46-19)</p> <p>主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池は、所内常設蓄電式直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備と制御建屋内の異なる区画に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>女川2号炉 46条再掲 (P46-19)</p> <p>代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）の多様性、位置的分散については「6.8 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」に記載し、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備の多様性、位置的分散については「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>女川2号炉 46条再掲 (P46-19)</p>	<p>加圧器逃がし弁の機能回復において加圧器逃がし弁は、電磁弁の電源を加圧器逃がし弁操作用パッテリからの給電により作動することで、蓄電池（非常用）からの直流電源による作動に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁操作用パッテリは、通常時接続せず、原子炉補助建屋内の蓄電池（非常用）と異なる区画に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁の機能回復のうち加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ポンベ及びインターフェイスシステムLOCA発生時に用いる設備のうち余熱除去入口弁操作用可搬型空気ポンベの多様性、位置的分散については、「6.9.2 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」に記載する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 泊は、下記の女川との相違理由のとおり、窒素ポンベによる弁駆動源の機能回復は、まとめ資料の6.9.2項の記載と整理したため、パッテリについてのみ多様性、位置的分散を記載する。 大飯欄にて赤字識別する設計方針の相違については、窒素ポンベの記載 (P46-65) にて相違理由を記載する。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・泊は、設計基準事故対処設備の蓄電池（非常用）の枯渇等による直流電源供給の機能喪失を想定し、加圧器逃がし弁操作用パッテリを配備しており、共通要因故障を防止する対象として蓄電池（非常用）との位置的分散と記載している。 ・女川の主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池は、主蒸気逃がし安全弁用動電磁弁への給電経路に接続し直流電源の代替給電源として使用する泊と同様の設計であり、所内常設蓄電式直流電源設備との位置的分散と記載している。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・泊のSA手段『加圧器逃がし弁の機能回復』はパッテリによる直流電源の機能回復と窒素ポンベによる弁駆動源の機能回復の両方を含んでいるが、女川のSA手段は直流電源の機能回復と弁駆動源の機能回復を別のSA手段として設定している。 女川は弁駆動源の機能回復のSA手段について、多様性、位置的分散については適合方針末尾 (P46-19) にてまとめ資料の6.9.2項への記載としているのに対し、泊は『加圧器逃がし弁の機能回復のうち…窒素ポンベ』として弁駆動源にかかる多様性、位置的分散についてのみまとめ資料の6.9.2項を参照とする記載とした。 なお、比較対象とした女川記載は、代替自動減圧系他の記載を引用して掲載した。</p>

## 泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>2.3.1.2 悪影響防止 基本方針については、「1.3.1多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>1次冷却系の減圧に使用する加圧器逃がし弁、高压注入ポンプ及び燃料取替用水ピットは、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 蓄圧タンク、蓄圧タンク出口弁、余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器、格納容器再循環サンプル及び格納容器再循環サンプルクリーンは、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">本頁の最下段の記載を繰上げ記載</p>	<p>5.5.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.7.1多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁、主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ及び主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータは、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>5.5.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>1次冷却系のフィードアンドブリードに使用する加圧器逃がし弁、高压注入ポンプ、燃料取替用水ピット、ほう酸注入タンク、余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器、格納容器再循環サンプル、格納容器再循環サンプルクリーン、蓄圧タンク及び蓄圧タンク出口弁並びに配管及び弁は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で、重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【女川】 記載方針の相違 ・重大事故等対処設備である“1次冷却系のフィードアンドブリード”に用いる設備を列挙する。(大飯と同様) ・余熱除去設備は、低压注入機能ではなく余熱除去機能として系統構成のため、設計基準対象施設とした。</p> <p>【大飯】 設計方針の相違【差異②】 ・大飯3／4号炉にはほう酸注入タンクがない。</p> <p>記載方針の相違【差異A】 ・泊は、1次冷却系のフィードアンドブリード機能を構成する設備（余熱除去運転できない場合に使用する再循環運転にかかる設備を含む）として、余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器、再循環サンプル、再循環サンプルクリーン、蓄圧タンク、蓄圧タンク出口弁を含めて、整理した。</p> <p>設計方針等の相違 ・1次冷却系のフィードアンドブリード、蓄圧注入系及び余熱除去設備は、各機能のDB 時の系統構成と同じであり、SA 機能を確立するために特別な操作は行わない。 (伊方と同様)</p> <p>【大飯】 設計方針等の相違 ・蒸気発生器2次側による冷却は、DB 時の補助給水設備による給水及び主蒸気系からの蒸気排出と系統構成は同じであり、SA 機能を確立するために特別な操作は行わない。(伊方と同様)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯の記載に対応する設備は、本頁1段落目に記載している。</p>
<p>蒸気発生器2次側による炉心冷却に使用する電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁、蒸気発生器、主蒸気管及び復水ピットは、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>蓄圧タンク、蓄圧タンク出口弁、余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器、格納容器再循環サンプル及び格納容器再循環サンプルクリーンは、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>1次冷却系統のフィードアンドブリードに使用する高压注入ポンプ、燃料取替用水タンク、加圧器逃がし弁、蓄圧タンク、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">伊方 3号炉</p>	<p>2次冷却系からの除熱に使用する電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水タンク、主蒸気逃がし弁及び蒸気発生器並びにタービン動補助給水ポンプの機能回復（人力）に使用するタービン動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ蒸気入口弁は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">伊方 3号炉</p>	<p>蒸気発生器2次側からの除熱に使用する電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁、蒸気発生器、主蒸気管、補助給水ピット及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁並びに配管及び弁は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>タービン動補助給水ポンプは、タービン動補助給水ポンプ軸受への給油並びにタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁及びタービン動補助給水ポンプ起動弁の操作によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁の機能回復に使用する窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）、可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）及び可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は固定し、可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）は固縛をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>インターフェイスシステムLOCA時において、余熱除去系の隔壁に使用する余熱除去ポンプ入口弁は、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>主蒸気逃がし安全弁は、代替高压窒素ガス供給系を通常時の系統構成から、弁操作等によって重大事故等対処設備としての系統構成が可能な設計とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池は、通常時は主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池を接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池は、治具による固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>原子炉建屋プローアウトパネルは、他の設備と独立して作動することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、原子炉建屋プローアウトパネルは、開放動作により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁は、代替高压窒素ガス供給系を通常時の系統構成から、弁操作等によって重大事故等対処設備としての系統構成が可能な設計とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>タービン動補助給水ポンプは、タービン動補助給水ポンプ軸受への給油並びにタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の操作によって、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁の機能回復に使用する加圧器逃がし弁操作用バッテリは、通常時は加圧器逃がし弁操作用バッテリを接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁操作用バッテリは、固縛によって固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>インターフェイスシステムLOCA時において、余熱除去設備の隔壁に使用する余熱除去ポンプ入口弁は、通常時の系統構成から、弁操作等によって重大事故等対処設備としての系統構成が可能な設計とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p><b>【大飯】</b> 記載方針の相違 ・タービン動補助給水ポンプの機能回復操作としては、手動にて蒸気通気操作を行うが、蒸気発生器2次系側による炉心冷却の系統構成は通常時と同じである。（伊方と同様（前頁の伊方に含まれる））</p> <p><b>【女川】</b> 記載方針の相違 ・本記載に対応する構文比較は、本頁最終段落に記載している。</p> <p><b>【大飯】</b> 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p><b>【大飯】</b> 設計方針の相違【差異③】 ・SA設備が異なるため、対象設備が相違しているが、他設備に悪影響を及ぼさない設計について相違はない。</p> <p><b>【大飯】</b> 設計方針の相違【差異③】 ・SA設備が異なるため、対象設備が相違しているが、他設備に悪影響を及ぼさない設計について相違はない。 記載方針の相違 ・泊の対応する加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ボンベは、6.9.2項に記載する。</p> <p><b>【女川】</b> 記載方針の相違 ・泊は、原子炉建屋プローアウトパネルを設置しておらず、対応する設計方針はない。</p> <p><b>【女川】</b> 記載方針の相違 ・使用するSA事象を明示した。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.3.2 容量等 基本方針については、「1.3.2容量等」に示す。</p> <p>蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合における1次冷却系のフィードアンドブリードとして使用する加圧器逃がし弁は、設計基準事故時の1次冷却系の減圧機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の放出流量が、炉心崩壊熱により加圧された1次冷却系を減圧するために必要な放出流量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>炉心溶融時における高圧溶融物放出及び格納容器内雰囲気直接加熱を防止するために使用する加圧器逃がし弁は、設計基準事故時の1次冷却系の減圧機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の放出流量が、炉心溶融時に1次冷却系を減圧するために必要な放出流量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>蒸気発生器伝熱管破損発生時の1次冷却材の原子炉格納容器外への漏えい量を抑制するため、又はインターフェイスシステムLOCA発生時の1次冷却材の原子炉格納容器外への漏えい量を抑制するために使用する加圧器逃がし弁は、設計基準事故時の1次冷却系の減圧機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の放出流量が、蒸気発生器伝熱管破損発生時の1次冷却材の漏えいを抑制するために必要な放出流量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合における1次冷却系のフィードアンドブリードとして使用する高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットは、設計基準事故時には酸水を1次冷却系に注水する機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の注水流量及びピット容量が、炉心崩壊熱により加熱された1次冷却系を冷却するために必要な注水流量及びピット容量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>5.5.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁は、設計基準事故対処設備の主蒸気逃がし安全弁と兼用しており、設計基準事故対処設備としての弁吹出量が、想定される重大事故等時において、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な弁吹出量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>5.5.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>2次冷却側設備からの除熱を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合における1次冷却系のフィードアンドブリードとして使用する加圧器逃がし弁は、設計基準事故時の1次冷却系の減圧機能と兼用しており、設計基準事故対処設備としての弁吹出量が、想定される重大事故等時において、炉心崩壊熱により加圧された原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な弁吹出量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>炉心損傷時における高圧溶融物放出及び格納容器雰囲気直接加熱を防止するために使用する加圧器逃がし弁は、設計基準事故時の1次冷却系の減圧機能と兼用しており、設計基準事故対処設備としての弁吹出量が、想定される重大事故等時において、炉心損傷時に原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な弁吹出量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>蒸気発生器伝熱管破損発生時の1次冷却材の原子炉格納容器外への漏えい量を抑制するため、又はインターフェイスシステムLOCA発生時の1次冷却材の原子炉格納容器外への漏えい量を抑制するために使用する加圧器逃がし弁は、設計基準事故時の1次冷却系の減圧機能と兼用しており、設計基準事故対処設備としての弁吹出量が、想定される重大事故等時において、蒸気発生器伝熱管破損発生時の1次冷却材の漏えい量を抑制するために必要な弁吹出量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 ・SA設備を使用する系統状態及び使用するSA手段を記載し、SA設備が兼用するDB時の機能を記載する。(大飯と同様)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・46条の要求である“減圧”のための容量であることを明示した。(他容量の記載と整合)</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>非常用炉心冷却設備のうち蓄圧注入系として使用する蓄圧タンクは、設計基準事故時の蓄圧注入系の機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の保持圧力及び保有水が、炉心崩壊熱により加熱された1次冷却系を冷却するために必要な保持圧力及び保有水に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>主蒸気逃がし安全弁は、設計基準事故対処設備の主蒸気逃がし安全弁と兼用しており、設計基準事故対処設備としての弁吹出量が、想定される重大事故等時において、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な弁吹出量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p style="text-align: center;">本記載は、前頁の再掲</p>	<p>1次冷却系のフィードアンドブリードにて使用する蓄圧タンクは、設計基準事故時の蓄圧注入系の機能と兼用しており、設計基準事故対処設備としての保持圧力及び保有水量が、想定される重大事故等時において、炉心崩壊熱により加熱された原子炉冷却材圧力バウンダリを冷却することで減圧するために必要な保持圧力及び保有水量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 ・SA設備を使用する系統状態及び使用するSA手段を記載し、SA設備が兼用するDB時の機能を記載する。(大飯と同様)</p> <p>【大飯】 ・記載方針の相違 泊は、非常用炉心冷却設備として使用する蓄圧注入系は、設計基準拡張として分類し、1次冷却系のフィードアンドブリードにて使用する容量設計について記載する。いずれも設計基準事故対処設備と同仕様として設計する。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・46条の要求である“原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧”的な容量であることを明示した。(他容量の記載と整合)</p>
<p>1次冷却系のフィードアンドブリード継続により1次冷却系の圧力が低下し余熱除去設備が使用可能となれば、余熱除去系による冷却を開始する。余熱除去系として使用する余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器は、設計基準事故時の余熱除去系による冷却機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の余熱除去流量及び伝熱容量が、炉心崩壊熱により加熱された1次冷却系を冷却するために必要な余熱除去流量及び伝熱容量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>主蒸気逃がし安全弁は、設計基準事故対処設備の主蒸気逃がし安全弁と兼用しており、設計基準事故対処設備としての弁吹出量が、想定される重大事故等時において、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な弁吹出量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p style="text-align: center;">本記載は、前頁の再掲</p>	<p>1次冷却系のフィードアンドブリード継続により1次冷却系の圧力が低下し余熱除去設備が使用可能となれば、余熱除去設備による冷却を開始する。余熱除去設備として使用する余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器は、設計基準事故時の余熱除去設備による冷却機能と兼用しており、設計基準事故対処設備としての余熱除去流量及び伝熱容量が、想定される重大事故等時において、炉心崩壊熱により加熱された原子炉冷却材圧力バウンダリを冷却することで減圧するために必要な余熱除去流量及び伝熱容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯は「高圧再循環運転」と記載しているが、技術的能力L2にて「再循環運転」としていること、既許可記載において高圧注入系及び低圧注入系の運転状態として「再循環モード」と記載していることと整合した記載とするため、泊では「再循環運転」と記載している。</p> <p>・サンプル及びサンプルスクリーンについては、特に設定すべき容量等がないため、記載しない。なお、サンプルスクリーンの閉塞(NPSH確保)については、環境条件で考慮する。(伊方と同様)</p>
<p>再循環運転が使用可能となれば、非常用炉心冷却設備による高圧再循環運転を開始する。再循環運転として使用する高圧注入ポンプ、格納容器再循環サンプル及び格納容器再循環サンプルスクリーンは、設計基準事故対処設備の再循環運転による冷却機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の注水流量が、炉心崩壊熱により加熱された1次冷却系を冷却するために必要な注水流量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p style="text-align: center;">本記載は、次頁の最下段の再掲</p>		<p>余熱除去設備が使用できない場合に再循環運転が使用可能となれば、非常用炉心冷却設備による再循環運転を開始する。再循環運転として使用する高圧注入ポンプは、設計基準事故時の再循環運転による冷却機能と兼用しており、設計基準事故対処設備の注水流量が、想定される重大事故等時において、炉心崩壊熱により加熱された原子炉冷却材圧力バウンダリを冷却することで減圧するために必要な注水流量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた<b>1次冷却系</b>の減圧機能として使用するタービン動補助給水ポンプ、電動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁及び蒸気発生器は、設計基準事故時の蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の補助給水流量及び蒸気流量が、炉心崩壊熱により加熱された1次冷却系を冷却することで減圧するために必要な補助給水流量及び蒸気流量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた<b>1次冷却系</b>の減圧機能として使用する<b>復水ピット</b>は、蒸気発生器への注水量に対し、淡水又は海水を補給するまでの間、水源を確保できる十分な容量を有する設計とする。</p> <p><b>非常用炉心冷却設備のうち蓄圧注入系として使用する蓄圧タンク</b>は、設計基準事故時の蓄圧注入系の機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の保持圧力及び保有水が、炉心崩壊熱により加熱された1次冷却系を冷却するために必要な保持圧力及び保有水に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>1次冷却系のフィードアンドブリード継続により1次冷却系の圧力が低下し余熱除去設備が使用可能となれば、余熱除去系による冷却を開始する。余熱除去系として使用する余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器は、設計基準事故時の余熱除去系による冷却機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の余熱除去流量及び伝熱容量が、炉心崩壊熱により加熱された<b>1次冷却系</b>を冷却するために必要な余熱除去流量及び伝熱容量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>再循環運転が使用可能となれば、非常用炉心冷却設備による<b>高圧再循環運転</b>を開始する。再循環運転として使用する高圧注入ポンプ、<b>格納容器再循環サンプル</b>及び<b>格納容器再循環サンプルスクリーン</b>は、設計基準事故対処設備の再循環運転による冷却機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の注水流量が、炉心崩壊熱により加熱された<b>1次冷却系</b>を冷却するために必要な注水流量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>主蒸気逃がし安全弁は、設計基準事故対処設備の主蒸気逃がし安全弁と兼用しており、設計基準事故対処設備としての弁吹出量が、想定される重大事故等時において、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な弁吹出量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p style="text-align: center;">本記載は、前頁の再掲</p>	<p>蒸気発生器2次側からの除熱を用いた原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧に使用するタービン動補助給水ポンプ、電動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁及び蒸気発生器は、<b>設計基準事故時の2次冷却設備からの除熱機能</b>と兼用しており、設計基準事故対処設備としての補助給水流量及び蒸気流量が、想定される重大事故等時において、炉心崩壊熱により加熱された<b>原子炉冷却材圧力バウンダリ</b>を冷却することで減圧するために必要な補助給水流量及び蒸気流量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>蒸気発生器2次側からの除熱を用いた原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧に使用する<b>補助給水ピット</b>は、想定される重大事故等時において、蒸気発生器への注水量に対し、淡水又は海水を補給するまでの間、水源を確保できる十分な容量を有する設計とする。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータは、設計基準事故対処設備の主蒸気逃がし安全弁の主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータと兼用しており、設計基準事故対処設備としての主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータの容量が、想定される重大事故等時において、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための主蒸気逃がし安全弁の開動作に必要な供給窒素の容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータは、設計基準対象施設の主蒸気逃がし安全弁の主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータと兼用しており、設計基準対象施設としての主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータの容量が、想定される重大事故等時において、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための主蒸気逃がし安全弁の開動作に必要な供給窒素の容量に対して十分であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計する。</p>	<p><b>【女川】</b> 記載方針の相違 ・SA設備を使用する系統状態及び使用するSA手段を記載し、SA設備が兼用するDB時の機能を記載する。(大飯と同様)</p> <p><b>【大飯】</b> 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p><b>【女川】</b> 設計方針の相違 ・泊のSA手段では、女川のアキュムレータに相当する設備はないため、比較対象外とする。</p>
<p style="text-align: center;">本記載は、前頁に再掲比較</p>			

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、供給先の加圧器逃がし弁が空気作動式であるため、原子炉格納容器圧力と弁全開に必要な圧力の和を設定圧力とし、配管分の加圧、弁動作回数及びリークしないことを考慮した容量に対して十分な容量を有したものを3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンベ10本（A系統5本、B系統5本）、可搬式空気圧縮機2台（A系統1台、B系統1台）を使用する。保有数は3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンベ10本（A系統5本、B系統5本）、可搬式空気圧縮機2台（A系統1台、B系統1台）、機能要求の無い時期に保守点検可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンベ2本（A系統1本、B系統1本）、可搬式空気圧縮機1台、あわせて3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンベ12本、可搬式空気圧縮機3台の合計窒素ポンベ24本、可搬式空気圧縮機6台を保管する設計とする。</p> <p>可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）は、加圧器逃がし弁2個の動作時間を考慮した容量を有するものを3号炉及び4号炉それぞれで1個を使用する。保有数は3号炉及び4号炉それぞれで1個、機能要求の無い時期に保守点検可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個（3号及び4号炉共用）の合計3個を分散して保管する設計とする。</p> <p>詳細仕様については、表2.3-1, 2に示す。</p>	<p>主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池は、想定される重大事故等時において、主蒸気逃がし安全弁2個を一定期間にわたり連続して開状態を保持できる容量を有するものを1セット1個使用する。</p> <p>保有数は1セット1個に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計2個を保管する。</p> <p>原子炉建屋プローアウトパネルは、想定される重大事故等時において、原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした蒸気を原子炉建屋外に排気して、原子炉建屋原子炉棟内の圧力及び温度を低下させるために必要となる容量を有する設計とする。</p>	<p>加圧器逃がし弁操作用バッテリは、想定される重大事故等時において、加圧器逃がし弁2台の動作時間を考慮した容量を有するものを1セット1個使用する。保有数は、1セット1個に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計2個を保管する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・泊の対応するSA設備（加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ）は、『<a href="#">6.9.2 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧</a>』に記載。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【大飯】 設計方針の相違 ・<a href="#">バックアップ</a>についての43条基本方針の相違 ・大飯の3個（1個×2unit+1個）と泊の2個（1個×1unit+1個）に相違はない。</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・BWR固有の設備であり泊3号炉と比較対象とならない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映により、泊の機器仕様は、操作性の後ろに記載している。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.3.3 環境条件等 基本方針については、「1.3.3環境条件等」に示す。</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合に確実に動作するよう、減圧用の弁である加圧器逃がし弁は、制御用空気が喪失した場合に使用する窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）の容量設定も含めて、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計とする。</p> <p>蓄圧タンク出口弁は、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計とする。</p> <p>高圧注入ポンプ、電動補助給水ポンプ及び余熱除去ポンプは、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。インターフェイスシステムLOCA時及び蒸気発生器伝熱管破損+破損蒸気発生器隔離失敗時に使用する設備であるため、これらの環境影響を受けない原子炉周辺建屋内の区画に設置し、操作は中央制御室から可能な設計とする。</p> <p>燃料取替用水ピット、復水ピット及び余熱除去冷却器は、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>電動補助給水ポンプ、復水ピットは、次葉に記載する泊手順にて使用する設備</p>	<p>5.5.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p><b>【比較手段選定の注記】</b> 泊の1次系のフィードアンドブリード、蒸気発生器2次側による除熱は、女川46条のSA手段が主蒸気逃がし安全弁を使用する手段と相違している。一方、泊は45条のSA手段と使用設備が同一であり、女川45条の記載と比較する。</p> <p>高圧代替注水系ポンプは、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 高圧代替注水系の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。また、中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動できない場合において、高圧代替注水系の起動に必要となる弁の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で人力により可能な設計とする。また、高圧代替注水系は、淡水だけでなく海水も使用できる設計とする。なお、可能な限り淡水を優先し、海水通水を短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</p> <p style="text-align: right;">女川45条からの引用</p> <p>主蒸気逃がし安全弁は、想定される重大事故等時に確実に作動するように、原子炉格納容器内に設置し、制御用空気が喪失した場合に使用する高圧窒素ガス供給系（非常用）の高圧窒素ガスポンベの容量の設定も含めて、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 主蒸気逃がし安全弁の操作は、想定される重大事故等時において中央制御室で可能な設計とする。 また、原子炉格納容器内へスプレイを行うことにより、主蒸気逃がし安全弁近傍の原子炉格納容器温度を低下させることができ可能な設計とする。</p>	<p>5.5.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプ、ほう酸注入タンク及び余熱除去冷却器は、原子炉補助建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。燃料取替用水ピットは、周辺補機棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、インターフェイスシステムLOCA時及び蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗した時に使用する設備であるため、これらの環境影響を受けない原子炉補助建屋内又は周辺補機棟内の区画に設置する。 高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの操作は中央制御室で可能な設計とする。1次冷却系のフィードアンドブリードの系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>蓄圧タンク、格納容器再循環サンプ、格納容器再循環サンプクリーン及び蓄圧タンク出口弁は、原子炉格納容器内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。蓄圧タンク出口弁の操作は中央制御室で可能な設計とする。 格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプクリーンは、再循環運転時における保温材等のデブリの影響及び海水注入を行った場合の影響を考慮し、閉塞しない設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁は、想定される重大事故等時に確実に作動するように、原子炉格納容器内に設置し、制御用空気が喪失した場合に使用する加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベの容量の設定も含めて、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。加圧器逃がし弁の操作は、想定される重大事故等時において中央制御室で可能な設計とする。</p>	<p>General</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊3号炉と大飯で、各設備の配置の相違はあるが、各設置箇所での環境条件を考慮する設計方針は同一であり、相違箇所を識別していない。</li> </ul> <p><b>【大飯】</b> 設計方針の相違【差異②】       <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯3／4号炉にはほう酸注入タンクがない。</li> <li>大飯と加圧器逃がし弁の機能回復に使用するSA設備が相違しているが、窒素ポンベの容量設定も含めて、格納容器内の環境条件を考慮した設計である（川内・伊方と同様）ことを本頁最下段に記載している。</li> </ul> <p><b>【大飯】</b> 記載方針の相違       <ul style="list-style-type: none"> <li>女川審査実績の反映。女川は手順毎に記載しているため、泊も手順毎の記載とした。</li> <li>設置場所に統けて操作環境を記載し、個別設備で考慮する“海水影響”などを列記した。記載順及び文章単位のまとめ方が異なっているが、対応が取れた文章記載を再構成しており、記載事項は大飯と同等である。</li> </ul> </p> </p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>主蒸気管は、重大事故等時における原子炉格納容器内及び原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>タービン動補助給水ポンプは、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。インターフェイスシステムLOCA時及び蒸気発生器伝熱管破損+破損蒸気発生器隔離失敗時に使用する設備であるため、これらの環境影響を受けない原子炉周辺建屋内の区画に設置し、操作は中央制御室から可能な設計及び設置場所で可能な設計とする。</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合に確実に動作するよう、減圧用の弁である主蒸気逃がし弁は、制御用空気が喪失した場合の手動操作も含めて、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。インターフェイスシステムLOCA時及び蒸気発生器伝熱管破損+破損蒸気発生器隔離失敗時に使用する設備であるため、インターフェイスシステムLOCA時の環境影響を受けない原子炉周辺建屋内の区画に設置し、蒸気発生器伝熱管破損+破損蒸気発生器隔離失敗時の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計及び設置場所での手動ハンドル操作により可能な設計とする。</p> <p>蒸気発生器、蓄圧タンク、格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンは、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンは、再循環運転における保温材等のデブリの影響及び海水注水を行った場合の影響を考慮し、閉塞しない設計とする。</p> <p>本記載設備は、前頁に記載する泊手順にて使用する設備（蒸気発生器については、本頁の手順においても使用）</p> <p>電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、蒸気発生器及び復水ピットは、代替水源として淡水又は海水から選択可能であるため、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>タービン動補助給水ポンプ起動弁は、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>高圧代替注水系ポンプは、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>高圧代替注水系の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。また、中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動できない場合において、高圧代替注水系の起動に必要となる弁の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で人力により可能な設計とする。また、高圧代替注水系は、淡水だけでなく海水も使用できる設計とする。なお、可能な限り淡水を優先し、海水通水を短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</p>	<p>電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁及び補助給水ピットは、周辺補機棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、インターフェイスシステムLOCA時及び蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗した時に使用する設備であるため、これらの環境影響を受けない周辺補機棟内の区画に設置する。</p> <p>蒸気発生器は、原子炉格納容器内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>主蒸気管は、原子炉格納容器内及び周辺補機棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>電動補助給水ポンプの操作は中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>タービン動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の操作は、想定される重大事故等時において中央制御室で可能な設計及び設置場所で可能な設計とする。</p> <p>蒸気発生器2次側からの除熱の系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット及び蒸気発生器は、代替水源として海水を使用するため、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>主蒸気逃がし弁は、想定される重大事故等時に確実に作動するように、周辺補機棟内に設置し、制御用空気が喪失した場合の手動操作も含めて、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、インターフェイスシステムLOCA時及び蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗した時に使用する設備であるため、インターフェイスシステムLOCA時の環境影響を受けない周辺補機棟の区画に設置し、蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗した時の環境条件を考慮した設計とする。主蒸気逃がし弁の操作は、想定される重大事故等時において中央制御室で可能な設計及び設置場所での手動ハンドル操作により可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川審査実績の反映。女川は手順毎に記載しているため、泊も手順毎の記載とした。</li> <li>・設置場所に統けて操作環境を記載し、個別設備で考慮する“海水影響”などを列記した。記載順及び文章単位のまとめ方が異なっているが、対応が取れた文章記載を再構成しており、記載事項は大飯と同等である。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・43条基本方針に基づく記載とした。（比較対象の大飯記載は、下から2段目の記載）</li> </ul>
	女川45条からの引用		

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、原子炉周辺建屋内に保管及び設置し、また可搬型パッテリ（加圧器逃がし弁用）は、制御建屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における原子炉周辺建屋内又は制御建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>余熱除去ポンプ入口弁は、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。インターフェイスシステムLOCA時に使用する設備であるため、その環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所と異なる区画から遠隔駆動機構を用いて可能な設計とする。</p>	<p>主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ及び主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータは、原子炉格納容器内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池は、制御建屋内に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池の常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>原子炉建屋プローアウトパネルは、原子炉建屋原子炉棟と屋外との境界に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ及び主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータは、原子炉格納容器内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>加圧器逃がし弁操作用パッテリは、原子炉補助建屋内に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁操作用パッテリの常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p>余熱除去ポンプ入口弁は、原子炉補助建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、インターフェイスシステムLOCA時に使用する設備であるため、その環境条件を考慮した設計とする。余熱除去ポンプ入口弁の操作は、設置場所と異なる区画から弁駆動機構を介して確実に遠隔操作できる設計とする。</p>	<p><b>【大飯】</b> 設計方針の相違【差異③】 ・大飯とSA設備が相違しているが、窒素ボンベ及びパッテリにて、配備した可搬型SA設備について環境条件を考慮した設計とする方針は同じである。</p> <p><b>【女川】</b> 記載方針の相違 ・43条3項4号の設計方針である「常設設備との接続」と1項6号の設計方針「操作及び復旧できる」ことを記載した。（操作できる設計は、大飯と同様）</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.3.4 操作性及び試験・検査性について 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>(1)操作性の確保 加圧器逃がし弁、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットを使用した1次冷却系のフィードアンドブリードを行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。加圧器逃がし弁及び高圧注入ポンプは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p> <p>蓄圧タンク出口弁は、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p> <p>高圧注入ポンプ及び格納容器再循環サンプを使用した高圧再循環運転並びに余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器を使用した余熱除去系による炉心冷却を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。余熱除去ポンプは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">次頁からの縦上げ掲載</p>	<p>5.5.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁、主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アクチュエータ及び主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アクチュエータは、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。加圧器逃がし弁及び高圧注入ポンプは、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p>	<p>5.5.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>加圧器逃がし弁、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットを使用した1次冷却系のフィードアンドブリードを行う系統は、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。加圧器逃がし弁及び高圧注入ポンプは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。また、1次冷却系のフィードアンドブリードの系統構成に必要な弁の操作は、中央制御室の制御盤による操作が可能な設計とする。</p> <p>蓄圧タンク出口弁は、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p> <p>高圧注入ポンプ及び格納容器再循環サンプを使用した再循環運転並びに余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器を使用した余熱除去設備による炉心冷却にて、1次冷却系のフィードアンドブリードを行う系統は、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。余熱除去ポンプは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【女川】 記載方針の相違 ・重大事故等対処設備である“1次冷却系のフィードアンドブリード”に用いる設備を列挙する。(大飯と同様) ・余熱除去設備は、設計基準事故対処設備ではない余熱除去設備と同じ系統構成のため、設計基準対象施設とした。 【大飯】 設計方針の相違 ・1次冷却系のフィードアンドブリードは、各機能のDB時の系統構成と同じであり、SA機能を確立するために特別な操作は行わない。(伊方と同様) 【女川】 記載方針の相違 ・泊は制御盤のタッチパネルによる操作</p> <p>【大飯】 設計方針の相違 ・再循環及び余熱除去運転は、DB時の系統構成と同じであり、SA機能を確立するために特別な操作は行わない。(伊方と同様)</p>

## 泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊 3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水ピット及び主蒸気逃がし弁を使用した蒸気発生器 2次側により炉心冷却する系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁は、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。また、主蒸気逃がし弁は、現場操作も可能となるように手動ハンドルを設け、常設の足場を用いて、現場で人力により確実に操作できる設計とする。</p> <p>蓄圧タンク出口弁は、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p> <p>高圧注入ポンプ及び格納容器再循環サンプを使用した高圧再循環運転並びに余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器を使用した余熱除去系による炉心冷却を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。余熱除去ポンプは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;"><a href="#">前頁に掲載し、比較する</a></p>		<p>電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、<b>補助給水ピット</b>及び主蒸気逃がし弁を使用した蒸気発生器 2次側による除熱を行う系統は、想定される重大事故等時において、<b>設計基準事故対処設備</b>として使用する場合と同じ系統構成で<b>重大事故等対処設備</b>として使用する設計とする。電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁は、中央制御室の<b>制御盤</b>での操作が可能な設計とする。また、主蒸気逃がし弁は現場操作も可能となるように手動ハンドルを設け、常設の踏み台を用いて、現場で人力により確実に操作できる設計とする。</p> <p>蒸気発生器 2次側からの除熱の系統構成に必要な弁は、中央制御室での制御盤による操作又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p>	<p><b>【大飯】</b></p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蒸気発生器 2次側による冷却は、設計基準事故時の補助給水設備による給水及び主蒸気系からの蒸気排出と系統構成は同じであり、SA機能を確立するために特別な操作は行わない。(伊方と同様)</li> </ul> <p><b>【大飯】</b></p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能回復時の手動操作に加え、<b>フロント</b>故障時の中央起動の操作について記載した。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁への代替空気供給を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）の出口配管と制御用空気配管の接続は、簡便な接続方法による接続とし、確実に接続できる設計とする。</p> <p>また、3号炉及び4号炉で同一形状とする。窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）の接続口は、ポンベ取付継手による接続とし、3号炉及び4号炉の窒素ポンベ（代替制御用空気供給用及び原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）の取付継手は同一形状とする。また、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）の接続口は、一般的に使用される工具を用いて確実に接続できるとともに、必要により窒素ポンベの交換が可能な設計とする。</p> <p>可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）は、重大事故等が発生した場合でも、加圧器逃がし弁への電力の供給を通常時の系統から可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）による電源供給へ電源操作等により速やかに切り替えられる設計とする。また、車輪の設置により運搬、移動ができる設計とするとともに、設置場所にてストッパー/レバーにより固定できる設計とする。接続は端子接続とし、接続規格を統一することにより、確実に接続できる設計とする。接続口は、3号炉及び4号炉とも同一規格の端子とする。</p> <p>余熱除去ポンプ入口弁は、現場で遠隔駆動機構を用いて確実に操作できる設計とする。</p>	<p>主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から接続操作により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池は、人力による運搬が可能な設計とし、屋内のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて治具による固定等が可能な設計とする。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池の接続は、ボルト・ネジ接続とし、一般的に用いられる工具を用いて確実に接続することができる設計とする。</p> <p>原子炉建屋プローアウトパネルは、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。原子炉建屋プローアウトパネルは、原子炉建屋原子炉棟内と外気との差圧により自動的に開放する設計とする。</p>	<p>加圧器逃がし弁操作用バッテリは、想定される重大事故等時において、加圧器逃がし弁への給電を通常時の系統構成から加圧器逃がし弁操作用バッテリによる電源供給へ電源操作等により速やかに切替えられる設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁操作用バッテリは、車輪の設置により運搬、移動ができる設計とし、屋内のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて固縛等により固定ができる設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁操作用バッテリの接続は、ボルト・ネジ接続として接続方法を統一し、一般的に用いられる工具を用いて確実に接続できる設計とする。</p> <p>余熱除去ポンプ入口弁は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。余熱除去ポンプ入口弁は、現場で弁駆動機構を介して確実に遠隔操作できる設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川審査実績の反映</li> </ul> <p>泊の対応するSA設備（加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ）は、『6.9.2原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧』に記載。</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置場所での固定方法が相違しているが、確実に固定接続できる設計としている。接続方法は同じ方法であるが、43条類型化にて端子接続は“ボルトネジ接続”として類型化しており記載が相違している。(伊方と同様)</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IS-LOCA時の隔離状態については、DB時の系統構成と同じであり、SA機能を確立するために特別な系統操作は行わないことについて、他設備と同様、操作性として記載した。(伊方と同様)</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>5.5.3 主要設備及び仕様 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の主要機器仕様を第5.5-1表に示す。</p>	<p>5.5.3 主要設備及び仕様 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の主要仕様を第5.5.1表に示す。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【女川】 記載方針の相違 ・女川は「主要機器仕様」としているが、 泊は既設置許可申請書において「主要仕様」としているため、新たに記載する表においても「主要仕様」とする。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 試験・検査</p> <p>1次冷却系の減圧に使用する系統（加圧器逃がし弁及び主蒸気逃がし弁）は、多重性のある通常時の系統構成により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁及び主蒸気逃がし弁は、分解が可能な設計とする。</p> <p>1次冷却系の減圧に使用する系統（高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピット）は、他系統と独立した試験系統により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>高圧注入ポンプは、分解が可能な設計とする。</p> <p>燃料取替用水ピットは、ほう酸濃度及び有効水量が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>その他、重大事故等時に使用する系統（蓄圧タンク及び蓄圧タンク出口弁）は、試験系統により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>蓄圧タンクは、内部の確認が可能のように、マンホールを設ける設計とする。</p> <p>蓄圧タンク出口弁は、分解が可能な設計とする。</p> <p>その他、重大事故等時に使用する系統（余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器）は、他系統と独立した試験系統により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>余熱除去ポンプは、分解が可能な設計とする。</p> <p>余熱除去冷却器は、内部の確認が可能のように、フランジを設ける設計とする。</p> <p>また、伝熱管の非破壊検査が可能なように、試験装置を設置できる設計とする。</p> <p>その他、重大事故等時に使用する格納容器再循環サンプル及び格納容器再循環サンプルスクリーンは、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>次頁の中段以下の記載を繰上げ記載</p>	<p>5.5.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁、主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アクチュエータ及び主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アクチュエータは、発電用原子炉の停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認並びに外観の確認が可能な設計とする。また、主蒸気逃がし安全弁は、発電用原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。</p>	<p>5.5.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>1次冷却系のフィードアンドブリードに使用する系統は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認並びに弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。</p> <p>高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプ、加圧器逃がし弁及び蓄圧タンク出口弁は発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解が可能な設計とする。加圧器逃がし弁及び蓄圧タンク出口弁は発電用原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。</p> <p>燃料取替用水ピット、蓄圧タンク及びほう酸注入タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中にはほう素濃度及び有効水量の確認が可能な設計とする。</p> <p>燃料取替用水ピットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認が可能なように、アクセスドアを設ける設計とする。</p> <p>蓄圧タンクは、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。</p> <p>ほう酸注入タンク及び余熱除去冷却器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認及び内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。</p> <p>余熱除去冷却器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に非破壊検査が可能な設計とする。</p> <p>格納容器再循環サンプル及び格納容器再循環サンプルスクリーンは、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川審査実績の反映</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・“系統”で記載し、女川と同様にその構成設備を括弧書きはしない。</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は、系統の試験検査と構成設備の試験検査を「また」で接続しているが、泊は記載する設備が多数あるため「また」で接続せず別段落にて記載する。（大飯と同様）</li> <li>・試験検査を運転中に実施するか停止中に実施するかは、施設管理において見直ししていくものであり、基本的には「運転中又は停止中」と記載する。但し物理的に停止中しかできないものは「停止中」と記載する。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊及び大飯の燃料取替用水ピットは同じ構造であるが、泊は内部確認のための点検口を設けることを明示した。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊3号炉の余熱除去冷却器は、胴一室接続部が溶接接続であり、内部確認はマンホールより行う構造としている。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・余熱除去冷却器の非破壊検査は伝熱管検査に限定されるものではないため、非破壊検査の種別を特定しないこととした。（伊方と同様）</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>蒸気発生器2次側による炉心冷却に使用する系統（電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、蒸気発生器、復水ピット及びタービン動補助給水ポンプ起動弁）は、他系統と独立した試験系統により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ起動弁は、分解が可能な設計とする。</p> <p>蒸気発生器は、内部確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。また、伝熱管の非破壊検査が可能なように、試験装置を設置できる設計とする。</p> <p>復水ピットは、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>蒸気発生器2次側による炉心冷却に使用する系統（主蒸気逃がし弁及び主蒸気管）は、多重性のある通常時の系統構成により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。主蒸気逃がし弁は、分解が可能な設計とする。</p> <p>その他、重大事故等時に使用する系統（蓄圧タンク及び蓄圧タンク出口弁）は、試験系統により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>蓄圧タンクは、内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。</p> <p>蓄圧タンク出口弁は、分解が可能な設計とする。</p> <p>その他、重大事故等時に使用する系統（余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器）は、他系統と独立した試験系統により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>余熱除去ポンプは、分解が可能な設計とする。</p> <p>余熱除去冷却器は、内部の確認が可能なように、フランジを設ける設計とする。</p> <p>また、伝熱管の非破壊検査が可能なように、試験装置を設置できる設計とする。</p> <p>その他、重大事故等時に使用する格納容器再循環サンプル及び格納容器再循環サンプルスクリーンは、外観の確認が可能な設計とする。</p>		<p>蒸気発生器2次側からの除熱に使用する系統は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認並びに弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。</p> <p>タービン動補助給水ポンプ、電動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁は、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>補助給水ピットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に有効水量が確認できる設計とする。また、補助給水ピットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認が可能なよう、アクセスドアを設ける設計とする。</p> <p>蒸気発生器は、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。また、伝熱管の非破壊検査が可能なように、試験装置を設置可能な設計とする。</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 ・試験検査を運転中に実施するか停止中に実施するかは、施設管理において見直していくものであり、基本的には「運転中又は停止中」と記載する。但し物理的に停止中しかできないものは「停止中」と記載する。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊の補助給水ピット及び大飯の復水ピットはピットとして同じ構造であるが、泊は内部確認のためのアクセスドアを設けることを明示した。 ・他条と整合させ、補助給水ピットの有効水量の確認についても記載した。</p> <p>【大飯】 【差異A】 ・蓄圧タップ及び蓄圧タンク出口弁、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器、再循環サンプル及びスクリーンは、1次冷却系のフィードアンドブリードの対象設備として前頁に記載している。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>加圧器逃がし弁の機能回復に使用する <b>窒素ポンベ</b>（代替制御用空気供給用）及び<b>可搬式空気圧縮機</b>（代替制御用空気供給用）は、加圧器逃がし弁駆動用空気配管への <b>空気</b>供給により、弁の開閉試験が可能な設計とする。 <b>窒素ポンベ</b>（代替制御用空気供給用）及び<b>可搬式空気圧縮機</b>（代替制御用空気供給用）は規定圧力が確認できる設計とする。</p> <p>また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁の機能回復に使用する <b>可搬型パッテリ</b>（加圧器逃がし弁用）は、<b>電磁弁</b>を駆動可能なように、加圧器逃がし弁用電磁弁へ電源供給ができる設計とする。また、電圧測定が可能な系統設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁の機能回復（代替電源給電）に使用する加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池は、電磁弁への電源供給により弁の開閉を行うことで、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、電圧測定が可能な系統設計とする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">伊方3号炉 46条より</p> <p>インターフェイスシステムLOCA時において、余熱除去系の隔離に使用する余熱除去ポンプ入口弁は、遠隔駆動装置による開閉確認が可能な設計とする。また、分解が可能な設計とする。</p> <p>原子炉建屋プローアウトパネルは、発電用原子炉の運転中又は停止中に、外観の確認が可能な設計とする。</p>		<p>1次冷却系の減圧に使用する系統は、発電用原子炉の<b>運転中又は停止中</b>に機能・性能及び漏えいの有無の確認並びに弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁の機能回復に使用する <b>加圧器逃がし弁操作用パッテリ</b>は、発電用原子炉の<b>運転中又は停止中</b>に、<b>電磁弁</b>への電源供給により弁の開閉を行うことで機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、電圧測定が可能な設計とする。</p> <p>インターフェイスシステムLOCA時において、余熱除去設備の隔離に使用する余熱除去ポンプ入口弁は、発電用原子炉の<b>運転中又は停止中</b>に、弁駆動機構を介した遠隔操作による開閉確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、分解が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川審査実績の反映</li> </ul> <p>泊の対応する SA 設備（加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ）は、『<b>6.9.2 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧</b>』に記載。</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電磁弁への通電による開閉確認が機能・性能の確認であることを明示した。（伊方と同様）</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表2.3-1 常設重大事故等対処設備仕様	第5.5-1表 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の主要機器仕様	第5.5.1表 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の主要仕様	【女川】 記載方針の相違 ・女川は「主要機器仕様」としているが、泊は既設置許可申請書において「主要仕様」としているため、新たに記載する表においても「主要仕様」とする。
・大飯の設備掲載順は、泊の掲載順に合わせて並び替えている。 ・泊が同一設備を複数箇所に記載する場合にも再掲はしていない。  記載方針説明			
(1) 加圧器逃がし弁		(1) 1次冷却系のフィードアンドブリード	【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・手段毎に記載する。
型式 空気作動式 個数 2 最高使用圧力 17.16MPa[gage] 最高使用温度 360°C 材料 ステンレス鋼		a. 加圧器逃がし弁 第5.1.8表 1次冷却設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。	
(2) 高圧注入ポンプ		b. 高圧注入ポンプ 第5.3.2表 非常用炉心冷却設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。	
型式 うず巻式 台数 2 容量 約320m³/h (1台当たり) (安全注入時及び再循環運転時) 最高使用圧力 16.7MPa[gage] 最高使用温度 150°C 揚程 約960m (安全注入時及び再循環運転時) 本体材料 ステンレス鋼		c. 燃料取替用水ピット 第5.3.2表 非常用炉心冷却設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。	
(3) 燃料取替用水ピット (3号炉)			
型式 ライニング槽（取水部掘込み付き） 基數 1 容量 約2,900m³ 最高使用圧力 大気圧 最高使用温度 95°C ほう素濃度 2,800ppm以上 ライニング材料 ステンレス鋼 設置高さ E.L.+18.5m 距離 約50m（炉心より） (4号炉)			
型式 ライニング槽（取水部掘込み付き） 基數 1 容量 約2,100m³ 最高使用圧力 大気圧			

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
最高使用温度 ほう素濃度 ライニング材料 設置高さ 距離	95°C 2,800ppm以上 ステンレス鋼 E.L.+18.5m 約50m（炉心より）		
(10) 蓄圧タンク		d. 蓄圧タンク 第5.3.2表 非常用炉心冷却設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。	
型式 個数 容量 最高使用圧力 最高使用温度 加圧ガス圧力 運転温度 ほう素濃度 材料	たて置円筒型 4 約38m <sup>3</sup> （1基当たり） 4.9MPa[gage] 150°C 約4.4MPa[gage] 約49°C 2,800ppm以上 炭素鋼（ステンレス鋼内張り）		
(11) 蓄圧タンク出口弁		e. 蓄圧タンク出口弁 第5.3.2表 非常用炉心冷却設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。	
型式 個数 最高使用圧力 最高使用温度 材料	電動式 4 17.16MPa[gage] 150°C ステンレス鋼		
(12) 余熱除去ポンプ		f. 余熱除去ポンプ 第5.2.2表 余熱除去設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。	
型式 台数 容量 最高使用圧力 最高使用温度 揚程 本体材料	うず巻式 2 約1,020 m <sup>3</sup> /h（1台当たり） (再循環運転時) 約681 m <sup>3</sup> /h（1台当たり） (余熱除去運転時) 4.5MPa[gage] 200°C 約91m（再循環運転時） 約107m（余熱除去運転時） ステンレス鋼		

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(13) 余熱除去冷却器 型式 横置U字管式 基数 2 伝熱容量 約10.8MW（1基当たり） 最高使用圧力 管側 4.5MPa[gage] 胴側 1.4MPa[gage] 最高使用温度 管側 200°C 胴側 95°C 材料 管側 ステンレス鋼 胴側 炭素鋼		g. 余熱除去冷却器 第5.2.2表 余熱除去設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。	
(14) 格納容器再循環サンプ 型式 ブール形 基数 2 材料 鉄筋コンクリート		h. ほう酸注入タンク 第5.3.2表 非常用炉心冷却設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。	設計方針の相違【差異②】 ・大飯3／4号炉にはほう酸注入タンクがない。
(15) 格納容器再循環サンプスクリーン 型式 ディスク型 個数 2 容量 約2,540m³/h（1個当たり） 最高使用温度 144°C  材料 ステンレス鋼		i. 格納容器再循環サンプ 第5.3.2表 非常用炉心冷却設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。	
		j. 格納容器再循環サンプスクリーン 第5.3.2表 非常用炉心冷却設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(4) 電動補助給水ポンプ 型式 うず巻式 台数 2 定格容量 約140m <sup>3</sup> /h (1台当たり) 定格揚程 約950m 本体材料 合金鋼		(2) 蒸気発生器2次側からの除熱 a. 電動補助給水ポンプ 第5.11.2.2表 給水設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。	【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・女川の構成に合わせて手段毎に記載する。
(5) タービン動補助給水ポンプ 型式 うず巻式 台数 1 定格容量 約250m <sup>3</sup> /h 定格揚程 約950m 本体材料 合金鋼		b. タービン動補助給水ポンプ 第5.11.2.2表 給水設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。	
(6) 主蒸気逃がし弁 型式 空気作動式 個数 4 口径 6B 容量 約180t/h (1個当たり) 最高使用圧力 8.17MPa[gage] 最高使用温度 298°C 本体材料 炭素鋼		c. 主蒸気逃がし弁 第5.11.2.1表 主蒸気設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。	
(8) 復水ピット 型式 炭素鋼内張りプール形 基數 1 容量 約1,200m <sup>3</sup> ライニング材料 炭素鋼 設置高さ E.L.+26.0m 距離 約50m (炉心より)		d. 補助給水ピット 第5.11.2.2表 給水設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。	
(16) タービン動補助給水ポンプ起動弁 型式 電動式 個数 2 最高使用圧力 8.17MPa[gage] 最高使用温度 298°C 材料 炭素鋼		e. タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁 第5.11.2.1表 主蒸気設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(7) 蒸気発生器		f. 蒸気発生器 第5.1.8表 1次冷却設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。	
型 式 たて置U字管式熱交換器型 基 数 4 胴側最高使用圧力 8.17MPa[gage] 管側最高使用圧力 17.16MPa[gage] 1次冷却材流量 約15.0×103t/h (1基当たり) 主蒸気連転圧力(定格出力時) 約6.03MPa[gage] 主蒸気連転温度(定格出力時) 約277°C 蒸気発生量(定格出力時) 約1.69×10 <sup>3</sup> t/h (1基当たり) 出口蒸気湿分 0.25wt%以下 伝熱面積 約4,870m <sup>2</sup> (1基当たり) 伝熱管本数 3,382本 (1基当たり) 伝熱管外径 約22.2mm 伝熱管厚さ 約1.3mm 胴部外径(上部) 約4.5m 胴部外径(下部) 約3.4m 全高 約21m 材料 本体 低合金鋼板及び低合金鍛鋼 伝熱管 ニッケル・クロム・鉄合金 管板肉盛り ニッケル・クロム・鉄合金 水室内盛り ステンレス鋼			
(9) 主蒸気管	管内径 約640mm 管厚 約34mm 最高使用圧力 8.17MPa[gage] 最高使用温度 298°C 材料 炭素鋼	【大飯】 記載方針の相違 ・主蒸気管は、泊3号炉では“主蒸気設備の配管”として本文で記載していることから、個別の仕様は記載しない。(配管の仕様を記載しないのは女川と同様。)	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 可搬型パッテリ（加圧器逃がし弁用）</p> <p>型式 リチウムイオン電池 個数 1（3号及び4号炉共用の予備1） 容量 約780Wh 電圧 約125V</p>	<p>(1) 主蒸気逃がし安全弁 第5.1-3表 主蒸気系主要機器仕様に記載する。</p> <p>(2) 主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ 個数 11 容量 約150ℓ（1個当たり）</p> <p>(3) 主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ 個数 6 容量 約200ℓ（1個当たり）</p> <p>(4) 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池 個数 1（予備1） 容量 約24 Ah 電圧 120V 使用箇所 制御建屋地上2階 保管場所 制御建屋地上2階</p> <p>(5) 原子炉建屋プローアウトパネル 個数 1 取付箇所 原子炉建屋地上3階</p>	<p>(3) 加圧器逃がし弁の機能回復 a. 加圧器逃がし弁操作用パッテリ 型式 リチウムイオン電池 個数 1（予備1） 容量 約780Wh 電圧 125V 使用箇所 原子炉補助建屋T.P.10.3m 保管場所 原子炉補助建屋T.P.10.3m</p> <p>b. 加圧器逃がし弁 第5.1.8表 1次冷却設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。</p> <p>(4) 加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧 a. 加圧器逃がし弁 第5.1.8表 1次冷却設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。</p> <p>(5) 1次冷却系の減圧 a. 主蒸気逃がし弁 第5.11.2.1表 主蒸気設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。</p> <p>b. 加圧器逃がし弁 第5.1.8表 1次冷却設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。</p> <p>(6) 余熱除去設備の隔離 a. 余熱除去ポンプ入口弁 第5.2.2表 余熱除去設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・女川の構成に合わせて手段毎に記載する。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊3号炉では複数号炉での同時使用はないため、複数号炉の記載はしない。（伊方と同様）</p>
<p>(17) 余熱除去ポンプ入口弁</p> <p>型式 ツインパワー式 個数 2 最高使用圧力 4.5MPa[gage] 最高使用温度 200℃ 本体材料 ステンレス鋼</p>			

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

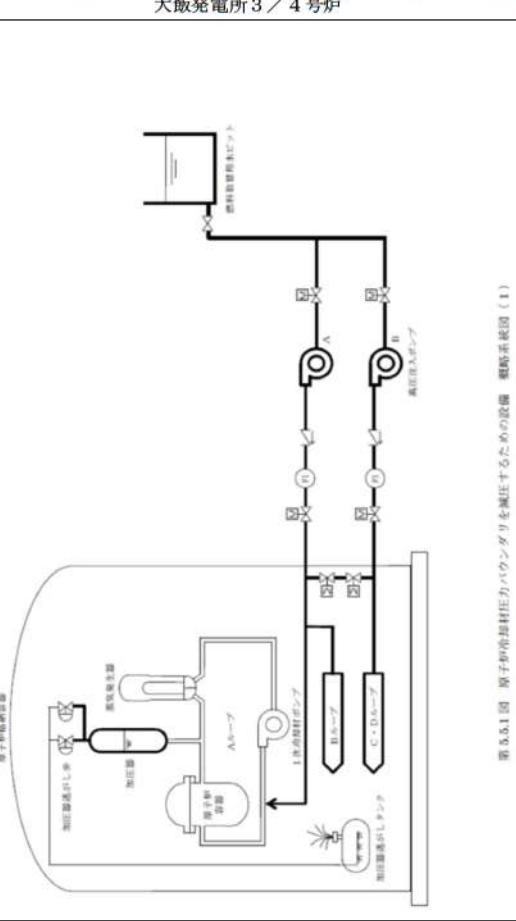
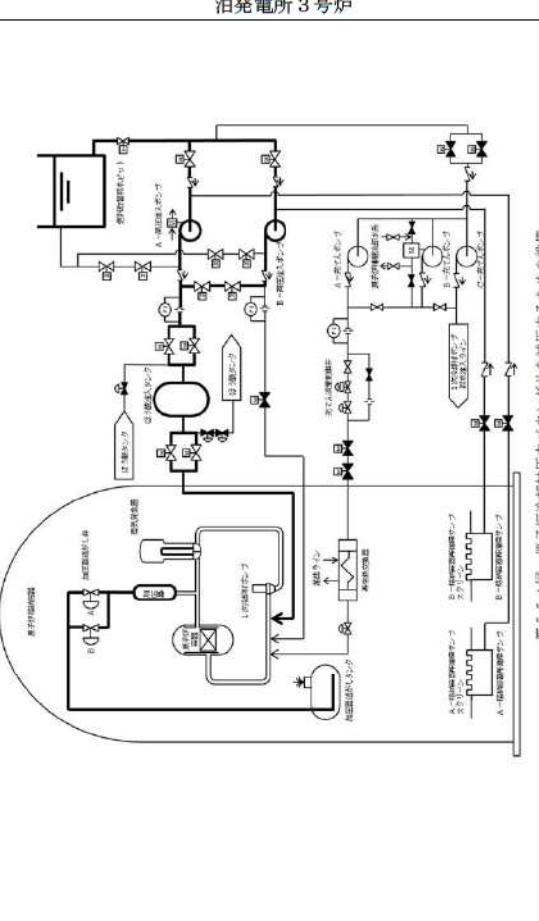
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表2.3-2 可搬型重大事故等対処設備仕様			【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・手段毎に記載するため、（常設）と（可搬型）の表を分割しない構成とし、パッテリは前ページに記載。
(1) 窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）			泊の対応するSA設備（加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ）は、『6.9.2 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧』に記載。
種類 鋼製容器 本数 10（予備2） 容量 約7Nm <sup>3</sup> （1本当たり） 最高使用圧力 14.7MPa[gage] 供給圧力 約0.88MPa[gage]（供給後圧力）			
(2) 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）			
型式 往復式 台数 2（予備1） 容量 約14.4m <sup>3</sup> /h（1台当たり） 吐出圧 約0.88MPa[gage]			
(3) 可搬型パッテリ（加圧器逃がし弁用）			
型式 リチウムイオン電池 個数 1（3号及び4号炉共用の予備1） 容量 約780Wh 電圧 約125V			

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 第5.6.1図 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 構造系統図(1)		 第5.6.1図 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 構造系統図(1)	<p>設計方針の相違【差異②】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯3／4号炉にはほう酸注入タンクがない。</li> </ul>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊 3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

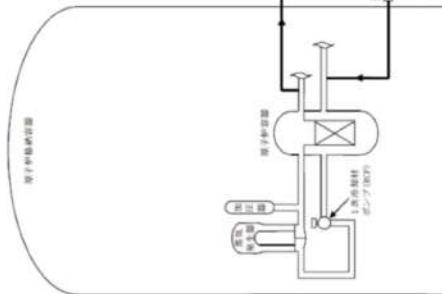
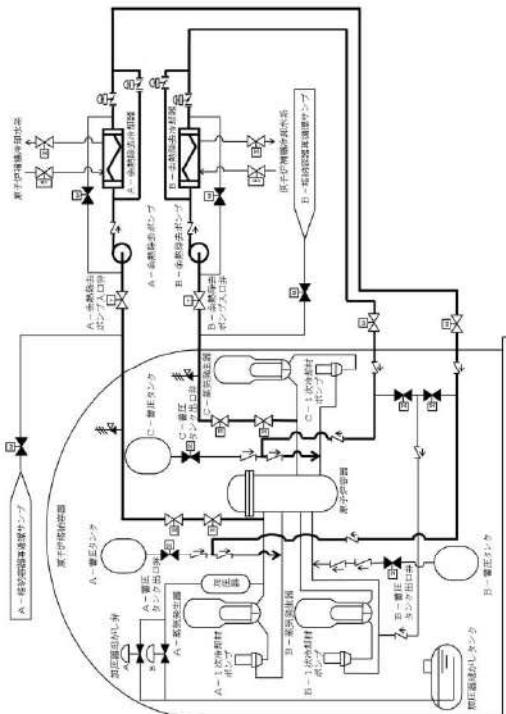
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図5.5.2 図 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 総括系統図 (2)</p>		<p>図5.5.2 図 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 総括系統図 (2)</p>	<p>(3ループの泊と、4ループの大飯の相違のみ)</p> <p>第5.5.2図 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 総括系統図 (2) 1次冷却系のフィードアンドブリード (苦井注入系による注水)</p>

## 泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊 3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

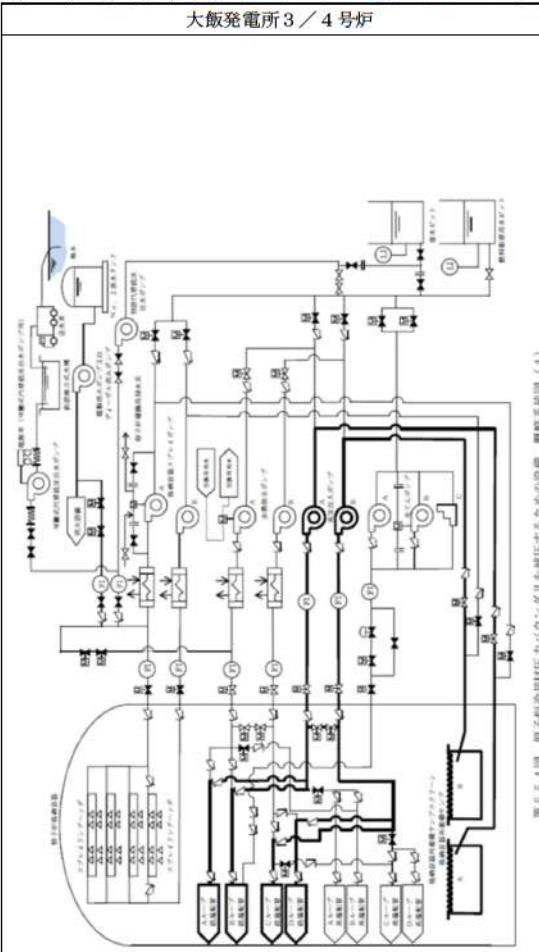
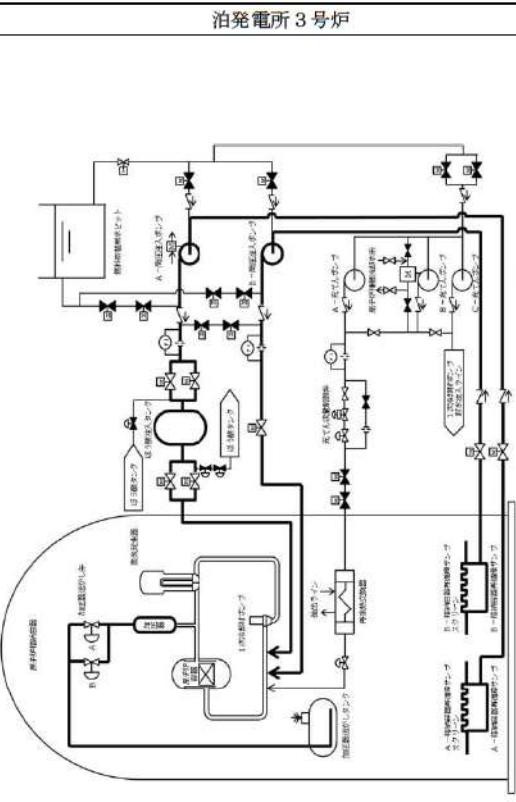
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
 <p>新5.5.3 図 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 構造系統図（3）</p>		 <p>6.5.3 図 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 系統概要図 (3) 1次冷却系のファードアンドブリード（余熱除去設備による冷却）</p>	<p>(A系とB系を別に記載しているか否かの違いはあるが、表現の相違のみ)</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

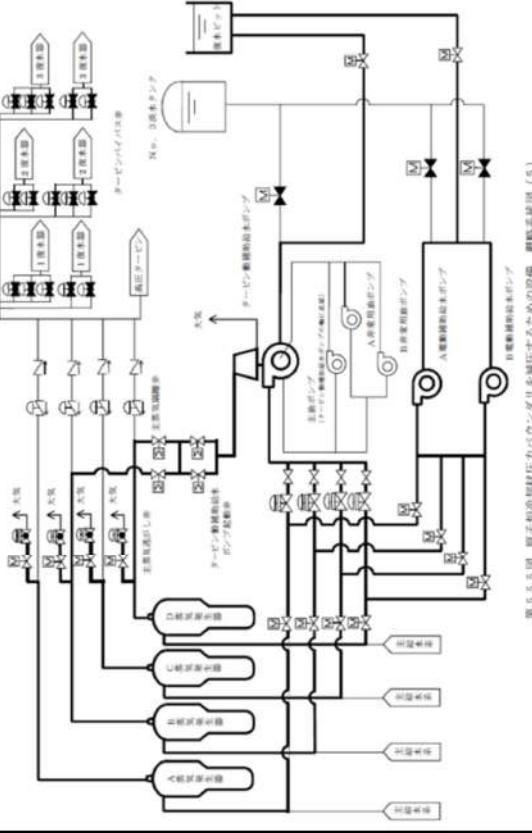
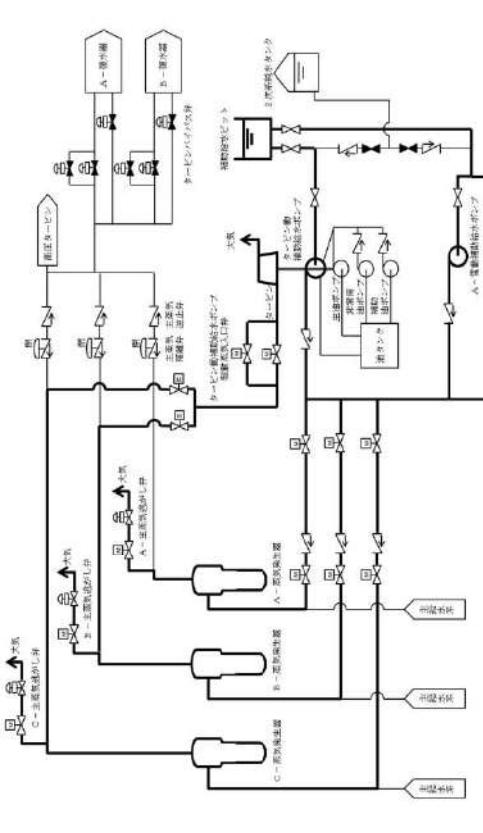
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第5.5.4図 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 総則系統図(4)</p>		 <p>第5.5.1図 女川2号炉の設備構成図(1) 次冷却系のフードアンドブリード(減圧装置)(注水)</p>	<p>設計方針の相違【差異②】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯3／4号炉にはほう酸注入タンクがない。</li> </ul>

## 泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊 3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

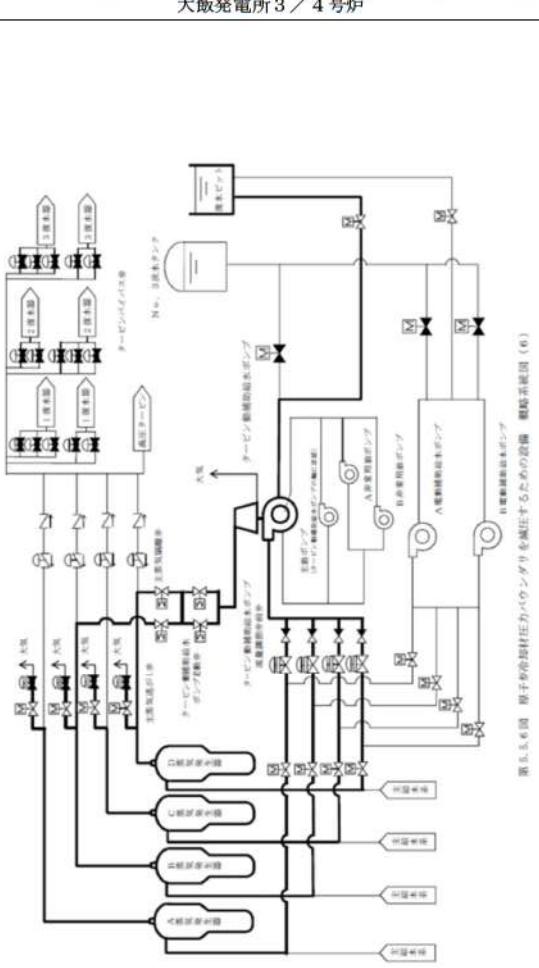
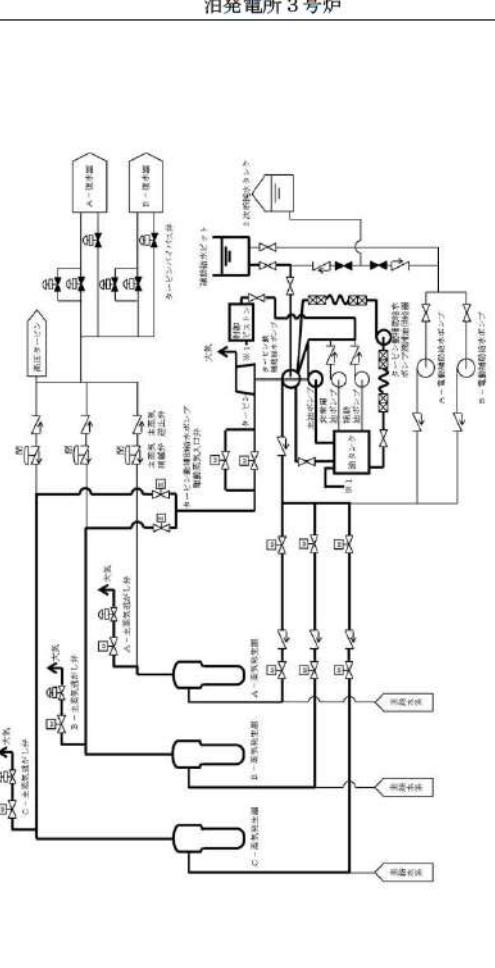
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
 <p>図5.5.5-5 図 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 (5)</p>	 <p>図5.5.5-5 図 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 (5)</p>	 <p>図5.5.5-5 図 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 (5) 系統概要図</p>	<p>(フロントライン系故障時の S G 2次側による炉心冷却の系統概要図として相違なし)</p>

## 泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊 3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第5.5.6図 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 総略系統図(6)</p>		 <p>第5.5.6図 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 総略系統図(6) (タービン動力辅助給水ポンプの機能回復)</p>	<p>(サポート系故障時の蒸気発生器2次側からの除熱 (タービン動力辅助給水ポンプの機能回復) の系統概要図として相違なし)</p>

## 泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊 3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

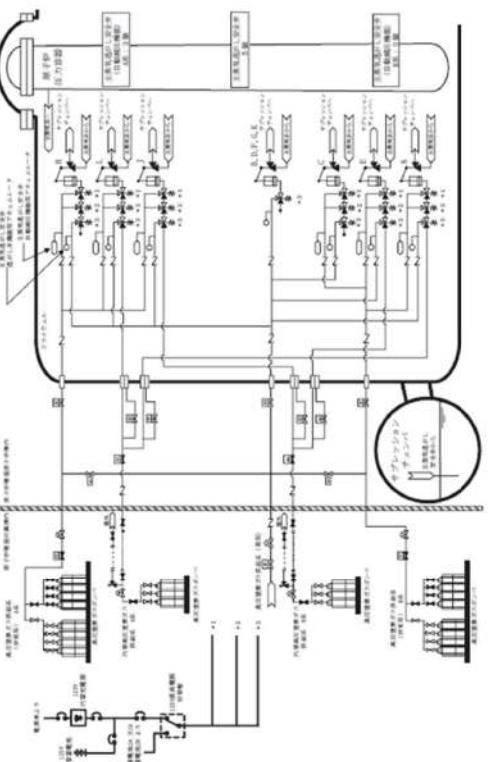
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(再掲)</p> <p>図5.5.5 図 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p>		<p>図5.5.7 図 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>(図5.5.7) 温泉発生器2次側からの除熱 (電動補助ポンプの施設回路)</p>	

## 泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊 3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

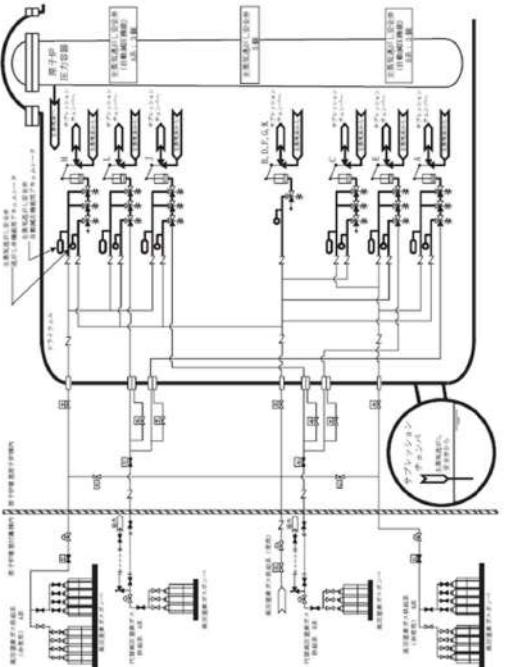
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第 5.5-2 図 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備系統概要図 (可搬型代替直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁機能回復)</p>		<p>（加圧器逃がし弁の作動電源の機能回復の比較は、女川の3つの電源回復手段のうち、パッテリを使用する手段とし、本系統図は比較対象としない）</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

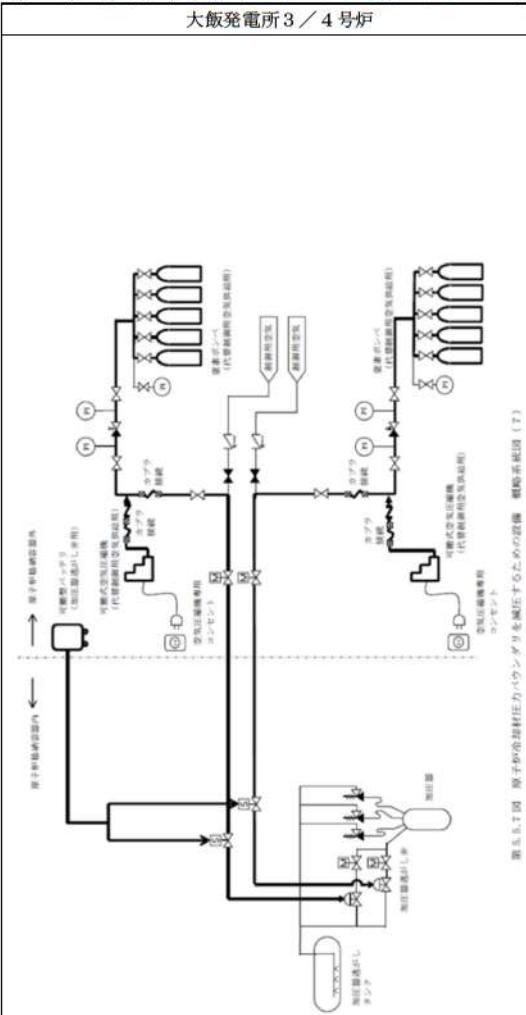
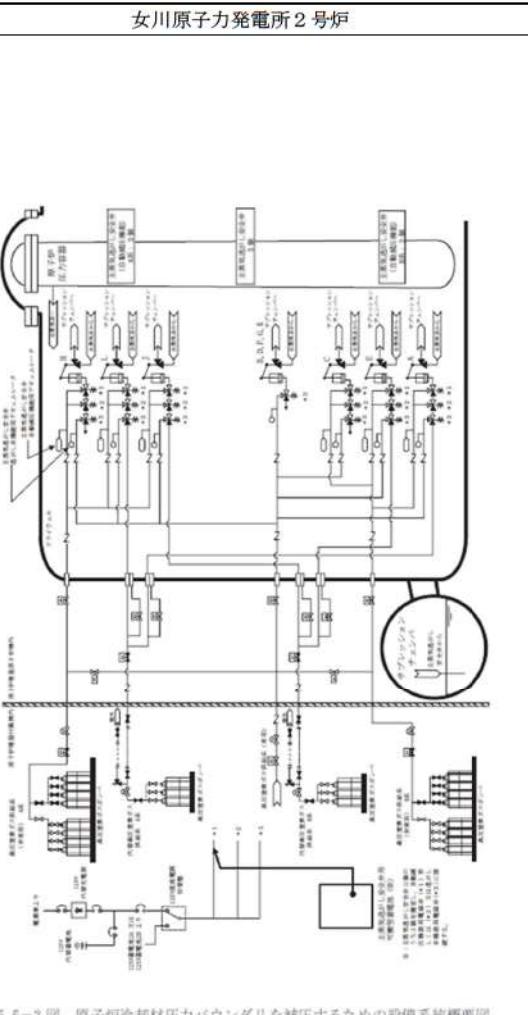
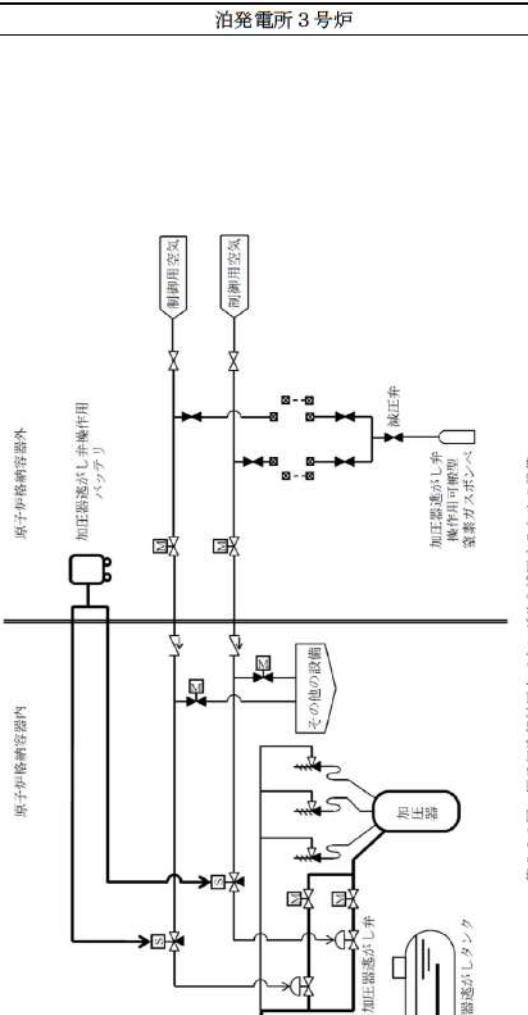
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第5.5-1図 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備系統概要図 (原子炉減圧の自動化、手動による原子炉減圧、代替直流電源設備による復旧。代替交流電源設備による復旧)</p>		<p>（加圧器逃がし弁の作動電源の機能回復の比較は、女川の3つの電源回復手段のうち、パッテリを使用する手段とし、本系統図は比較対象としない）</p>

## 泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊 3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第5.5-7図 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 総説系統図(7)</p>	 <p>第5.5-3図 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備系統概要図 (主蒸気放がし安全弁用可搬型蓄電池による主蒸気放がし安全弁機能回復)</p>	 <p>第5.5-8図 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 系統概要図(8) 加圧器逃がし弁の機能回復(加圧器逃がし弁操作用バッテリ)</p>	<p><b>【大飯】</b> 設計方針の相違【差異③】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、窒素ボンベ及びバッテリにて加圧器逃がし弁の機能回復が可能であり、十分な容量も有している（川内・伊方と同様）が、大飯は可搬式空気圧縮機も使用する。</li> <li>・（大飯は可搬式整流器も使用するが、可搬式整流器は57条にて記載。）</li> </ul> <p><b>【大飯】</b> 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯の系統図にて太線で示すボンベからの代替駆動源供給について、泊はまとめ資料の6.9.2項に記載（P46-80）のため太線としている。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

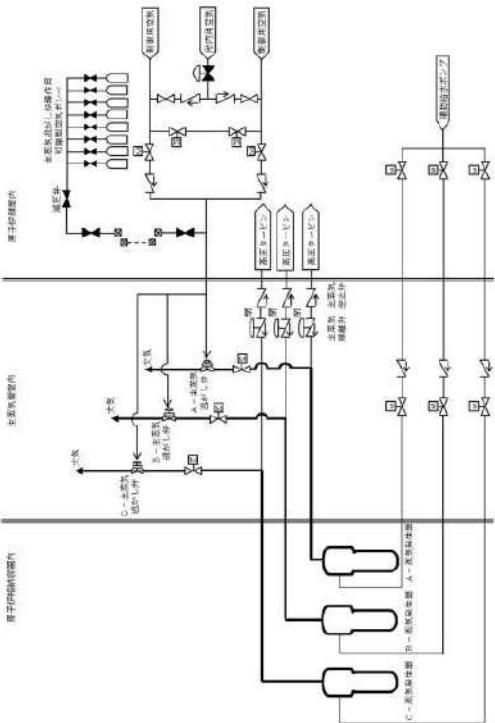
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は1次冷却系の減圧に使用する加圧器逃がし弁の系統概要図を記載しているが、大飯は記載していない。(D B設計と同じ使用方法であるためと思われる。)</li> </ul>

## 泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊 3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
		 <p>第五・十図 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 系統概要図 (10) 主蒸気路による漏F</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は1次冷却系の減圧に使用する主蒸気逃がし弁の系統概要図を記載しているが、大飯は記載していない。(DB 設計と同じ使用方法であるためと思われる。)</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉						女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																																																																																																																																		
<b>第1.3.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対応設備と置換する手段 (フロントライン系機器喪失時) (1／2)</b>										<b>【大飯】</b>																																																																																																																																																																		
										<b>記載方針の相違</b>																																																																																																																																																																		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の表は、技術的能力まとめ資料と同一の表を SA 設備まとめ資料としても流用していたものであるが、設置許可添付八には記載しない表のため、女川同様削除する。(次頁も同様)</li> </ul>																																																																																																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対応設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応装置</th> <th>故障分類<sup>a</sup></th> <th>整備する手段</th> <th>手段の分類</th> <th colspan="3"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">フロントライン系機器喪失時</td> <td>電動補助給水ポンプ 及び タービン動 補助給水ポンプ 又は 復水ポンプ<sup>b</sup> 主蒸気通がし弁</td> <td>加圧給水ポンプ<sup>c</sup> 真田注入ポンプ<sup>c</sup> 熱交換器用タービット 熱交換器用ポンプ<sup>c</sup> 熱交換器内清掃サンプ スチーリング 主蒸気通がし弁</td> <td></td> <td rowspan="6">a,b</td> <td>1次冷却系のフィードピ ンドリードにによる 炉心冷却の手順</td> <td>炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>電動補助給水ポンプ 及び タービン動 補助給水ポンプ 又は 復水ポンプ<sup>b</sup></td> <td>電動給水ポンプ<sup>c</sup> 脱気器タンク 蒸気发生器給水用 供給中止ポンプ<sup>c</sup>(起動)<sup>d</sup> 復水泵</td> <td></td> <td>蒸気发生器の給水補給手 順ポンプは代替する手段</td> <td>炉心の著しい噴出及 び格納容器破裂を防 止する冷却手段</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>主蒸気通がし弁</td> <td>主蒸気通がし弁 タービンバイパス弁</td> <td></td> <td>蒸気发生器の給水補給手 順ポンプは代替する手段</td> <td>炉心の著しい噴出及 び格納容器破裂を防 止する冷却手段</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>蒸気发生器の給水補給手 順ポンプは代替する手段</td> <td>炉心の著しい噴出及 び格納容器破裂を防 止する冷却手段</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>蒸気发生器の給水補給手 順ポンプは代替する手段</td> <td>炉心の著しい噴出及 び格納容器破裂を防 止する冷却手段</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>蒸気发生器の給水補給手 順ポンプは代替する手段</td> <td>炉心の著しい噴出及 び格納容器破裂を防 止する冷却手段</td> <td colspan="3" rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <small>①：大断電事故、重大事故等対応時に以下の原子炉機能の保全のため活動する手段 ②：手順a：「1.3 重大事故等の収束に要する手段(手順)」にて整備する。 ③：手順b：「1.2 重大事故等の収束に要する手段(手順)」にて整備する。 ④：タービン動補助給水ポンプは、起動する。蒸気发生器子房を活性化するための手順)にて整備する。 ⑤：主蒸気通がし弁は、起動する。 ⑥：主蒸気通がし弁における冷却手段の選択 a：当該条件に適用する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：目的的対策として整備する重大事故等対応設備 d：起動する条件</small> </td></tr> <tr> <td colspan="10"><b>第1.3.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対応設備と置換する手段 (フロントライン系機器喪失時) (2／2)</b></td><td colspan="2"><b>【大飯】</b></td></tr> <tr> <td colspan="10"></td><td colspan="2"><b>記載方針の相違</b></td></tr> <tr> <td colspan="10"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の表は、技術的能力まとめ資料と同一の表を SA 設備まとめ資料としても流用していたものであるが、設置許可添付八には記載しない表のため、女川同様削除する。(次頁も同様)</li> </ul> </td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対応設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応装置</th> <th>故障分類<sup>a</sup></th> <th>整備する手段</th> <th>手段の分類</th> <th colspan="3"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">フロントライン系機器喪失時</td> <td rowspan="6">加圧蒸発がし弁</td> <td>電動補助給水ポンプ<sup>c</sup> タービン動補助給水ポンプ 復水泵</td> <td rowspan="6">蒸気发生器 電動給水ポンプ<sup>c</sup> 脱気器タンク 蒸気发生器給水用 供給中止ポンプ<sup>c</sup>(起動)<sup>d</sup> 復水泵</td> <td rowspan="6">a,b</td> <td>蒸気发生器上部側による 炉心冷却注水の手順</td> <td>炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>電動補助給水ポンプ<sup>c</sup> タービン動補助給水ポンプ 復水泵</td> <td></td> <td>蒸気发生器上部側による 炉心冷却注水の手順</td> <td>炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>主蒸気通がし弁</td> <td></td> <td>蒸気发生器上部側による 炉心冷却注水の手順</td> <td>炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>タービンバイパス弁</td> <td></td> <td>蒸気发生器上部側による 炉心冷却注水の手順</td> <td>炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>加圧蒸発がし弁による 炉心冷却注水の手順</td> <td>炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>加圧蒸発がし弁による 炉心冷却注水の手順</td> <td>炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段</td> <td colspan="3" rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <small>①：大断電事故、重大事故等対応時に以下の原子炉機能の保全のため活動する手段 ②：手順a：「1.3 重大事故等の収束に要する手段(手順)」にて整備する。 ③：手順b：「1.2 重大事故等の収束に要する手段(手順)」にて整備する。 ④：タービン動補助給水ポンプは、起動する。蒸気发生器子房を活性化するための手順)にて整備する。 ⑤：主蒸気通がし弁は、起動する。 ⑥：主蒸気通がし弁における冷却手段の選択 a：当該条件に適用する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：目的的対策として整備する重大事故等対応設備 d：起動する条件</small> </td></tr> </tbody> </table> </td></tr></tbody></table>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応装置	故障分類 <sup>a</sup>	整備する手段	手段の分類				フロントライン系機器喪失時	電動補助給水ポンプ 及び タービン動 補助給水ポンプ 又は 復水ポンプ <sup>b</sup> 主蒸気通がし弁	加圧給水ポンプ <sup>c</sup> 真田注入ポンプ <sup>c</sup> 熱交換器用タービット 熱交換器用ポンプ <sup>c</sup> 熱交換器内清掃サンプ スチーリング 主蒸気通がし弁		a,b	1次冷却系のフィードピ ンドリードにによる 炉心冷却の手順	炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段				電動補助給水ポンプ 及び タービン動 補助給水ポンプ 又は 復水ポンプ <sup>b</sup>	電動給水ポンプ <sup>c</sup> 脱気器タンク 蒸気发生器給水用 供給中止ポンプ <sup>c</sup> (起動) <sup>d</sup> 復水泵		蒸気发生器の給水補給手 順ポンプは代替する手段	炉心の著しい噴出及 び格納容器破裂を防 止する冷却手段				主蒸気通がし弁	主蒸気通がし弁 タービンバイパス弁		蒸気发生器の給水補給手 順ポンプは代替する手段	炉心の著しい噴出及 び格納容器破裂を防 止する冷却手段							蒸気发生器の給水補給手 順ポンプは代替する手段	炉心の著しい噴出及 び格納容器破裂を防 止する冷却手段							蒸気发生器の給水補給手 順ポンプは代替する手段	炉心の著しい噴出及 び格納容器破裂を防 止する冷却手段							蒸気发生器の給水補給手 順ポンプは代替する手段	炉心の著しい噴出及 び格納容器破裂を防 止する冷却手段				<small>①：大断電事故、重大事故等対応時に以下の原子炉機能の保全のため活動する手段 ②：手順a：「1.3 重大事故等の収束に要する手段(手順)」にて整備する。 ③：手順b：「1.2 重大事故等の収束に要する手段(手順)」にて整備する。 ④：タービン動補助給水ポンプは、起動する。蒸気发生器子房を活性化するための手順)にて整備する。 ⑤：主蒸気通がし弁は、起動する。 ⑥：主蒸気通がし弁における冷却手段の選択 a：当該条件に適用する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：目的的対策として整備する重大事故等対応設備 d：起動する条件</small>										<b>第1.3.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対応設備と置換する手段 (フロントライン系機器喪失時) (2／2)</b>										<b>【大飯】</b>												<b>記載方針の相違</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の表は、技術的能力まとめ資料と同一の表を SA 設備まとめ資料としても流用していたものであるが、設置許可添付八には記載しない表のため、女川同様削除する。(次頁も同様)</li> </ul>												<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対応設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応装置</th> <th>故障分類<sup>a</sup></th> <th>整備する手段</th> <th>手段の分類</th> <th colspan="3"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">フロントライン系機器喪失時</td> <td rowspan="6">加圧蒸発がし弁</td> <td>電動補助給水ポンプ<sup>c</sup> タービン動補助給水ポンプ 復水泵</td> <td rowspan="6">蒸気发生器 電動給水ポンプ<sup>c</sup> 脱気器タンク 蒸気发生器給水用 供給中止ポンプ<sup>c</sup>(起動)<sup>d</sup> 復水泵</td> <td rowspan="6">a,b</td> <td>蒸気发生器上部側による 炉心冷却注水の手順</td> <td>炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>電動補助給水ポンプ<sup>c</sup> タービン動補助給水ポンプ 復水泵</td> <td></td> <td>蒸気发生器上部側による 炉心冷却注水の手順</td> <td>炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>主蒸気通がし弁</td> <td></td> <td>蒸気发生器上部側による 炉心冷却注水の手順</td> <td>炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>タービンバイパス弁</td> <td></td> <td>蒸気发生器上部側による 炉心冷却注水の手順</td> <td>炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>加圧蒸発がし弁による 炉心冷却注水の手順</td> <td>炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>加圧蒸発がし弁による 炉心冷却注水の手順</td> <td>炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段</td> <td colspan="3" rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <small>①：大断電事故、重大事故等対応時に以下の原子炉機能の保全のため活動する手段 ②：手順a：「1.3 重大事故等の収束に要する手段(手順)」にて整備する。 ③：手順b：「1.2 重大事故等の収束に要する手段(手順)」にて整備する。 ④：タービン動補助給水ポンプは、起動する。蒸気发生器子房を活性化するための手順)にて整備する。 ⑤：主蒸気通がし弁は、起動する。 ⑥：主蒸気通がし弁における冷却手段の選択 a：当該条件に適用する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：目的的対策として整備する重大事故等対応設備 d：起動する条件</small> </td></tr> </tbody> </table>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応装置	故障分類 <sup>a</sup>	整備する手段	手段の分類				フロントライン系機器喪失時	加圧蒸発がし弁	電動補助給水ポンプ <sup>c</sup> タービン動補助給水ポンプ 復水泵	蒸気发生器 電動給水ポンプ <sup>c</sup> 脱気器タンク 蒸気发生器給水用 供給中止ポンプ <sup>c</sup> (起動) <sup>d</sup> 復水泵	a,b	蒸気发生器上部側による 炉心冷却注水の手順	炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段				電動補助給水ポンプ <sup>c</sup> タービン動補助給水ポンプ 復水泵		蒸気发生器上部側による 炉心冷却注水の手順	炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段				主蒸気通がし弁		蒸気发生器上部側による 炉心冷却注水の手順	炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段				タービンバイパス弁		蒸気发生器上部側による 炉心冷却注水の手順	炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段						加圧蒸発がし弁による 炉心冷却注水の手順	炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段						加圧蒸発がし弁による 炉心冷却注水の手順	炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段				<small>①：大断電事故、重大事故等対応時に以下の原子炉機能の保全のため活動する手段 ②：手順a：「1.3 重大事故等の収束に要する手段(手順)」にて整備する。 ③：手順b：「1.2 重大事故等の収束に要する手段(手順)」にて整備する。 ④：タービン動補助給水ポンプは、起動する。蒸気发生器子房を活性化するための手順)にて整備する。 ⑤：主蒸気通がし弁は、起動する。 ⑥：主蒸気通がし弁における冷却手段の選択 a：当該条件に適用する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：目的的対策として整備する重大事故等対応設備 d：起動する条件</small>									
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応装置	故障分類 <sup>a</sup>	整備する手段	手段の分類																																																																																																																																																																						
フロントライン系機器喪失時	電動補助給水ポンプ 及び タービン動 補助給水ポンプ 又は 復水ポンプ <sup>b</sup> 主蒸気通がし弁	加圧給水ポンプ <sup>c</sup> 真田注入ポンプ <sup>c</sup> 熱交換器用タービット 熱交換器用ポンプ <sup>c</sup> 熱交換器内清掃サンプ スチーリング 主蒸気通がし弁		a,b	1次冷却系のフィードピ ンドリードにによる 炉心冷却の手順	炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段																																																																																																																																																																						
	電動補助給水ポンプ 及び タービン動 補助給水ポンプ 又は 復水ポンプ <sup>b</sup>	電動給水ポンプ <sup>c</sup> 脱気器タンク 蒸気发生器給水用 供給中止ポンプ <sup>c</sup> (起動) <sup>d</sup> 復水泵			蒸気发生器の給水補給手 順ポンプは代替する手段	炉心の著しい噴出及 び格納容器破裂を防 止する冷却手段																																																																																																																																																																						
	主蒸気通がし弁	主蒸気通がし弁 タービンバイパス弁			蒸気发生器の給水補給手 順ポンプは代替する手段	炉心の著しい噴出及 び格納容器破裂を防 止する冷却手段																																																																																																																																																																						
					蒸気发生器の給水補給手 順ポンプは代替する手段	炉心の著しい噴出及 び格納容器破裂を防 止する冷却手段																																																																																																																																																																						
					蒸気发生器の給水補給手 順ポンプは代替する手段	炉心の著しい噴出及 び格納容器破裂を防 止する冷却手段																																																																																																																																																																						
					蒸気发生器の給水補給手 順ポンプは代替する手段	炉心の著しい噴出及 び格納容器破裂を防 止する冷却手段																																																																																																																																																																						
<small>①：大断電事故、重大事故等対応時に以下の原子炉機能の保全のため活動する手段 ②：手順a：「1.3 重大事故等の収束に要する手段(手順)」にて整備する。 ③：手順b：「1.2 重大事故等の収束に要する手段(手順)」にて整備する。 ④：タービン動補助給水ポンプは、起動する。蒸気发生器子房を活性化するための手順)にて整備する。 ⑤：主蒸気通がし弁は、起動する。 ⑥：主蒸気通がし弁における冷却手段の選択 a：当該条件に適用する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：目的的対策として整備する重大事故等対応設備 d：起動する条件</small>																																																																																																																																																																												
<b>第1.3.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対応設備と置換する手段 (フロントライン系機器喪失時) (2／2)</b>										<b>【大飯】</b>																																																																																																																																																																		
										<b>記載方針の相違</b>																																																																																																																																																																		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の表は、技術的能力まとめ資料と同一の表を SA 設備まとめ資料としても流用していたものであるが、設置許可添付八には記載しない表のため、女川同様削除する。(次頁も同様)</li> </ul>																																																																																																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対応設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応装置</th> <th>故障分類<sup>a</sup></th> <th>整備する手段</th> <th>手段の分類</th> <th colspan="3"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">フロントライン系機器喪失時</td> <td rowspan="6">加圧蒸発がし弁</td> <td>電動補助給水ポンプ<sup>c</sup> タービン動補助給水ポンプ 復水泵</td> <td rowspan="6">蒸気发生器 電動給水ポンプ<sup>c</sup> 脱気器タンク 蒸気发生器給水用 供給中止ポンプ<sup>c</sup>(起動)<sup>d</sup> 復水泵</td> <td rowspan="6">a,b</td> <td>蒸気发生器上部側による 炉心冷却注水の手順</td> <td>炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>電動補助給水ポンプ<sup>c</sup> タービン動補助給水ポンプ 復水泵</td> <td></td> <td>蒸気发生器上部側による 炉心冷却注水の手順</td> <td>炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>主蒸気通がし弁</td> <td></td> <td>蒸気发生器上部側による 炉心冷却注水の手順</td> <td>炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>タービンバイパス弁</td> <td></td> <td>蒸気发生器上部側による 炉心冷却注水の手順</td> <td>炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>加圧蒸発がし弁による 炉心冷却注水の手順</td> <td>炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>加圧蒸発がし弁による 炉心冷却注水の手順</td> <td>炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段</td> <td colspan="3" rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <small>①：大断電事故、重大事故等対応時に以下の原子炉機能の保全のため活動する手段 ②：手順a：「1.3 重大事故等の収束に要する手段(手順)」にて整備する。 ③：手順b：「1.2 重大事故等の収束に要する手段(手順)」にて整備する。 ④：タービン動補助給水ポンプは、起動する。蒸気发生器子房を活性化するための手順)にて整備する。 ⑤：主蒸気通がし弁は、起動する。 ⑥：主蒸気通がし弁における冷却手段の選択 a：当該条件に適用する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：目的的対策として整備する重大事故等対応設備 d：起動する条件</small> </td></tr> </tbody> </table>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応装置	故障分類 <sup>a</sup>	整備する手段	手段の分類				フロントライン系機器喪失時	加圧蒸発がし弁	電動補助給水ポンプ <sup>c</sup> タービン動補助給水ポンプ 復水泵	蒸気发生器 電動給水ポンプ <sup>c</sup> 脱気器タンク 蒸気发生器給水用 供給中止ポンプ <sup>c</sup> (起動) <sup>d</sup> 復水泵	a,b	蒸気发生器上部側による 炉心冷却注水の手順	炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段				電動補助給水ポンプ <sup>c</sup> タービン動補助給水ポンプ 復水泵		蒸気发生器上部側による 炉心冷却注水の手順	炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段				主蒸気通がし弁		蒸気发生器上部側による 炉心冷却注水の手順	炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段				タービンバイパス弁		蒸気发生器上部側による 炉心冷却注水の手順	炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段						加圧蒸発がし弁による 炉心冷却注水の手順	炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段						加圧蒸発がし弁による 炉心冷却注水の手順	炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段				<small>①：大断電事故、重大事故等対応時に以下の原子炉機能の保全のため活動する手段 ②：手順a：「1.3 重大事故等の収束に要する手段(手順)」にて整備する。 ③：手順b：「1.2 重大事故等の収束に要する手段(手順)」にて整備する。 ④：タービン動補助給水ポンプは、起動する。蒸気发生器子房を活性化するための手順)にて整備する。 ⑤：主蒸気通がし弁は、起動する。 ⑥：主蒸気通がし弁における冷却手段の選択 a：当該条件に適用する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：目的的対策として整備する重大事故等対応設備 d：起動する条件</small>																																																																																																																				
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応装置	故障分類 <sup>a</sup>	整備する手段	手段の分類																																																																																																																																																																						
フロントライン系機器喪失時	加圧蒸発がし弁	電動補助給水ポンプ <sup>c</sup> タービン動補助給水ポンプ 復水泵	蒸気发生器 電動給水ポンプ <sup>c</sup> 脱気器タンク 蒸気发生器給水用 供給中止ポンプ <sup>c</sup> (起動) <sup>d</sup> 復水泵	a,b	蒸気发生器上部側による 炉心冷却注水の手順	炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段																																																																																																																																																																						
		電動補助給水ポンプ <sup>c</sup> タービン動補助給水ポンプ 復水泵				蒸気发生器上部側による 炉心冷却注水の手順	炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段																																																																																																																																																																					
		主蒸気通がし弁				蒸気发生器上部側による 炉心冷却注水の手順	炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段																																																																																																																																																																					
		タービンバイパス弁				蒸気发生器上部側による 炉心冷却注水の手順	炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段																																																																																																																																																																					
						加圧蒸発がし弁による 炉心冷却注水の手順	炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段																																																																																																																																																																					
						加圧蒸発がし弁による 炉心冷却注水の手順	炉心の著しい噴出及び 格納容器破裂を防 止する冷却手段																																																																																																																																																																					
<small>①：大断電事故、重大事故等対応時に以下の原子炉機能の保全のため活動する手段 ②：手順a：「1.3 重大事故等の収束に要する手段(手順)」にて整備する。 ③：手順b：「1.2 重大事故等の収束に要する手段(手順)」にて整備する。 ④：タービン動補助給水ポンプは、起動する。蒸気发生器子房を活性化するための手順)にて整備する。 ⑤：主蒸気通がし弁は、起動する。 ⑥：主蒸気通がし弁における冷却手段の選択 a：当該条件に適用する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：目的的対策として整備する重大事故等対応設備 d：起動する条件</small>																																																																																																																																																																												



## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較手段選定の注記】 泊では、1次冷却系の減圧として使用する、1次冷却設備の加圧器逃がし弁を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として選定している。 女川では『5.5 比較する原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧』において重大事故等対処設備（設計基準拡張）の設定はないことから、『5.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時の冷却』において重大事故等対処設備（設計基準拡張）として設定している高压炉心スプレイ系にかかる記載を記載事項・内容の比較のため、掲載する。 大飯では、重大事故等対処設備の分類として、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を設定していないことから、比較対象となる記載はない。</p> <p style="text-align: right;">記載方針説明</p>	<p>5.3.2.3 高圧炉心スプレイ系</p> <p>5.3.2.3.1 概要 高压炉心スプレイ系は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>5.3.2.3.2 設計方針 高压炉心スプレイ系は、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>5.3.2.3.2.1 悪影響防止 高压炉心スプレイ系は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>5.3.2.3.2.2 容量等 高压炉心スプレイ系ポンプは、設計基準事故時の非常用炉心冷却機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>5.3.2.3.2.3 環境条件等 高压炉心スプレイ系ポンプ及びHPCS注入隔離弁は、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。高压炉心スプレイ系の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。また、中央制御室からの操作によりHPCS注入隔離弁を閉止できない場合において、HPCS注入隔離弁の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>5.3.2.3.2.4 操作性の確保 高压炉心スプレイ系は、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する設計とする。高压炉心スプレイ系は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。また、HPCS注入隔離弁は、中央制御室から操作できない場合においても、現場操作が可能となるように手動ハンドルを設け、現場での人力により確実に操作が可能な設計とする。</p>	<p>5.1.2 重大事故等時 5.1.2.1 1次冷却設備 5.1.2.1.1 概要 1次冷却設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>5.1.2.1.2 設計方針 1次冷却設備は、「1.1.10 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>5.1.2.1.2.1 悪影響防止 1次冷却設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>5.1.2.1.2.2 容量等 1次冷却設備のうち加圧器逃がし弁は、設計基準事故時の1次冷却系の減圧機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>5.1.2.1.2.3 環境条件等 1次冷却設備のうち加圧器逃がし弁は、原子炉格納容器内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。加圧器逃がし弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>5.1.2.1.2.4 操作性の確保 1次冷却設備のうち加圧器逃がし弁は、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する設計とする。加圧器逃がし弁は、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

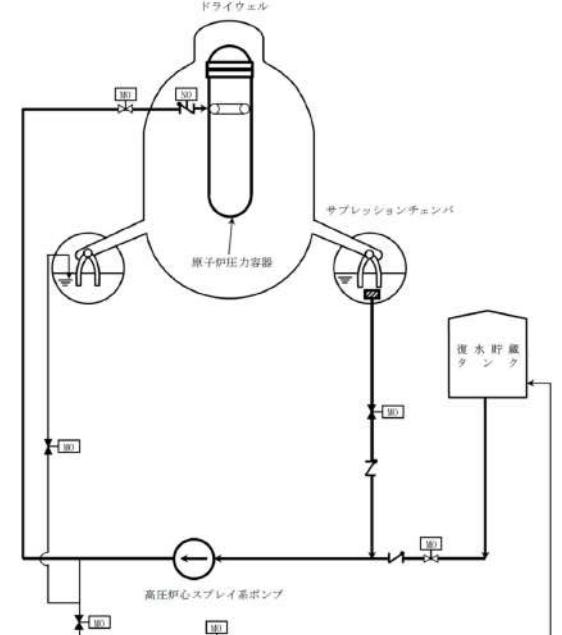
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
<p>(1) 加圧器逃がし弁</p> <table border="1"> <tr> <td>型式 空気作動式</td> </tr> <tr> <td>個数 2</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力 17.16MPa [gage]</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度 360°C</td> </tr> <tr> <td>材料 ステンレス鋼</td> </tr> <tr> <td>大飯46条の仕様を再掲</td> </tr> </table> <p>5.3.2.3.3 主要設備及び仕様 高圧炉心スプレイ系の主要機器仕様を第5.3-1表に示す。</p> <p>5.3.2.3.4 試験検査 高圧炉心スプレイ系は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、高圧炉心スプレイ系ポンプ及びHPCS注入隔離弁は、発電用原子炉の停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>第5.3-1表 非常用炉心冷却系主要機器仕様</p> <p>(3)高圧炉心スプレイ系ポンプ 台数 1 容量 約320m<sup>3</sup>/h～約1,070m<sup>3</sup>/h 全揚程 約860m～約270m</p>	型式 空気作動式	個数 2	最高使用圧力 17.16MPa [gage]	最高使用温度 360°C	材料 ステンレス鋼	大飯46条の仕様を再掲	<p>5.1.2.1.3 主要設備及び仕様 1次冷却設備のうち加圧器逃がし弁の主要仕様を第5.1.8表に示す。</p> <p>5.1.2.1.4 試験検査 1次冷却設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、加圧器逃がし弁は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認及び発電用原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。</p> <p>第5.1.8表 1次冷却設備（重大事故等時）の主要仕様</p> <p>(7) 加圧器逃がし弁 兼用する設備は以下のとおり。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・1次冷却設備</li> <li>・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</li> <li>・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</li> <li>・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>型式 空気作動式</td> </tr> <tr> <td>個数 2</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力 17.16MPa [gage]</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度 360°C</td> </tr> <tr> <td>材料 ステンレス鋼</td> </tr> </table> </p>	型式 空気作動式	個数 2	最高使用圧力 17.16MPa [gage]	最高使用温度 360°C	材料 ステンレス鋼	
型式 空気作動式													
個数 2													
最高使用圧力 17.16MPa [gage]													
最高使用温度 360°C													
材料 ステンレス鋼													
大飯46条の仕様を再掲													
型式 空気作動式													
個数 2													
最高使用圧力 17.16MPa [gage]													
最高使用温度 360°C													
材料 ステンレス鋼													

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第5.3-3図 高圧炉心スプレイ系系統概要図</p>	<p>第5.1-1図 1次冷却設備系統概要図</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較手段選定の注記】</p> <p>泊では、非常用炉心冷却設備の蓄圧注入系が使用可能な場合には、原子炉圧力バウンダリの減圧に伴い、蓄圧注入系により炉心注水されることから重大事故等対処設備（設計基準拡張）として選定している。</p> <p>女川では『5.5 比較する原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧』において重大事故等対処設備（設計基準拡張）の設定はないことから、『5.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時の冷却』において重大事故等対処設備（設計基準拡張）として設定している高圧炉心スプレイ系にかかる記載を記載事項・内容の比較のため、掲載する。</p> <p>大飯では、重大事故等対処設備の分類として、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を設定していないことから、比較対象となる記載はない。</p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">記載方針説明</span></p>	<p>5.3.2.3 高圧炉心スプレイ系</p> <p>5.3.2.3.1 概要</p> <p>高圧炉心スプレイ系は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>5.3.2.3.2 設計方針</p> <p>高圧炉心スプレイ系は、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>5.3.2.3.2.1 悪影響防止</p> <p>高圧炉心スプレイ系は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>5.3.2.3.2.2 容量等</p> <p>高圧炉心スプレイ系ポンプは、設計基準事故時の非常用炉心冷却機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>5.3.2.3.2.3 環境条件等</p> <p>高圧炉心スプレイ系ポンプ及びHPCS 注入隔離弁は、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。高圧炉心スプレイ系の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。また、中央制御室からの操作によりHPCS 注入隔離弁を閉止できない場合において、HPCS 注入隔離弁の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>5.3.2.3.2.4 操作性の確保</p> <p>高圧炉心スプレイ系は、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する設計とする。高圧炉心スプレイ系は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。また、HPCS注入隔離弁は、中央制御室から操作できない場合においても、現場操作が可能となるように手動ハンドルを設け、現場での人力により確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>5.3.2.3.3 主要設備及び仕様</p> <p>高圧炉心スプレイ系の主要機器仕様を第5.3-1 表に示す。</p>	<p>5.3.2 重大事故等時</p> <p>5.3.2.3 蓄圧注入系</p> <p>5.3.2.3.1 概要</p> <p>蓄圧注入系は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>5.3.2.3.2 設計方針</p> <p>蓄圧注入系は、「1.1.10 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>5.3.2.3.2.1 悪影響防止</p> <p>蓄圧注入系は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>5.3.2.3.2.2 容量等</p> <p>蓄圧注入系は、設計基準事故時の非常用炉心冷却機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>5.3.2.3.2.3 環境条件等</p> <p>蓄圧タンク及び蓄圧タンク出口弁は、原子炉格納容器内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。蓄圧注入タンク出口弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>5.3.2.3.2.4 操作性の確保</p> <p>蓄圧注入系は、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する設計とする。蓄圧タンク出口弁は、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p> <p>5.3.2.3.3 主要設備及び仕様</p> <p>蓄圧注入系に用いる設備の主要仕様を第5.3-2表に示す。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>5.3.2.3.4 試験検査</p> <p>高圧炉心スプレイ系は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、高圧炉心スプレイ系ポンプ及びHPCS注入隔離弁は、発電用原子炉の停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>5.3.2.3.4 試験検査</p> <p>蓄圧注入系は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、蓄圧タンク及び蓄圧タンク出口弁は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認及び発電用原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

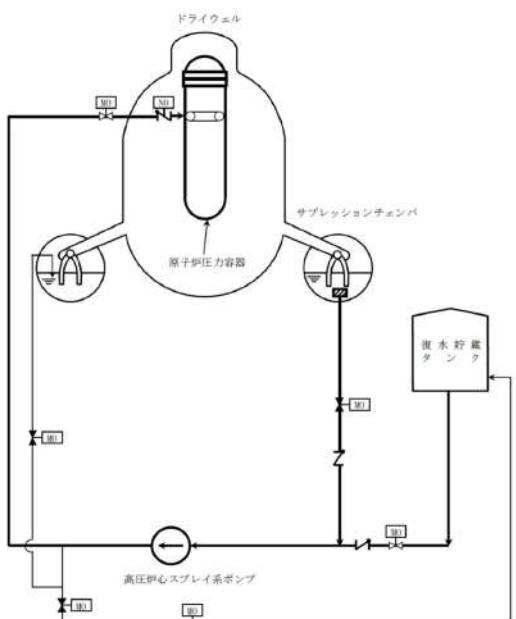
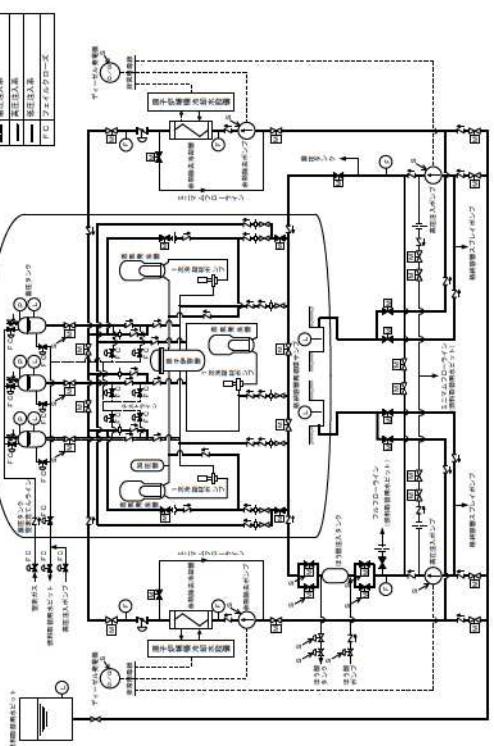
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p>(10) 蓄圧タンク</p> <table border="1"> <tr><td>型 式</td><td>たて置円筒型</td></tr> <tr><td>基 数</td><td>4</td></tr> <tr><td>容 量</td><td>約38m<sup>3</sup> (1基当たり)</td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td>4.9MPa [gage]</td></tr> <tr><td>最高使用温度</td><td>150°C</td></tr> <tr><td>加圧ガス圧力</td><td>約4.4MPa [gage]</td></tr> <tr><td>運転温度</td><td>約49°C</td></tr> <tr><td>ほう素濃度</td><td>2,800ppm 以上</td></tr> <tr><td>材 料</td><td>炭素鋼 (ステンレス鋼内張り)</td></tr> </table> <p>(11) 蓄圧タンク出口弁</p> <table border="1"> <tr><td>型 式</td><td>電動式</td></tr> <tr><td>個 数</td><td>4</td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td>17.16MPa [gage]</td></tr> <tr><td>最高使用温度</td><td>150°C</td></tr> <tr><td>材 料</td><td>ステンレス鋼</td></tr> <tr><td colspan="2">大飯 46条の仕様を再掲</td></tr> </table>	型 式	たて置円筒型	基 数	4	容 量	約38m <sup>3</sup> (1基当たり)	最高使用圧力	4.9MPa [gage]	最高使用温度	150°C	加圧ガス圧力	約4.4MPa [gage]	運転温度	約49°C	ほう素濃度	2,800ppm 以上	材 料	炭素鋼 (ステンレス鋼内張り)	型 式	電動式	個 数	4	最高使用圧力	17.16MPa [gage]	最高使用温度	150°C	材 料	ステンレス鋼	大飯 46条の仕様を再掲		<p>第5.3-1 表 非常用炉心冷却系主要機器仕様</p> <p>(3) 高圧炉心スプレイ系ポンプ</p> <p>台 数 1 容 量 約320m<sup>3</sup>/h～約1,070m<sup>3</sup>/h 全 揚 程 約860m～約270m</p>	<p>第5.3.2表 非常用炉心冷却設備（重大事故等時）の主要仕様</p> <p>(3) 蓄圧タンク</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用炉心冷却設備</li> <li>・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</li> <li>・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</li> </ul> <p>型 式 たて置円筒型 基 数 3 容 量 約41m<sup>3</sup> (1基当たり) 最高使用圧力 4.9Pa [gage] 最高使用温度 150°C 加圧ガス圧力 約4.4MPa [gage] 運 転 温 度 21～49°C ほう素濃度 3,000ppm以上 (ウラン・ブルトニウム混合酸化物 燃料が装荷されるまでのサイクル) 3,200ppm以上 (ウラン・ブルトニウム混合酸化物 燃料が装荷されたサイクル以降) 材 料 炭素鋼 (内面ステンレス鋼溶接クリッド)</p> <p>(4) 蓄圧タンク出口弁</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用炉心冷却設備</li> <li>・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</li> <li>・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</li> </ul> <p>型 式 電動式 個 数 3 最高使用圧力 17.16MPa [gage] 最高使用温度 150°C 材 料 ステンレス鋼</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊3号炉は、ウラン・ブルトニウム混合酸化物燃料を装荷する設置許可を受けているため記載が異なる。</li> </ul>
型 式	たて置円筒型																																
基 数	4																																
容 量	約38m <sup>3</sup> (1基当たり)																																
最高使用圧力	4.9MPa [gage]																																
最高使用温度	150°C																																
加圧ガス圧力	約4.4MPa [gage]																																
運転温度	約49°C																																
ほう素濃度	2,800ppm 以上																																
材 料	炭素鋼 (ステンレス鋼内張り)																																
型 式	電動式																																
個 数	4																																
最高使用圧力	17.16MPa [gage]																																
最高使用温度	150°C																																
材 料	ステンレス鋼																																
大飯 46条の仕様を再掲																																	

## 泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊 3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第5.3-3図 高圧炉心スプレイ系系統概要図</p>	 <p>第5.3-2図 非常用中心冷却設備系統概要図</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>6.8 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>6.8.1 概要 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の説明図及び系統概要図を第6.8-1図から第6.8-3図に示す。</p> <p>6.8.2 設計方針 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧時に炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備として主蒸気逃がし安全弁を作動させる代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）、高圧窒素ガス供給系（非常用）及び代替高圧窒素ガス供給系を設ける。 主蒸気逃がし安全弁については、「5.5原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」に記載する。</p> <p>(1) フロントライン系故障時に用いる設備</p> <p>a. 原子炉減圧の自動化 自動減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、主蒸気逃がし安全弁を代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）を使用する。 代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）は、原子炉水位低（レベル1）及び残留熱除去系ポンプ運転（低圧注水モード）又は低圧炉心スプレイ系ポンプの運転の場合に、主蒸気逃がし安全弁用電磁弁を作動させることにより、主蒸気逃がし安全弁を強制的に開放し、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧させることができる設計とする。11個の主蒸気逃がし安全弁のうち、2個がこの機能を有している。 なお、原子炉緊急停止失敗時に自動減圧系が作動すると、高圧炉心スプレイ系からの注水に加え、残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系から大量の冷水が注水され出力の急激な上昇につながるため、ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）により自動減圧系及び代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）による自動減圧を阻止する。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。 ・代替自動減圧回路（代替自動減圧機能） ・ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）（6.7緊急停止）</p>	<p>6.9.2 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>6.9.2.1 概要 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するためには必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の系統概要図を第6.9.2.1図から第6.9.2.2図に示す。</p> <p>6.9.2.2 設計方針 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧時に炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備として加圧器逃がし弁の機能回復及びインターフェイスシステムLOCA発生時に用いる設備を設ける。</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 ・女川では制御ロジックを説明のための説明図があるのにに対し、泊は制御ロジック等の系統図の説明を要するSA手段はないため、説明図は付けていない。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・泊のSA手段『加圧器逃がし弁の機能回復』について、女川と同様「加圧器逃がし弁を作動させる」とした記載がなくとも使用するSA設備が明確であり、同様に記載した場合には自明のことを繰り返す表現となることから記載しない。 ・女川の本項記載のSA対策は、すべて主蒸気逃がし安全弁を作動対象であるため、本箇所にて作動する主蒸気逃がし安全弁の記載は他項に記載することを記載している。</p> <p>・泊の本項記載のSA対策は、代替駆動源による機能回復以外の対応も含んだ対策であり、代替駆動源としてポンベを用いる対策のSA設備以外は、設計方針末尾にて、他項で記載することを記載する。</p> <p>【比較手段選定の注記】 泊のSA手段は、加圧器逃がし弁の駆動源である制御用圧縮空気が機能喪失（全交流動力電源の故障）している場合にサポート系機能回復のため使用する窒素ポンベによる代替駆動源の供給であり、女川の代替制御回路を整備するSA手段とは比較しない。 女川の類似するSA手段である高圧窒素ガス供給系（非常用）及び代替高圧窒素ガス供給系のうち、窒素ポンベを使用した代替駆動源の供給先が全主蒸気逃がし安全弁である高圧窒素ガス供給系（非常用）と比較する。（以降、同様）</p> <p style="text-align: right;">記載方針説明</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備)</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>(2) サポート系故障時に用いる設備</p> <p>a. 主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素喪失時の減圧 (a) 高圧窒素ガス供給系（非常用）による窒素確保</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、主蒸気逃がし安全弁の機能回復のための重大事故等対処設備として、高圧窒素ガス供給系（非常用）を使用する。 高圧窒素ガス供給系（非常用）は、主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ及び主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータの充填圧力が喪失した場合において、主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素を供給できる設計とする。</p> <p>なお、高圧窒素ガスポンベの圧力が低下した場合は、現場で高圧窒素ガスポンベの切替え及び取替えが可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧窒素ガスポンベ</li> <li>・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> </ul> <p>本系統の流路として、高圧窒素ガス供給系（非常用）、主蒸気系の配管及び弁並びに主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータを重大事故等対処設備として使用する。 その他、設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安全弁を重大事故等対処設備として使用し、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p>	<p>(1) サポート系故障時に用いる設備</p> <p>(i) 加圧器逃がし弁の機能回復による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、加圧器逃がし弁の機能回復のための重大事故等対処設備として、加圧器逃がし弁の機能回復を使用する。 加圧器逃がし弁の機能回復は、常設代替交流電源設備、加圧器逃がし弁操作用バッテリ、加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ、ホース、配管及び弁で構成し、全交流動力電源又は常設直流電源系統が喪失した場合においても、常設代替交流電源設備又は加圧器逃がし弁操作用バッテリにより常設直流電源系統に給電し、加圧器逃がし弁の電磁弁の作動に必要な直流電源を供給できる設計とともに、加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベは、加圧器逃がし弁の作動に必要な窒素を供給できる設計とする。</p> <p>なお、加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベの圧力が低下した場合は、現場で加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベの切替え及び取替えが可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ</li> <li>・加圧器逃がし弁操作用バッテリ（5.5 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備）</li> <li>・常設代替交流電源設備（10.2代替電源設備）</li> </ul> <p>本系統の流路として、制御用圧縮空気設備の配管及び弁並びにホースを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である1次冷却設備の加圧器逃がし弁を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 ・泊には6.9.2 計装設備としてフロント系故障に対応するSA手段の設定がないことから、サポート系故障時を(1)とする。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・泊のSA手段『加圧器逃がし弁の機能回復』は、直流電源の回復と弁駆動源の回復の2つで構成しているため、そのうちの制御用圧縮空気の機能回復について「6.9.2 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧」にて記載し、直流電源の回復について「5.5 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧」に記載する。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・泊は、全交流動力電源の喪失を想定しており、非常用交流電源は使用しない。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(b) 代替高圧窒素ガス供給系による原子炉減圧</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、主蒸気逃がし安全弁の機能回復のための重大事故等対処設備として、代替高圧窒素ガス供給系を使用する。</p> <p>代替高圧窒素ガス供給系は、主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ及び主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータの充填圧力が喪失した場合において、主蒸気逃がし安全弁のアクチュエータに直接窒素を供給することで、主蒸気逃がし安全弁(4個)を一定期間にわたり連続して開状態を保持できる設計とする。</p> <p>なお、高圧窒素ガスポンベの圧力が低下した場合は、現場で高圧窒素ガスポンベの取替えが可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧窒素ガスポンベ</li> <li>・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・代替所内電気設備（10.2 代替電源設備）</li> </ul> <p>本系統の流路として、代替高圧窒素ガス供給系の配管、弁及びホースを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安全弁を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）については、「6.7緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備」に記載する。</p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備及び代替所内電気設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>(2) インターフェイスシステム LOCA 発生時に用いる設備</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、インターフェイスシステムLOCA発生時の1次冷却材の原子炉格納容器外への漏えい量を抑制するための重大事故等対処設備として、1次冷却系の減圧及び余熱除去ポンプ入口弁を使用する。</p> <p>1次冷却系の減圧は、主蒸気設備の主蒸気逃がし弁及び1次冷却設備の加圧器逃がし弁で構成し、主蒸気逃がし弁及び加圧器逃がし弁は、中央制御室からの遠隔手動操作によって作動させ、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧させることで原子炉冷却材の漏えいを抑制できる設計とする。</p> <p>余熱除去ポンプ入口弁は、遠隔操作に必要な所内用圧縮空気設備が喪失した場合においても、余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベから弁駆動機構の作動に必要な圧縮空気を供給し、離れた場所から弁駆動機構を介して遠隔操作することにより、1次冷却材の漏えい箇所を隔離できる設計とする。</p> <p>なお、余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベの圧力が低下した場合は、現場で余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベの切替え及び取替えが可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主蒸気逃がし弁（5.5 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備）</li> <li>・加圧器逃がし弁（5.5 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備）</li> <li>・余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベ</li> </ul> <p>本系統の流路として、1次冷却設備及び2次冷却設備のうち主蒸気設備の配管、所内用圧縮空気設備の配管及び弁並びにホースを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である余熱除去設備の余熱除去ポンプ入口弁を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>加圧器逃がし弁操作用バッテリ、加圧器逃がし弁、主蒸気逃がし弁及び余熱除去ポンプ入口弁については、「5.5 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川には6.9.2 計装設備としてIS-LOCA事象に対応するSA手段の設定がない。対応内容は異なるが、代替駆動源を高圧窒素ポンベにて供給する代替高圧窒素ガス供給系のSA手段を構文比較のため、併記した。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>加圧器逃がし弁の機能回復において加圧器逃がし弁は、電磁弁の電源を可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）から供給し、駆動用空気を窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）又は可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）から供給することで、制御用空気及び常設直流電源を用いた弁操作に対して可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を用いた弁操作が多様性を持つ設計とする。</p> <p>可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、通常時接続せず、可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）は制御建屋内の常設直流電源設備と異なる区画に分散して保管し、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は原子炉周辺建屋内の制御用空気圧縮機と異なる区画に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>6.8.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）は、原子炉水位低（レベル1）及び残留熱除去系ポンプ出口圧力高又は低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高が成立した場合に、ドライウェル圧力高信号を必要とせず、発電用原子炉の自動減圧を行うことが可能な設計とし、自動減圧系の論理回路に対して異なる作動理論とすることで可能な限り多様性を有する設計とする。</p> <p>代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）は、他の設備と電気的に分離することで、共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）は、自動減圧系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、自動減圧系の制御盤と位置的分散を図る設計とする。</p> <p>高压窒素ガスボンベは、予備のボンベも含めて、原子炉建屋付属棟内に分散して保管及び設置することで原子炉格納容器内の主蒸気逃がし安全弁機能用アキュムレータ及び主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>6.9.2.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>加圧器逃がし弁の機能回復において加圧器逃がし弁は、駆動用空気を加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベからの供給により作動することで、制御用空気圧縮機による作動に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベは、予備のボンベも含めて、通常時接続せず、周辺補機棟内に保管及び設置し、周辺補機棟内の制御用空気圧縮機と異なる区画に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁の機能回復のうち加圧器逃がし弁操作用バッテリの多様性、位置的分散については、「5.5 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」に記載する。</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 ・女川の5.5側における蓄電池による機能回復では蓄電池の多様性について記載がある（P46-22）ことから、本6.9.2側の弁駆動源の機能回復に使用する窒素ボンベについても、多様性についての設計方針を記載した（大飯と同様）</p> <p>【大飯】 設計方針の相違【差異③】 ・SA設備が異なるため、対象設備が相違しているが、DBのサポート機能に対し多様性及び位置的分散を有する設計について相違はない。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・泊のSA手段『加圧器逃がし弁の機能回復』はバッテリによる直流電源の機能回復と窒素ボンベによる弁駆動源の機能回復を含んでいるが、女川のSA手段は直流電源の機能回復と弁駆動源の機能回復を別のSA手段として設定している。 このため、女川は弁駆動源の多様性、位置的分散について適合方針末尾（P46-18）にてまとめ資料の別項への記載とする記載をしている。泊は、『加圧器逃がし弁の機能回復』として2つの機能回復を設定しているため、P46-18（5.5としての記載）と同じく本6.9.2の記載でもバッテリはまとめ資料の5.5項に記載とする記載をした。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>インターフェイスシステムLOCA発生時において余熱除去ポンプ入口弁は、駆動用空気を余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ボンベからの供給により作動することで、所内用圧縮空気による作動に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ボンベは、予備のボンベも含めて、通常時接続せず、原子炉補助建屋内に保管及び設置し、タービン建屋内の所内用空気圧縮機と異なる建屋に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前頁の加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ボンベと同様の設計方針である。</li> <li>前頁の窒素ボンベを使用したSA手段は制御用圧縮空気の代替機能であるのに対し、空気ボンベを使用した本SA手段は所内用圧縮空気による遠隔操作の代替として設計し、所内用空気設備に接続し使用する。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>加圧器逃がし弁の機能回復に使用する窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）、可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）及び可搬型パッテリ（加圧器逃がし弁用）は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は固定し、可搬型パッテリ（加圧器逃がし弁用）は固縛をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>6.8.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.7.1多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）の論理回路は、自動減圧とは別の制御盤に収納することで、自動減圧系に悪影響を及ぼさない設計とする。 代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）は、原子炉水位低（レベル1）及び残留熱除去系ポンプ出口圧力高又は低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高の検出器からの入力信号並びに論理回路からの主蒸気逃がし安全弁用電磁弁制御信号を自動減圧系と共用するが、自動減圧系と電気的な隔離装置を用いて信号を分離することで、自動減圧系に悪影響を及ぼさない設計とする。 代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）は、他の設備と電気的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 高压窒素ガス供給系（非常用）は、通常時は弁により他の系統と隔離し、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 代替高压窒素ガス供給系は、通常時は弁により他の系統と隔離し、弁操作等により重大事故等対処設備として系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池は、通常時は主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池を接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池は、治具による固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>本記載は、女川の蓄電池にかかる設計方針(P46-24)の再掲</p>	<p>6.9.2.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベは、通常時は加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベを接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベは、通常時は余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベを接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ及び余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベは、固縛によって固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p><b>【大飯】</b> 設計方針の相違【差異③】 ・SA設備が異なるため、対象設備が相違しているが、他設備に悪影響を及ぼさない設計について相違はない。</p> <p><b>【女川】</b> 記載方針の相違 ・女川のパッテリの悪影響防止の記載が他条文とも整合の取れた記載であるため、本項の泊記載は、パッテリの記載と整合した記載とした。</p> <p><b>【女川】</b> 記載方針の相違 ・女川のパッテリの悪影響防止の記載では、可搬型設備の悪影響防止として、保管時の固定について記載があるため、窒素ポンベについても保管時の固定について記載した。（大飯と同様）</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、供給先の加圧器逃がし弁が空気作動式であるため、原子炉格納容器圧力と弁全開に必要な圧力の和を設定圧力とし、配管分の加圧、弁動作回数及びリークしないことを考慮した容量に対して十分な容量を有したものと3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンベ10本（A系統5本、B系統5本）、可搬式空気圧縮機2台（A系統1台、B系統1台）を使用する。保有数は3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンベ10本（A系統5本、B系統5本）、可搬式空気圧縮機2台（A系統1台、B系統1台）、機能要求の無い時期に保守点検可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンベ2本（A系統1本、B系統1本）、可搬式空気圧縮機1台、あわせて3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンベ12本、可搬式空気圧縮機3台の合計窒素ポンベ24本、可搬式空気圧縮機6台を保管する設計とする。</p> <p>窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用）は、供給先の加圧器逃がし弁が空気作動式であるため、重大事故等時に想定される原子炉格納容器圧力と弁全開に必要な圧力の和を設定圧力とし、配管分の加圧、弁動作回数及びリークしないことを考慮した容量に対して十分な容量を有したものと1セット2個（A系統1個、B系統1個）を使用する。保有数は1セット2個に、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加え、合計3個を保管する。</p> <p>本記載は、伊方の窒素ポンベ容量にかかる設計方針</p>	<p>6.8.2.3 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。 代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）は、想定される重大事故等時において、炉心の著しい損傷を防止するために作動する回路であることから、炉心が露出しないように有効燃料棒頂部より高い設定として、原子炉水位低（レベル1）の信号の計器誤差を考慮して確実に作動する設計とする。また、主蒸気逃がし安全弁が作動すると冷却材が放出され、その補給に残留熱除去系又は低圧炉心スプレイ系による注水が必要であることから、原子炉水位低（レベル1）及び残留熱除去系ポンプ運転（低圧注水モード）又は低圧炉心スプレイ系ポンプの運転の場合に作動する設計とする。</p> <p>高圧窒素ガス供給系（非常用）及び代替高圧窒素ガス供給系の高圧窒素ガスポンベは、想定される重大事故等時において、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、主蒸気逃がし安全弁を作動させ、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧させるために必要となる容量を有するものを高圧窒素ガス供給系（非常用）で1セット8本、代替高圧窒素ガス供給系で1セット3本の合計1セット11本使用する。保有数は、1セット11本に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として11本の合計で22本を保管する。</p>	<p>6.9.2.2.3 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベは、想定される重大事故等時において、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、供給先の空気作動式である加圧器逃がし弁を作動させ、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧させるために必要となる容量として、原子炉格納容器圧力と弁全開に必要な圧力の和を設定圧力とし、配管分の加圧、弁動作回数及びリークしないことを考慮した容量に対して十分な容量を有するものを1セット1個使用する。</p> <p>保有数は、1セット1個に加えて、故障時及び保守点検時のバックアップ用として1個の合計で2個を保管する。</p> <p>余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベは、想定される重大事故等時において、余熱除去ポンプ入口弁を弁駆動機構を介して遠隔操作するために必要な圧力を設定圧力とし、配管分の加圧、弁動作回数及びリークしないことを考慮した容量に対して十分な容量を有するものを1セット1個使用する。保有数は1セット1個に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計2個を保管する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 設計方針の相違 ・大飯は複数用途の窒素ポンベを代替制御用空気供給用として同名称としている。泊は、被供給先毎の設備名称として3用途の配備をしており、大飯と同用途（制御用圧縮空気の代替）で3本+予備3本を保管している。</p> <p>・大飯とSA設備が相違及び配備数が相違しているが、窒素ポンベ及びバッテリにて、加圧器逃がし弁の機能回復が可能であり、十分な容量も有している（必要量は0.2個）。（川内・伊方と同様）</p> <p>【大飯・泊】 (リークしないことを考慮とは、加圧器逃がし弁が空気作動式のON-OFF弁であり、流量調節弁のように駆動空気の連続バージ（ブリードオフ）を考慮する必要がない弁であることを考慮する)</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・容量の青字理由は、次葉（P46-74）の相違理由のとおり、女川では環境条件として同様内容について記載している。</p>

## 泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊 3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、原子炉周辺建屋内に保管及び設置し、また可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）は、制御建屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における原子炉周辺建屋内又は制御建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>6.8.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。 代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）は、中央制御室及び原子炉建屋原子炉棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 高压窒素ガス供給系（非常用）は、想定される重大事故等時において、原子炉格納容器の圧力が最高使用圧力以下の場合に主蒸気逃がし安全弁を確実に作動するために必要な圧力を供給可能な設計とする。 代替高压窒素ガス供給系は、想定される重大事故等時において、原子炉格納容器の圧力が最高使用圧力の2倍となった場合においても主蒸気逃がし安全弁を確実に作動するために必要な圧力を供給可能な設計とする。</p>	<p>6.8.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。 代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）は、中央制御室及び原子炉建屋原子炉棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 高压窒素ガス供給系（非常用）は、想定される重大事故等時において、原子炉格納容器の圧力が最高使用圧力以下の場合に主蒸気逃がし安全弁を確実に作動するために必要な圧力を供給可能な設計とする。 代替高压窒素ガス供給系は、想定される重大事故等時において、原子炉格納容器の圧力が最高使用圧力の2倍となった場合においても主蒸気逃がし安全弁を確実に作動するために必要な圧力を供給可能な設計とする。</p> <p>高压窒素ガス供給系（非常用）及び代替高压窒素ガス供給系の高压窒素ガスボンベは、原子炉建屋付属棟内に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>高压窒素ガスボンベの予備との取替え及び常設設備との接続は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>6.9.2.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベは、想定される重大事故等時において、原子炉格納容器の圧力が最高使用圧力以下の場合に加圧器逃がし弁を確実に作動するために必要な圧力を供給可能な設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁は、想定される重大事故等時に確実に作動するように、原子炉格納容器内に設置し、制御用空気が喪失した場合に使用する加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベの容量の設定も含めて、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。加圧器逃がし弁の操作は、想定される重大事故等時において中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>本記載は、泊の5.5における加圧器逃がし弁の設計方針の再掲（P46-29）</p> <p>加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベは、周辺補機棟内に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ボンベは、原子炉補助建屋内に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ及び余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ボンベの予備との取替え、常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 ・女川は、SR弁が確実に作動する条件として、原子炉格納容器最高使用圧力以下又は2倍とする設計方針を環境条件として設定している。 泊は、容量等の設計方針としてSA時の格納容器圧力、弁作動圧力、配管加圧及び弁動作回数を考慮した容量として容量設計する方針としている。SA時におけるPWR格納容器圧力の挙動はBWRの挙動に対し緩慢であり、格納容器圧力が最高使用圧力を超える状態は炉心損傷を伴う事象において圧力上昇のピークとなる時期は原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧を要する炉心損傷前の時期と合致していないことから、SA時の格納容器最高使用圧力を考慮して作動する設計としている。 また、泊欄の引用記載のとおり、窒素ボンベの供給先である加圧器逃がし弁の環境条件に係る設計として、窒素ボンベの容量も含めてSA時の環境条件を考慮した設計とする方針を記載している。</p> <p>【大飯】 設計方針の相違【差異③】 ・大飯とSA設備が相違しているが、窒素ボンベ及びバッテリにて、配備した可搬型SA設備について環境条件を考慮した設計とする方針は同じである。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・43条3項4号の設計方針である「常設設備との接続」と1項6号の設計方針「操作及び復旧できる」ことを記載した。（操作できる設計は、大飯と同様）</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁への代替空気供給を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>また、3号炉及び4号炉で同一形状とする。窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）の接続口は、ポンベ取付継手による接続とし、3号炉及び4号炉の窒素ポンベ（代替制御用空気供給用及び原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）の取付継手は同一形状とする。また、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）の接続口は、一般的に使用される工具を用いて確実に接続できるとともに、必要により窒素ポンベの交換が可能な設計とする。</p>	<p>6.8.2.5 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）は、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）は、原子炉水位低（レベル1）及び残留熱除去系ポンプ運転（低圧注水モード）又は低圧炉心スプレイ系ポンプの運転の場合に、2個の主蒸気逃がし安全弁を確実作動させる設計として、操作が不要な設計とする。なお、原子炉水位低（レベル1）の検出器を多重化し、作動回路は残留熱除去系ポンプ出口圧力高又は低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高の条件成立時「2 out of 2」論理とし、信頼性の向上を図った設計とする。</p> <p>高圧窒素ガス供給系（非常用）は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から接続、弁操作等により速やかに切替えられる設計とし、系統構成に必要な弁は、中央制御室の操作スイッチでの操作又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>代替高圧窒素ガス供給系は、重大事故等時において、通常時の系統構成から接続、弁操作等により速やかに切替えられる設計とし、系統構成に必要な弁は、中央制御室の操作スイッチでの操作又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>高圧窒素ガス供給系（非常用）及び代替高圧窒素ガス供給系の高圧窒素ガスポンベは、人力による運搬が可能な設計とし、屋内のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とともに、設置場所にて固縛による固定等が可能な設計とする。</p> <p>高圧窒素ガスポンベを接続する接続口については、簡便な接続とし、一般的に用いられる工具を用いて確実に接続することができる設計とする。</p>	<p>6.9.2.2.5 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベを使用した加圧器逃がし弁への代替空気供給を行う系統は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から弁操作等により速やかに切り替えられる設計とし、系統構成に必要な弁は、中央制御室の制御盤での操作又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベは、人力による運搬が可能な設計とし、屋内のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とともに、設置場所にて治具による固縛等による固定等が可能な設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベの出口配管と制御用圧縮空気配管の接続については、簡便な接続方法による接続とし、一般的に用いられる工具を用いて確実に接続できる設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベの取付継手は、他の窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用、格納容器空気サンブルライン隔離弁操作用及びアニュラス全量排気弁操作用）と同一形状とし、一般的に用いられる工具を用いて確実に接続できるとともに、必要により窒素ポンベの交換が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>設計方針の相違【差異③】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>SA設備が異なるため、対象設備が相違しているが、類似するポンベの操作性については同等である。</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固縛等の方法で機器を固定することを明示した。</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>接続先を明示した。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊3号では、CVガスサンプリング弁操作等、用途毎に名称の異なる窒素ポンベを設置するためポンベ名称が異なっているが、ポンベの接続方法を統一する設計は同等である。</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>系統との接続方法に加え、窒素ポンベの取付継手も統一形状として窒素ポンベ交換を考慮した設計であることを記載した。（大飯と同様）</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ボンベを使用した余熱除去ポンプ入口弁への代替空気供給を行う系統は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から弁操作等により速やかに切り替えられる設計とし、系統構成に必要な弁は、設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ボンベは、人力による運搬が可能な設計とし、屋内のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて治具による固縛等による固定等が可能な設計とする。</p> <p>余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ボンベの出口配管と所内用圧縮空気配管の接続については、簡便な接続方法による接続とし、一般的に用いられる工具を用いて確実に接続できる設計とする。</p> <p>余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ボンベの取付継手は、一般的に用いられる工具を用いて確実に接続できるとともに、必要により空気ボンベの交換が可能な設計とする。</p> <p><b>6.8.3 主要設備及び仕様</b> 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の主要機器仕様を第6.8-1表に示す。</p> <p><b>6.9.2.3 主要設備及び仕様</b> 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の主要仕様を第6.9.2.1表に示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前頁の加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ボンベと同様の設計方針である。</li> <li>窒素ボンベを使用したSA手段を複数設定しているのに対し、空気ボンベを使用したSA手段は本手段のみであるため、取付継手を他の空気ボンベと同一形状とする設計としないが、一般的に流通している空気ボンベを使用し予備ボンベ等とのボンベ交換が可能な設計とする。</li> </ul> <p><b>【女川】</b> 記載方針の相違 ・女川は「主要機器仕様」としているが、泊は既設許可申請書において「主要仕様」としているため、新たに記載する表においても「主要仕様」とする。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>加圧器逃がし弁の機能回復に使用する窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、加圧器逃がし弁駆動用空気配管への空気供給により、弁の開閉試験が可能な設計とする。窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は規定圧力が確認できる設計とする。</p> <p>また、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p><b>6.8.4 試験検査</b></p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）は、発電用原子炉の停止中に機能・性能確認として、模擬入力による論理回路の動作確認、校正及び設定値確認が可能な設計とする。</p> <p>高压窒素ガス供給系（非常用）は、発電用原子炉の停止中に機能・性能確認として、系統の供給圧力の確認及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、高压窒素ガス供給系（非常用）及び代替高压窒素ガス供給系の高压窒素ガスポンベは、発電用原子炉の運転中又は停止中に規定圧力の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p><b>6.9.2.4 試験検査</b></p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>加圧器逃がし弁の機能回復に使用する加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベは、発電用原子炉の運転中又は停止中に、加圧器逃がし弁駆動用空気供給配管への窒素供給により、弁の開閉試験を行うことで機能・性能及び漏えいの有無の確認及び外観の確認が可能な設計とする。加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベは規定圧力及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>余熱除去ポンプ入口弁の閉止操作に使用する余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベは、発電用原子炉の運転中又は停止中に、余熱除去ポンプ入口弁操作用空気供給配管への空気供給により、弁の開閉試験を行うことで機能・性能及び漏えいの有無の確認及び外観の確認が可能な設計とする。加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベは規定圧力及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 設計方針の相違【差異③】 ・SA設備が異なるため、対象設備が相違している。 設計方針の相違【差異③】 ・泊3の加圧媒体は窒素ポンベのみであることから、供給気体は窒素となる。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川では「系統の供給圧力」を確認しているが、泊は代替窒素供給の機能確認として、供給源のポンベに規定圧力があること、規定圧力が作用した状態で供給先の加圧器逃がし弁が開閉可能であることを確認するため「弁の開閉試験を行う」とした。（大飯と同じ）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・窒素供給による弁の開閉確認が機能・性能の確認であることを明示した。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・試験検査を運転中に実施するか停止中に実施するかは、施設管理において見直しつけてるものであり、基本的には「運転中又は停止中」と記載する。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
<p>表2.3-2 可搬型重大事故等対処設備仕様</p> <p>(1) 窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）</p> <table border="0"> <tr><td>種類</td><td>鋼製容器</td></tr> <tr><td>本数</td><td>10（予備2）</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約7Nm<sup>3</sup>（1本当たり）</td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td>14.7MPa[gage]</td></tr> <tr><td>供給圧力</td><td>約0.88MPa[gage]（供給後圧力）</td></tr> </table> <p>(2) 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）</p> <table border="0"> <tr><td>型式</td><td>往復式</td></tr> <tr><td>台数</td><td>2（予備1）</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約14.4m<sup>3</sup>/h（1台当たり）</td></tr> <tr><td>吐出圧</td><td>約0.88MPa[gage]</td></tr> </table>	種類	鋼製容器	本数	10（予備2）	容量	約7Nm <sup>3</sup> （1本当たり）	最高使用圧力	14.7MPa[gage]	供給圧力	約0.88MPa[gage]（供給後圧力）	型式	往復式	台数	2（予備1）	容量	約14.4m <sup>3</sup> /h（1台当たり）	吐出圧	約0.88MPa[gage]	<p>第6.8-1表 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）</p> <table border="0"> <tr><td>個数</td><td>1</td></tr> </table> <p>(2) 高圧窒素ガスポンベ</p> <table border="0"> <tr><td>本数</td><td>11（予備11）</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約470（1本当たり）</td></tr> <tr><td>充填圧力</td><td>約15MPa[gage]</td></tr> <tr><td>使用箇所</td><td>原子炉建屋地上1階</td></tr> <tr><td>保管場所</td><td>原子炉建屋地上1階</td></tr> </table>	個数	1	本数	11（予備11）	容量	約470（1本当たり）	充填圧力	約15MPa[gage]	使用箇所	原子炉建屋地上1階	保管場所	原子炉建屋地上1階	<p>第6.9.2.1表 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の主要仕様</p> <p>(1) 加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>a. 加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ</p> <table border="0"> <tr><td>種類</td><td>鋼製容器</td></tr> <tr><td>個数</td><td>1（予備1）</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約47L</td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td>14.7MPa[gage]</td></tr> <tr><td>供給圧力</td><td>約0.77MPa[gage]（供給後圧力）</td></tr> <tr><td>使用箇所</td><td>周辺補機棟T.P.17.8m</td></tr> <tr><td>保管場所</td><td>周辺補機棟T.P.17.8m</td></tr> </table> <p>(2) 余熱除去設備の隔離</p> <p>a. 余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベ</p> <table border="0"> <tr><td>種類</td><td>鋼製容器</td></tr> <tr><td>個数</td><td>1（予備1）</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約47L</td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td>14.7MPa[gage]</td></tr> <tr><td>供給圧力</td><td>約0.77MPa[gage]（供給後圧力）</td></tr> <tr><td>使用箇所</td><td>原子炉補助建屋T.P.10.3m</td></tr> <tr><td>保管場所</td><td>原子炉補助建屋T.P.10.3m</td></tr> </table>	種類	鋼製容器	個数	1（予備1）	容量	約47L	最高使用圧力	14.7MPa[gage]	供給圧力	約0.77MPa[gage]（供給後圧力）	使用箇所	周辺補機棟T.P.17.8m	保管場所	周辺補機棟T.P.17.8m	種類	鋼製容器	個数	1（予備1）	容量	約47L	最高使用圧力	14.7MPa[gage]	供給圧力	約0.77MPa[gage]（供給後圧力）	使用箇所	原子炉補助建屋T.P.10.3m	保管場所	原子炉補助建屋T.P.10.3m	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川審査実績の反映</li> <li>・手段毎に記載する。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>設計方針の相違【差異③】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯とSA設備が相違しているが、窒素ポンベ及びバッテリにて、加圧器逃がし弁の機能回復が可能であり、十分な容量も有している。（川内・伊方と同様）</li> </ul> <p>・余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベをSA設備とし、主要仕様を記載する。</p>
種類	鋼製容器																																																												
本数	10（予備2）																																																												
容量	約7Nm <sup>3</sup> （1本当たり）																																																												
最高使用圧力	14.7MPa[gage]																																																												
供給圧力	約0.88MPa[gage]（供給後圧力）																																																												
型式	往復式																																																												
台数	2（予備1）																																																												
容量	約14.4m <sup>3</sup> /h（1台当たり）																																																												
吐出圧	約0.88MPa[gage]																																																												
個数	1																																																												
本数	11（予備11）																																																												
容量	約470（1本当たり）																																																												
充填圧力	約15MPa[gage]																																																												
使用箇所	原子炉建屋地上1階																																																												
保管場所	原子炉建屋地上1階																																																												
種類	鋼製容器																																																												
個数	1（予備1）																																																												
容量	約47L																																																												
最高使用圧力	14.7MPa[gage]																																																												
供給圧力	約0.77MPa[gage]（供給後圧力）																																																												
使用箇所	周辺補機棟T.P.17.8m																																																												
保管場所	周辺補機棟T.P.17.8m																																																												
種類	鋼製容器																																																												
個数	1（予備1）																																																												
容量	約47L																																																												
最高使用圧力	14.7MPa[gage]																																																												
供給圧力	約0.77MPa[gage]（供給後圧力）																																																												
使用箇所	原子炉補助建屋T.P.10.3m																																																												
保管場所	原子炉補助建屋T.P.10.3m																																																												

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第 46 条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由

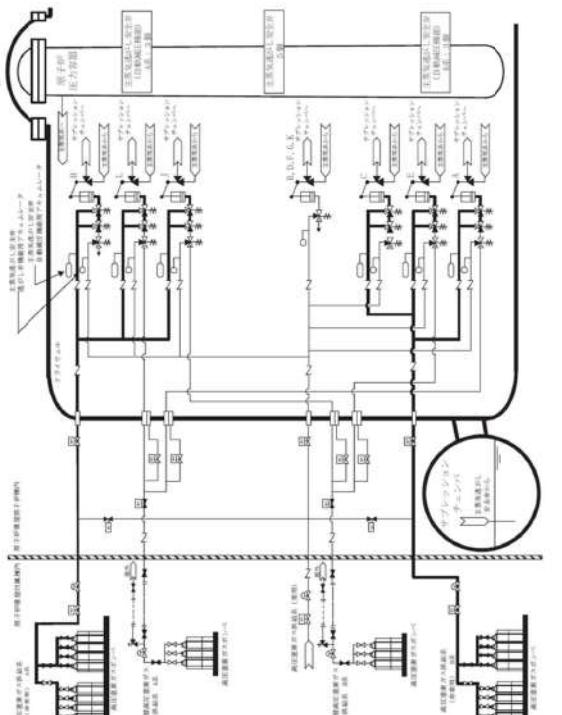
第 6.8-1 図 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備説明図  
(原子炉減圧の自動化)

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

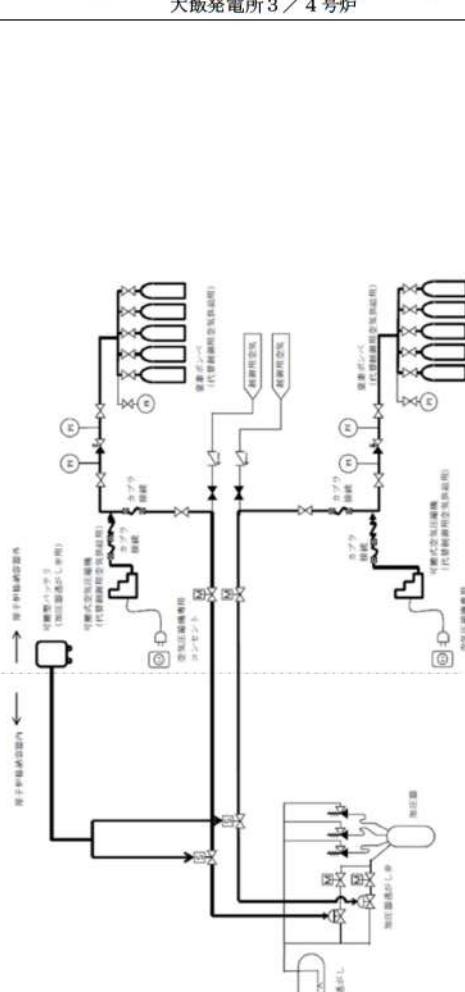
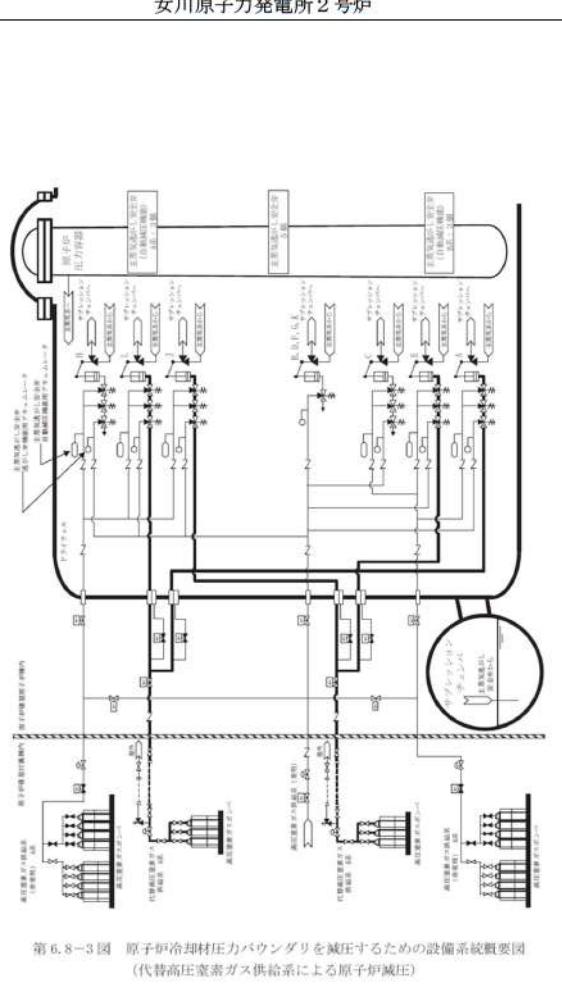
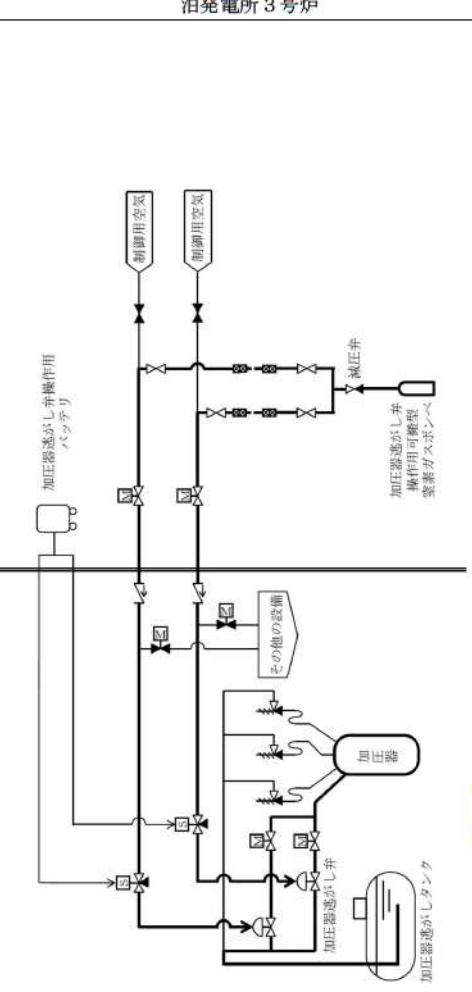
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第6.8-2図 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備系統概要図 (高压窒素ガス供給系(非常用)による窒素確保)</p>		

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊 3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図6.8-3 図 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備系統概要図 (代替高圧蒸気ガス供給系による原子炉減圧)</p>	 <p>図6.8-3 図 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備系統概要図 (代替高圧蒸気ガス供給系による原子炉減圧)</p>	 <p>図6.9-2-1 図 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 系統概要図 (1) 加圧器逃がし弁の機能回復(加圧器逃がし弁操作用可動型遮断ガスボンベ)</p>	<p><b>【大飯】</b> 設計方針の相違【差異③】 ・泊は、窒素ポンベ及びバッテリにて加圧器逃がし弁の機能回復が可能であり、十分な容量も有している（川内・伊方と同様）が、大飯は可搬式空気圧縮機も使用する。 ・（大飯は可搬式整流器も使用するが、可搬式整流器は57条にて記載。）</p> <p><b>【大飯】</b> 記載方針の相違 ・大飯の系統図にて太線で示すバッテリからの代替電源供給について、泊は冷却設備のまとめ資料の5.5項に記載（P46-57）のため太線としていない。</p>

## 泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊 3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
			<p>図 6.9.2-2 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>系統概要図 (2) インターフェイスシステムLOCA発生時に使用する設備(余熱除去ポンプ入口弁操作用可動型空気ボンベ)</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 RCPB減圧（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】</p> <p>&lt; 添付資料 目次 &gt;</p> <p>3.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>3.3.1 設置許可基準規則第46条への適合方針</p> <p>(1)代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）（設置許可基準規則解釈の第1項(1)a)）</p> <p>(2)主蒸気逃がし安全弁機能回復（可搬型代替直流電源設備及び主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池からの給電）（設置許可基準規則解釈の第1項(2)a)）</p> <p>(3)主蒸気逃がし安全弁機能回復（高圧窒素ガス供給系（非常用））（設置許可基準規則解釈の第1項(2)b)）</p> <p>(4)主蒸気逃がし安全弁機能回復（代替高圧窒素ガス供給系）（設置許可基準規則解釈の第1項(2)b)c)）</p> <p>(5)原子炉建屋ブローアウトパネル</p> <p>(7)重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>(6)技術的能力審査基準への適合のための設備の整備（復旧手段の整備）</p>	<p>2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】</p> <p>&lt;添付資料 目次&gt;</p> <p>2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>2.3.1 設置許可基準規則第46条への適合方針</p> <p>(1)1次冷却系のフィードアンドブリードによる原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧（設置許可基準規則本文）</p> <p>(2)蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧（設置許可基準規則本文）</p> <p>(3)蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧（補助給水ポンプの機能回復）</p> <p>(i)蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧（現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動）（設置許可基準規則本文、解釈の第1項(2)a)）</p> <p>(ii)蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧（代替交流電源設備による電動補助給水ポンプへの給電）（設置許可基準規則本文、解釈の第1項(2)a)）</p> <p>(4)加圧器逃がし弁の機能回復による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧（設置許可基準規則本文、解釈の第1項(2)a) b) c)）</p> <p>(5)加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧（設置許可基準規則本文）</p> <p>(6)重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>(i)加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧</p> <p>(ii)蓄圧注入系</p> <p>(iii)蒸気発生器2次側からの除熱</p> <p>(7)技術的能力審査基準への適合のための復旧手段の整備</p> <p>(i)1次冷却系の減圧（蒸気発生器伝熱管破損発生時に用いる設備）</p> <p>(ii)1次冷却系の減圧及び余熱除去ポンプ入口弁（インタークエイスシステムLOCA発生時に用いる設備）</p>	<p>最新知見の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本条文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。（炉型の違いにより対応手段が異なるため、目次のみ記載した）</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 RCPB減圧（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(8)自主対策設備の整備</p> <p>3.3.2重大事故等対処設備</p> <p>3.3.2.1主蒸気逃がし安全弁</p> <p>3.3.2.1.1設備概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)逃がし弁機能</li> <li>(2)安全弁機能</li> <li>(3)代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）</li> <li>(4)手動による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧</li> <li>(5)主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ</li> <li>(6)主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ</li> </ul> <p>3.3.2.1.2主要設備の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)主蒸気逃がし安全弁</li> <li>(2)主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ</li> <li>(3)主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ</li> </ul> <p>3.3.2.1.3設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.3.2.1.3.1設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</li> <li>(2)操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</li> </ul>	<p>(8)自主対策設備の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i)1次冷却系のフィードアンドブリード（充てんポンプを使用）</li> <li>(ii)電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水</li> <li>(iii)SA直接給水用高压ポンプによる蒸気発生器への注水</li> <li>(iv)海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水</li> <li>(v)代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水</li> <li>(vi)原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水</li> <li>(vii)タービンバイパス弁による蒸気放出</li> <li>(viii)加圧器補助スプレイ弁による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧</li> <li>(ix)主蒸気逃がし弁操作用可搬型空気ポンベによる主蒸気逃がし弁の機能回復</li> <li>(x)可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復</li> <li>(xi)可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による加圧器逃がし弁の機能回復</li> </ul> <p>2.3.2重大事故等対処設備</p> <p>2.3.2.1.1設備概要</p> <p>2.3.2.1.2主要設備の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)高圧注入ポンプ</li> <li>(2)加圧器逃がし弁</li> <li>(3)蓄圧タンク</li> <li>(4)蓄圧タンク出口弁</li> <li>(5)余熱除去ポンプ</li> <li>(6)余熱除去冷却器</li> <li>(7)格納容器再循環サンプ</li> <li>(8)格納容器再循環サンプスクリーン</li> </ul> <p>2.3.2.1.3設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.3.2.1.3.1設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</li> <li>(2)操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</li> </ul>		

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 RCPB減圧（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）          (4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）          (5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）          (6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.3.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針          (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）          (2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）          (3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3.3.2.2 代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）</p> <p>3.3.2.2.1 設備概要          3.3.2.2.2 主要設備の仕様</p> <p>3.3.2.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.3.2.2.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針          (1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）          (2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）          (3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）          (4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）          (5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）          (6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.3.2.2.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針          (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）          (2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）          (3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3.3.2.3 主蒸気逃がし安全弁機能回復（可搬型代替直流電源設備及び主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池からの給電）</p> <p>3.3.2.3.1 設備概要          3.3.2.3.2 主要設備の仕様          (1) 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池</p> <p>3.3.2.3.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.3.2.3.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p>	<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）          (4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）          (5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）          (6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.3.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針          (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）          (2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）          (3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.3.2.2 蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧</p> <p>2.3.2.2.1 設備概要          2.3.2.2.2 主要設備の仕様          (1) タービン動補助給水ポンプ          (2) 電動動補助給水ポンプ          (3) 主蒸気逃がし弁          (4) 蒸気発生器</p> <p>2.3.2.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.3.2.2.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針          (1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）          (2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）          (3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）          (4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）          (5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）          (6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.3.2.2.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針          (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）          (2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）          (3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.3.2.3 蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧（補助給水ポンプの機能回復）</p> <p>2.3.2.3.1 設備概要          2.3.2.3.2 主要設備の仕様          (1) タービン動補助給水ポンプ          (2) タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁          (3) 電動動補助給水ポンプ          (4) 蒸気発生器          (5) 主蒸気逃がし弁</p> <p>2.3.2.3.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.3.2.3.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 RCPB減圧（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1)環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）          (2)操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）          (3)試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）          (4)切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）          (5)悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）          (6)設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.3.2.3.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針          (1)容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）          (2)確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）          (3)複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）          (4)設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）          (5)保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）          (6)アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）          (7)設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>3.3.2.4 主蒸気逃がし安全弁機能回復（高圧窒素ガス供給系（非常用））</p> <p>3.3.2.4.1 設備概要          3.3.2.4.2 主要設備の仕様          (1)高圧窒素ガスボンベ</p> <p>3.3.2.4.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.3.2.4.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針          (1)環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）          (2)操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）          (3)試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）          (4)切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）          (5)悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）          (6)設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.3.2.4.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針          (1)容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）          (2)確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）          (3)複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）          (4)設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）          (5)保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p>	<p>(1)環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）          (2)操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）          (3)試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）          (4)切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）          (5)悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）          (6)設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）          2.3.2.3.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針          (1)容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）          (2)共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）          (3)設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.3.2.4 加圧器逃がし弁の機能回復による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧</p> <p>2.3.2.4.1 設備概要          2.3.2.4.2 主要設備の仕様          (1)加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ          (2)加圧器逃がし弁操作用バッテリ</p> <p>2.3.2.4.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.3.2.4.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針          (1)環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）          (2)操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）          (3)試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）          (4)切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）          (5)悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）          (6)設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.3.2.4.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針          (1)容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）          (2)確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）          (3)複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）          (4)設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）          (5)保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 RCPB減圧（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>3.3.2.5 主蒸気逃がし弁機能回復（代替高圧窒素ガス供給系）</p> <p>3.3.2.5.1 設備概要</p> <p>3.3.2.5.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 高圧窒素ガスボンベ</p> <p>3.3.2.5.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.3.2.5.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.3.2.5.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>3.3.2.6 原子炉建屋プローアウトパネル</p> <p>3.3.2.6.1 設備概要</p> <p>3.3.2.6.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 原子炉建屋プローアウトパネル</p> <p>3.3.2.6.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.3.2.6.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.3.2.6.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p>	<p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>2.3.2.5 加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧</p> <p>2.3.2.5.1 設備概要</p> <p>2.3.2.5.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 加圧器逃がし弁</p> <p>2.3.2.5.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.3.2.5.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.3.2.5.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 RCPB減圧（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3.3.3 重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>3.3.3.1 インターフェイスシステム LOCA 隔離弁</p> <p>3.3.3.1.1 設備概要</p> <p>3.3.3.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) HPCS 注入隔離弁</p> <p>3.3.3.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p>	<p>2.3.3 重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>2.3.3.1 加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧</p> <p>2.3.3.1.1 設備概要</p> <p>2.3.3.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 加圧器逃がし弁</p> <p>2.3.3.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.3.3.2 蓄圧注入系</p> <p>2.3.3.2.1 設備概要</p> <p>2.3.3.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 蓄圧タンク</p> <p>(2) 蓄圧タンク出口弁</p> <p>2.3.3.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.3.3.3 2次冷却設備からの除熱</p> <p>2.3.3.3.1 設備概要</p> <p>2.3.3.3.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) タービン動補助給水ポンプ</p> <p>(2) 電動補助給水ポンプ</p> <p>(3) 主蒸気逃がし弁</p> <p>(4) 蒸気発生器</p> <p>2.3.3.3.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.3.4 技術的能力審査基準への適合のための復旧手段の整備</p> <p>2.3.4.1 1次冷却系の減圧（蒸気発生器伝熱管破損発生時に用いる設備）</p> <p>2.3.4.1.1 設備概要</p> <p>2.3.4.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁</p> <p>(2) 加圧器逃がし弁</p> <p>2.3.4.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.3.4.2 1次冷却系の減圧及び余熱除去ポンプ入口弁（インターフェイスシステム LOCA 発生時に用いる設備）</p> <p>2.3.4.2.1 設備概要</p> <p>2.3.4.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁</p> <p>(2) 加圧器逃がし弁</p> <p>(3) 余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベ</p> <p>2.3.4.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p>	